

平成 28 年 12 月定例会 付議事件一覧

平成 28 年 12 月 1 日現在

● 市長提出議案案件

報告案件 9 件 （和解関係 = 9 件）

議案案件 28 件（承認議案 = 1 件、条例 = 14 件、補正予算 = 5 件、単行 = 8 件）

以下の表の右欄「ページ」に「 」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

通常審議分

○ 報告案件 9 件

頁

1	報告第 38 号	専決処分した事件の報告について	
2	報告第 39 号	専決処分した事件の報告について	
3	報告第 40 号	専決処分した事件の報告について	
4	報告第 41 号	専決処分した事件の報告について	
5	報告第 42 号	専決処分した事件の報告について	
6	報告第 43 号	専決処分した事件の報告について	
7	報告第 44 号	専決処分した事件の報告について	
8	報告第 45 号	専決処分した事件の報告について	
9	報告第 46 号	専決処分した事件の報告について	

○ 承認議案 1 件（予算 1 件）

頁

10	議案第 150 号	専決処分した事件の報告及び承認について （平成 28 年度都城市一般会計補正予算）	
----	-----------	--	--

○ 条例議案 14 件 新旧対照表を参照

頁

	議案第 151 号	都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
11	マイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機による印鑑登録証明書交付サービスを実施することに伴い、交付の手続きを定めるため、所要の改正を行うもの		1

12	議案第 1 5 2 号	都城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	5
	雇用保険法の改正により、失業等給付の給付内容等が変更されることに伴い、失業者の退職手当について、所要の改正を行うもの		
13	議案第 1 5 3 号	都城市税条例の一部を改正する条例の制定について	11
	地方税法等の改正に伴い、再生可能エネルギー発電設備等に係る固定資産税等の課税標準の特例を条例で定めることとされたこと等に対応するため、所要の改正を行うもの		
14	議案第 1 5 4 号	都城市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	21
	防火対象物の消防用設備等の状況が法令等の規定に違反する場合において、当該防火対象物の名称及び所在地並びに違反内容に係る公表を実施するため、所要の改正を行うもの		
15	議案第 1 5 5 号	都城市防災基本条例の制定について	25
	災害が身近な問題であるということを再認識し、市と市民等との役割分担、基本理念を定め、市民が安心して暮らすことのできる災害に強い地域社会を築くことを目的として、条例を制定するもの		
16	議案第 1 5 6 号	都城市債権管理条例の制定について	35
	市の債権管理に関する事務処理の一般的基準等を定め、全庁的な債権管理の適正化を図るため、条例を制定するもの		
17	議案第 1 5 7 号	都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	41
	外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の改正に伴い、特例適用利子等に係る保険税の課税の特例等が定められたことに対応するため、所要の改正を行うもの		
18	議案第 1 5 8 号	都城市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	45
	早水公園体育文化センター弓道場の建て替えに伴い、施設の使用料を設定する等のため、所要の改正を行うもの		
19	議案第 1 5 9 号	都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	55
	マイナンバーを独自利用する事務について、必要とする情報の見直しに伴い、所要の改正を行うもの		
20	議案第 1 6 0 号	都城市避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について	59
	災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿の作成及び避難支援等関係者への情報提供について必要な事項を定めるため、条例を制定するもの		
21	議案第 1 6 1 号	都城市児童虐待防止等に関する条例の制定について	65
	児童虐待の防止に係る基本理念を定め、市、保護者、市民、関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の防止、早期発見のための連携体制等の基本事項を定め、もって児童の権利利益の擁護に資することなどを目的として、条例を制定するもの		

22	議案第 1 6 2 号	都城市し尿処理施設条例の一部を改正する条例の制定について	71
	都城市つま浄苑の用途を廃止するとともに、文言の整備をするため、所要の改正を行うもの		
23	議案第 1 6 3 号	都城市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について	75
	市営住宅、単独住宅、特定公共賃貸住宅及び山村定住みやざきの家について、指定管理者による管理運営等を導入する等のため、所要の改正を行うもの		
24	議案第 1 6 4 号	都城市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	93
	下水道事業及び農業集落排水事業を地方公営企業法の規定の全てを適用する事業とするため、所要の改正を行うもの		

○ 予算議案 5 件

頁

25	議案第 1 6 5 号	平成 2 8 年度都城市一般会計補正予算（第 4 号）	
26	議案第 1 6 6 号	平成 2 8 年度都城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	
27	議案第 1 6 7 号	平成 2 8 年度都城市工業用地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）	
28	議案第 1 6 8 号	平成 2 8 年度都城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	
29	議案第 1 6 9 号	平成 2 8 年度都城市水道事業会計補正予算（第 1 号）	

○ 単行議案 8 件

頁

	議案第 1 7 0 号	財産の取得について	
30	電動式集密書架一式の取得について、先般行った指名競争入札の結果、大和エコシス株式会社が、1 億 7 4 3 万 8 千 4 百円（税込み）で落札したので、同社との契約の締結について議会の議決を求めるもの		105
	議案第 1 7 1 号	公の施設の指定管理者の指定について	
31	都城市高城養護老人ホーム友愛園の指定管理者を議案のとおり指定することについて、議会の議決を求めるもの		109
	議案第 1 7 2 号	公の施設の指定管理者の指定について	
32	都城市山之口運動公園及び都城市山之口佐土原市民広場の指定管理者を議案のとおり指定することについて、議会の議決を求めるもの		123

33	議案第 1 7 3 号	公の施設の指定管理者の指定について	149
	都城市高崎総合公園及び都城市高崎大牟田地区体育館の指定管理者を議案のとおり指定することについて、議会の議決を求めるもの		
34	議案第 1 7 4 号	財産の取得について	165
	都城市立図書館の備品等の取得について、随意契約により、コクヨマーケティング株式会社を契約の金額 3 億 4 千 8 0 7 万 6 千 5 4 8 円（税込み）で契約の相手方と決定したので、同社との契約の締結について議会の議決を求めるもの		
35	議案第 1 7 5 号	公の施設の指定管理者の指定について	199
	都城市立図書館の指定管理者を議案のとおり指定することについて、議会の議決を求めるもの		
36	議案第 1 7 6 号	都城市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	
37	議案第 1 7 7 号	都城市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	

平成 2 8 年第 5 回都城市議會定例会（ 1 2 月）

（報告第 3 8 号～第 4 6 号、議案第 1 5 0 号～第 1 7 3 号）

議案第 1 5 1 号

都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定
する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

都城市印鑑登録及び証明に関する条例（平成18年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第2条第4号」を「第2条第5号」に改める。

第20条を第21条とし、第16条から第19条までを1条ずつ繰り下げ、第15条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等）

第16条 第14条及び前条第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機（本市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を発行する機能を有するものをいう。）で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を使用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、平成29年4月12日から施行する。

議案第 1 5 2 号

都城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

都城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

都城市職員退職手当支給条例（平成18年条例第59号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「4箇月」を「4月」に改め、同条第5項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第11項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

（6）求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第10条第15項中「規定は、」の次に「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第7項又は第8項」に、「6箇月」を「6月」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 退職職員（退職した都城市職員退職手当支給条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の都城市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第10条第

5 項又は第 6 項の勤続期間を計算する場合における都城市職員退職手当支給条例第 7 条の規定の適用については、同条第 1 項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第 2 項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、0））」とする。

3 新条例第10条第11項（第 6 号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の都城市職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第 10条第11項第 6 号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前 1 年以内に旧条例第10条第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であつて施行日以後に新条例第10条第 5 項から第 8 項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 新条例第10条第15項において準用する同条第11項（第 4 号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する都城市職員退職手当支給条例第10条第11項第 4 号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第10条第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新条例第10条第 5 項から第 8 項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対

する都城市職員退職手当支給条例第10条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第 1 5 3 号

都城市税条例の一部を改正する条例の制定について

都城市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市税条例の一部を改正する条例

都城市税条例（平成18年条例第99号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「第9条第2項第2号」を「前条第2項第2号」に改める。

第51条第1項第7号中「特定非営利活動促進法」の次に「（平成10年法律第7号）」を加える。

第71条第2項第5号中「第1項第3号」を「前項第3号」に改める。

第90条第3項中「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改める。

第152条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第153条第1項中「（昭和43年法律第100号）」を削る。

附則第10条の2第1項中「市町村の」を削り、「3分の1」を「、3分の1」に改め、同条第2項及び第3項中「市町村の」を削り、「2分の1」を「、2分の1」に改め、同条第4項中「市町村の」を削り、「4分の3」を「、4分の3」に改め、同条第5項中「市町村の」を削り、「3分の2」を「、3分の2」に改め、同条第6項中「市町村の」を削り、「5分の3」を「、5分の3」に、「2分の1」を「、2分の1」に改め、同条第12項中「市町村の」を削り、「3分の2」を「、3分の2」に改め、同項を同条第19項とし、同項の前に次の1項を加える。

18 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

附則第10条の2第11項中「市町村の」を削り、「4分の3」を「、4分の3」に改め、同項を同条第17項とし、同条第10項中「市町村の」を削り、「3分の2」を「、3分の2」に改め、同項を同条第16項とし、同条第9項中「市町村の」を削り、「3分の2」を「、3分の2」に改め、同項を同条第15項とし、同項の前に次の5項を加える。

10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2第8項中「市町村の」を削り、「2分の1」を「、2分の1」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「市町村の」を削り、「2分の1」を「、2分の1」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第13条の2を削る。

附則第20条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同条第3項中「第33条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、「、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しく

は配当所得」に改め、同項第４号中「附則第20条の２第３項」を「附則第20条の３第３項後段」に改め、同条第６項中「附則第20条の２第３項」を「附則第20条の３第３項前段」に改め、同条を附則第20条の３とする。

附則第20条の次に次の１条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の２ 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第８条第２項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第５項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第２項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第８条第２項（外国居住者等所得相互免除法第12条第５項及び第16条第２項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第１号の規定により読み替えられた第34条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の３の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

２ 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- （１）第34条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の２第１項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- （２）第34条の６から第34条の８まで、第34条の９第１項並びに附則第７条第１項、第７条の３第１項及び第７条の３の２第１項の規定の適用については、第34条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の７第１項前段、第34条の８、第34条の９第１項並びに附則第７条第１項、第７条の３第１項及び第７条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の２第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の

属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則

第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(固定資産税等に関する経過措置)

第2条 改正後の都城市税条例（以下「新条例」という。）附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得され、又は改良される地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2 新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第10条の2第12項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第10条の2第13項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第10条の2第14項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新条例附則第10条の2第18項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第20条の2の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受ける

べき外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第 5 項に規定する特例適用利子等若しくは外国居住者等所得相互免除法第16条第 2 項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第 6 項に規定する特例適用配当等若しくは外国居住者等所得相互免除法第16条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

議案第 1 5 4 号

都城市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

都城市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市火災予防条例の一部を改正する条例

都城市火災予防条例（平成18年条例第260号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第15号中「ふた」を「蓋」に改める。

第18条第1項第1号中「次の各号に」を「次に」に改める。

第26条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「がん具」を「玩具」に改め、同条第3項中「がん具」を「玩具」に、「ふた」を「蓋」に改める。

第31条の2中「すべて」を「全て」に改める。

第31条の4第2項第7号、第31条の5第2項第2号及び第31条の6第2項第7号中「ふた」を「蓋」に改める。

第45条の見出し及び同条第1号中「まぎらわしい」を「紛らわしい」に改め、同条第2号中「がん具」を「玩具」に改める。

第47条の次に次の1条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第47条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれらに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附則第8条中「第31条の5第1号」を「第31条の5第2項第1号」に改める。

附則第10条中「すべて」を「全て」に改める。

附則第14条中「（昭和34年政令第306号）」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 1 5 5 号

都城市防災基本条例の制定について

都城市防災基本条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市防災基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第4条）

第2章 自助（第5条・第6条）

第3章 共助（第7条 - 第9条）

第4章 公助（第10条 - 第21条）

第5章 他の地方公共団体等への支援（第22条 - 第24条）

第6章 雑則（第25条）

附則

東日本大震災や熊本地震をはじめとして、これまでに発生してきた幾多の災害は、多くの生命と財産を一瞬にして奪い、自然が持つ圧倒的な力の大きさと防災の重要性を私たちに突き付けたところである。

過去の災害の経験や教訓を生かし地域特性を踏まえ、あらゆる災害から市民の生命、身体及び財産を保護するための体制を築くためには、市と市民等の責務と役割を明らかにするとともに、官民一体による連携の下、災害を未然に防止することはもとより、減災の理念に基づいた防災対策を講ずることが必要不可欠である。

また、広域的な災害が発生した場合には、被災した地方公共団体を他の地方公共団体が支援する協力体制を構築することが重要である。

ここに、災害が身近な問題であると再認識し、市と市民等との適切な役割分担を図りながら、自助、共助及び公助を基本理念として、市民が安心して暮らすことのできる災害に強い地域社会を築き上げることを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災対策に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する基本的な事項を定め、防災対策に係る地域間の連携の強化を図ることにより、防災対策を総合的に推進し、災害に強い地域社会を構築することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると

ころによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害のうち、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧・復興を図ることをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、市内に通勤し、若しくは通学する者又は市内に滞在している者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業を営む法人その他の団体及び個人事業者をいう。
- (5) 自主防災組織 市民が防災活動に取り組むため、隣保協同の精神に基づき自発的に構成する防災組織をいう。
- (6) 市民等 市民、事業者及び自主防災組織をいう。
- (7) 防災関係機関 自衛隊、警察その他防災に関係する機関をいう。
- (8) 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
- (9) 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
- (10) 避難所運営委員会 避難者を主体とする避難所運営のための意思決定機関をいう。
- (11) ハザードマップ 災害想定区域、避難場所、避難所、避難経路等に関する情報を示した地図をいう。

（基本理念）

第3条 市、市民等及び防災関係機関は、災害に備える責務があり、自らの安全は自らが守ることを防災の基本として、それぞれが連携を図りながら災害が発生した場合における被害を軽減するために、次に掲げる理念にのっとり、災害対策の充実及び強化に努めなければならない。

- (1) 自助の理念 市民等が自己の責任により自らを災害から守ること。
- (2) 共助の理念 市民等が地域において互いを助け合い、互いを災害から守ること。
- (3) 公助の理念 市及び防災関係機関が市民等を災害から守るための施策を推進すること。

(地域防災計画への反映)

第 4 条 法第16条第 1 項の規定により設置する市の防災会議は、地域防災計画に検討を加える場合は、前条に規定する基本理念を反映させなければならない。

第 2 章 自助

(市民の自助)

第 5 条 市民は、自助の理念にのっとり、防災対策のため、次に掲げる事項について、常に危機意識を持って自ら災害に備えるよう努めなければならない。

- (1) 自らが所有し、又は使用する建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- (2) 家具の転倒防止
- (3) 出火の防止及び初期消火に必要な用具の準備
- (4) 食料、飲料水、医薬品等の確保
- (5) ハザードマップ等による避難場所及び避難所の位置並びに避難の経路及び方法の確認
- (6) 家族間の連絡方法の確認
- (7) 防災対策に関する知識の習得及び情報の収集
- (8) 前各号に掲げるもののほか、日常の防災対策に関し必要な事項

(事業者の自助)

第 6 条 事業者は、社会的責任を自覚し、自助の理念にのっとり、災害が発生したときに備え、従業員、事業所に来所する者の防災対策のため、あらかじめ次に掲げる事項について対策を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 事業を継続し、又は早期に復旧・復興するための計画の策定
- (2) 管理する建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- (3) 従業員に対する防災訓練及び研修の実施
- (4) 応急的な措置に必要な資材の確保及び機材の整備
- (5) 食料、飲料水、医薬品等の確保
- (6) ハザードマップ等による避難場所及び避難所の位置並びに避難の経路及び方法の確認
- (7) 前各号に掲げるもののほか、日常の防災対策に関し必要な事項

第 3 章 共助

(市民の共助)

第7条 市民は、地域社会の一員としての責任を自覚し、共助の理念にのっとり、市が実施する防災対策に関する事業に協力するよう努めるとともに、災害から生命、身体及び財産を守るため、自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努めなければならない。

(事業者の共助)

第8条 事業者は、地域社会の一員としての責任を自覚し、共助の理念にのっとり、市民との連携による防災活動に協力し、及び参加するよう努めなければならない。

2 事業者は、事業所が所在する地域の防災活動に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、市及び防災関係機関が実施する防災対策の円滑な推進に協力するよう努めなければならない。

4 事業者は、災害発生時及び復旧・復興時においては、積極的に応急対策及び復旧・復興対策に協力するよう努めなければならない。

(自主防災組織の共助)

第9条 自主防災組織は、共助の理念にのっとり、消防団、事業者等と協力し、市民の安全確保に努めなければならない。

2 自主防災組織は、災害に備え、その構成員の役割分担をあらかじめ定め、その活動に必要な防災資機材を整備するとともに、初期消火訓練、避難訓練その他の地域における防災活動を実施するよう努めなければならない。

第4章 公助

(市の責務)

第10条 市は、公助の理念にのっとり、災害から市民の生命、身体及び財産を守り、その安全を確保するため、市民等及び防災関係機関と協働して災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する必要な施策を推進しなければならない。

(防災知識の普及及び防災訓練等の実施)

第11条 市は、市民等の防災意識の高揚及び啓発に努めなければならない。

2 市は、防災訓練、講習会等を積極的に行い、防災に関する知識の普及に努めなければならない。

3 市は、防災に関する市民等の理解を深め、防災活動を支える人材を育成するため、学校教育及び社会教育を通じて防災に関する知識及び避難行動を習得する教

育の充実に努めなければならない。

（自主防災組織への支援及び防災活動の啓発）

第12条 市は、自主防災組織の活動の促進を図るため、自主防災組織に対して必要な研修を行い、並びにその活動を担う人材の育成及び確保について必要な支援を行うよう努めるとともに、市民の自主的な防災活動の推進に資する啓発に努めなければならない。

（要配慮者への支援）

第13条 市は、要配慮者の避難の支援が円滑に行われるよう、自主防災組織及び防災関係機関と連携し、あらかじめ必要な体制の整備に努めなければならない。

（物資の備蓄）

第14条 市は、災害の発生に備え、必要な物資を計画的に備蓄しなければならない。

（情報の提供）

第15条 市は、災害の発生に備え、災害に関する情報、避難場所、避難経路その他円滑な避難のために必要な情報を市民等に対し提供しなければならない。

2 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、気象に関する情報その他の必要な情報を速やかに把握するとともに、市民等が当該情報を収集することができるよう必要な措置を講じなければならない。

（災害応急対策の実施体制の確立）

第16条 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法第23条の2の規定により設置する災害対策本部を中心とした災害応急対策を実施するための体制を確立しなければならない。

（ボランティアとの連携）

第17条 市は、災害が発生した場合におけるボランティアによる被災者への支援活動の円滑な実施を確保するため、防災に必要な物資の提供その他の必要な支援及びボランティアを受け入れるための体制の整備に努めなければならない。

2 市は、ボランティア活動を推進するため、ボランティアコーディネーターの養成その他の支援を行うよう努めなければならない。

（応急医療体制の整備）

第18条 市は、災害の発生に備えて医療の提供体制を整備するものとし、災害が発生した場合には、市民等及び医療機関と連携協力して、負傷し、又は疾病にか

かった者の救護を行わなければならない。

（避難所の開設及び運営）

第19条 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、速やかに避難所を開設し、その運営を行わなければならない。

2 市は、大規模災害により避難所生活が長期化することが予想される場合には、避難所運営委員会の設置及び運営の支援を行わなければならない。

3 市は、要配慮者の避難所における生活の確保のため、社会福祉施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定するものとする。

4 避難所に避難した者は、避難所の円滑な運営に協力するよう努めなければならない。

（施設又は設備の復旧要請）

第20条 市は、災害により電気、通信、交通その他の市民の生命又は日常生活の維持に必要な施設又は設備が破損した場合は、当該施設又は設備を管理する事業者に対し、その速やかな復旧を要請するとともに、当該施設又は設備に係る情報提供を的確かつ迅速に行うよう求めるものとする。

（災害復旧・復興の推進）

第21条 市は、災害により甚大な被害が発生した場合は、市民生活の早期の再建を図り、及び都市機能の回復に資するため、速やかに災害復旧・復興を実施するための体制を確立するとともに、国、県、他の地方公共団体等との連携を確保し、これに取り組まなければならない。

第5章 他の地方公共団体等への支援

（他の地方公共団体への支援）

第22条 市は、災害により甚大な被害が発生した他の地方公共団体に対し、災害応急対策又は災害復旧に関する支援を行うよう努めるものとする。

（災害応急対策等の活動を行う機関等への支援）

第23条 市は、災害により他の地方公共団体に被害が発生した場合において、本市を拠点として当該地方公共団体における災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う機関又は団体に対し、市の施設の提供その他の当該活動を円滑に行うために必要な支援を行うよう努めるものとする。

（後方支援拠点都市づくり）

第24条 市は、南海トラフ巨大地震等の大規模災害を想定し、市が後方支援拠点として有する地理的特性をもって、平時から宮崎県南部地域の市町と連携して防災・減災対策の各種施策に関する取組を推進するよう努めるものとする。

第6章 雑則

（委任）

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 5 6 号

都城市債権管理条例の制定について

都城市債権管理条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市債権管理条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について一般的基準その他必要な事項を定めることにより、市の債権管理の適正を期することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 公債権 市の債権のうち、消滅時効が完成した場合に時効の援用を要することなく消滅する債権をいう。
- (3) 強制徴収公債権 公債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分 の例により処分することができるものをいう。
- (4) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外の債権をいう。
- (5) 私債権 市の債権のうち、公債権以外の債権をいう。

(他の法令等との関係)

第 3 条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令若しくは他の条例（以下「法令等」という。）又はこれらに基づく規則（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(債権管理簿の整備)

第 4 条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した債権管理簿（電磁的記録を含む。）を整備するものとする。

(庁内の情報共有)

第 5 条 市長は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、当該市の債権について、第 8 条及び第 9 条、法第231条の3第3項並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第171条の2から第171条の7までに規定する措置を行おうとするときは、その判断に資すると認める限りにおいて、その措置に係る債務者の当該市の債権以外の市の債権に係る管理情報を、

同一の実施機関（都城市個人情報保護条例（平成18年条例第29号）第2条第3号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。

2 市長は、前項の規定により利用し、又は収集した情報を当該市の債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。ただし、前項の規定により、同一の実施機関内において利用し、若しくは他の実施機関に提供する場合又は法令等に基づく場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定により利用し、又は提供を受けた情報を当該市の債権の管理に関する事務に利用する場合は、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

（督促）

第6条 法第231条の3第1項又は令第171条の規定による督促は、他の法令に特別の定めがある場合を除き、書面により、規則で定める期間内に行うものとする。

2 公債権の督促手数料については、市税の例による。

（延滞金）

第7条 市長は、公債権（延滞金を徴収しないものとして規則で定めるものを除く。）について、債務者が督促状で指定された日までに納付しないときは、延滞金を徴収する。

2 強制徴収公債権の延滞金の率及び計算方法については、市税の例による。

3 非強制徴収公債権の延滞金の額は、当該非強制徴収公債権の未納額（当該未納額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該未納額が2,000円未満であるときは、当該端数又は当該金額を切り捨てる。）に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年5パーセントの割合を乗じて計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又は当該額の全額が1,000円未満であるときは、当該端数又は当該全額を切り捨てる。）とする。

4 前項に規定する年当たりの割合は、^{うるう} 閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

5 市長は、債務者が滞納に至ったことについて、特別な理由があると認めるときは、債務者の申請により延滞金を減免することができる。

（徴収停止）

第8条 市長は、非強制徴収公債権又は私債権で履行期限後相当の期間を経過して

もなお、完全に履行されていないものについて、令第171条の5各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 強制執行をすることができる財産がないとき。
- (2) 強制執行をすることにより債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

(債権の放棄)

第9条 市長は、非強制徴収公債権又は私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該債権及びその債務の履行の遅滞に係る延滞金、遅延損害金その他の徴収金を放棄することができる。ただし、当該債権について、債務者と共に債務を負担する者その他弁済の責任を負うべき他の者があり、それらの者が次の各号のいずれにも該当しないときは、放棄することができない。

- (1) 令第171条の2に規定する強制執行等又は令第171条の4に規定する債権の申出等の措置をとったにもかかわらず、なお完全に債務が履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、債務の履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 令第171条の5又は前条の規定に基づく徴収停止を行った場合において、当該徴収停止後、規則で定める期間を経過してもなお、債務を履行させることが困難又は不適當と認められるとき。
- (3) 令第171条の5又は前条の規定に基づく徴収停止を行った場合において、当該債権が徴収することができないものであることが明らかであるとき。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、債務者がその責任を免れたとき。
- (5) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄をした場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (6) 私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効を援用しないことが明らかな場合を除く。 ）。

2 市長は、前項の規定により非強制徴収公債権又は私債権を放棄したときは、こ

れを議会に報告しなければならない。

（委任）

第 10 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（都城市督促手数料及び延滞金徴収条例の廃止）

2 都城市督促手数料及び延滞金徴収条例（平成18年条例第102号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の日の前日までに、不納欠損の処理を行い、決算に係る議会の認定を受けた債権については、第9条の規定による放棄があったものとみなす。

議案第 1 5 7 号

都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

都城市国民健康保険税条例（平成18年条例第157号）の一部を次のように改正する。

第28条第3項第4号中「国民健康保険法施行令」の次に「（昭和33年政令第362号）」を加える。

附則中第19項を第21項とし、第13項から第18項までを2項ずつ繰り下げ、第12項の次に次の2項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び第27条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第27条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第27条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び第27条

第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第27条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第27条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の都城市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 1 5 8 号

都城市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

都城市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市都市公園条例の一部を改正する条例

都城市都市公園条例（平成22年条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1 都城運動公園の運動施設を利用する場合(7) 設備器具の表野球場の部野球用具の項の次に次のように加える。

ピッチングマシン	同上	2,000円	同上
----------	----	--------	----

別表第1の2 早水公園体育文化センターの運動施設を利用する場合(2) 弓道場、遠的弓道場の表を次のように改める。

(2) 近的弓道場、遠的弓道場

ア 近的弓道場

区分				単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
団 体 利 用 の 場 合	入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	高 校 生 以 下	近的弓道場の全 てを利用する場 合	1 時間	450円	基礎額と当該金額に消費 税法に定める消費税の税 率を乗じて得た額及びそ の額に地方税法に定める 地方消費税の税率を乗じ て得た額を合算した額を 加えた額とする。この場 合において、単位当たり の使用料の額に10円未満 の端数が生じたときは、 これを切り捨てる。
			近的弓道場の 2 分の 1 を利用す る場合	同上	230円	同上
			近的弓道場の 3 分の 1 を利用す る場合	同上	150円	同上
		大人	近的弓道場の全 てを利用する場 合	同上	750円	同上

		近的弓道場の2分の1を利用する場合	同上	380円	同上
		近的弓道場の3分の1を利用する場合	同上	250円	同上
	入場料	高校生以下	同上	1,350円	同上
	を徴収する場合	大人	同上	2,250円	同上
個人利用の場合	高校生以下		同上	50円	同上
	大人		同上	100円	同上

イ 遠的弓道場

区分				単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
団体利用の場合	入場料を徴収しない場合	高校生以下	遠的弓道場の全てを利用する場合	1時間	450円	基礎額と当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
			遠的弓道場の3分の1を利用する場合	同上	150円	同上

		大人	遠的弓道場の全	同上	750円	同上
			てを利用する場合			
			遠的弓道場の 3	同上	250円	同上
			分の 1 を利用す る場合			
	入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	高校生以下		同上	1,350円	同上
		大人		同上	2,250円	同上
個 人 利 用 の 場 合	高校生以下			同上	50円	同上
	大人			同上	100円	同上

ウ 冷暖房設備

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
エントランスホール	1時間	300円	基礎額と当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
近的選手控室	同上	200円	同上
遠的選手控室	同上	200円	同上
男子更衣室	同上	100円	同上

女子更衣室	同上	100円	同上
巻きわら室	同上	100円	同上
近的看的所	同上	100円	同上
遠的看的所	同上	100円	同上
近的控室兼会議室	同上	100円	同上
近的更衣室	同上	100円	同上
遠的控室	同上	100円	同上

別表第１の８ 高崎総合公園の施設を利用する場合(1) 野球場の表スコアボードの項中「スコアボード」を「スコアボード」に改める。

附 則

(施行期日)

１ この条例は、平成29年４月１日から施行する。

(準備行為)

２ 前項の規定にかかわらず、改正後の都城市都市公園条例別表第１の１ 都城運動公園の運動施設を利用する場合(7) 設備器具の表中ピッチングマシンの利用及び別表第１の２ 早水公園体育文化センターの運動施設を利用する場合(2) 近的弓道場、遠的弓道場の表の適用を受ける施設の利用に係る準備行為は、公布の日から行うことができる。

都 使 審 第 6 号
平成 2 8 年 1 0 月 3 1 日

都城市長 池田 宜永 様

都城市使用料等審議会
会 長 西川 英男

使用料等の額の制定について（答申）

平成 2 8 年 1 0 月 1 4 日付け都財第 4 2 0 号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

- 1 都城運動公園野球場ピッチングマシン使用料の制定について
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、
[別表 1] のとおり制定することが適当である。
- 2 早水公園体育文化センター弓道場使用料の改正について
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、
[別表 2] のとおり改定することが適当である。

審議会委員

会 長	西 川 英 男
委 員	永 野 修一郎
	蓑 原 行 満
	横 山 幸 子
	倉 吉 悦 子

[別表 1]

都城市都市公園条例（別表第 1）（抜粋）

1 都城運動公園の運動施設を利用する場合

(7) 設備器具

区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
野球場	ピッチングマシン	1 回	2,000円	基礎額と当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

[別表 2]

都城市都市公園条例（別表第 1）（抜粋）

2 早水公園体育文化センターの運動施設を利用する場合

(2) 近的弓道場、遠的弓道場

ア 近的弓道場

区分				単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
団体 利用 の場 合	入場料を徴収しない場合	高校 生以 下	全面利用	1 時間	450円	基礎額と当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
			2 分の 1 面利用	同上	230円	同上
			3 分の 1 面利用	同上	150円	同上

		大人	全面利用	同上	750円	同上
			2 分の 1 面利用	同上	380円	同上
			3 分の 1 面利用	同上	250円	同上
	入場料を 徴収する 場合	高校 生以 下	全面利用	同上	1,350円	同上
		大人	全面利用	同上	2,250円	同上
個人 利用 の場 合	高校生以下			同上	50円	同上
	大人			同上	100円	同上

イ 遠的弓道場

区分				単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
団体 利用 の場 合	入場料を 徴収しな い場合	高校 生以 下	全面利用	1 時間	450円	基礎額と当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
			3 分の 1 面利用	同上	150円	同上
		大人	全面利用	同上	750円	同上
			3 分の 1 面利用	同上	250円	同上
	入場料を 徴収する	高校 生以	全面利用	同上	1,350円	同上

	場合	下				
		大人	全面利用	同上	2,250円	同上
個人 利用 の場 合	高校生以下			同上	50円	同上
	大人			同上	100円	同上

ウ 冷暖房設備

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
エントランスホール	1 時間	300円	基礎額と当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
近的選手控室	同上	200円	同上
遠的選手控室	同上	200円	同上
男子更衣室	同上	100円	同上
女子更衣室	同上	100円	同上
巻きわら室	同上	100円	同上
近的看的所（2 か所）	同上	100円	同上
遠的看的所（2 か所）	同上	100円	同上
近的控室兼会議室	同上	100円	同上
近的更衣室	同上	100円	同上
遠的控室	同上	100円	同上

議案第 1 5 9 号

都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成27年条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の項中「（以下「児童扶養手当関係情報」という。）」を削り、同表の4の項中「、児童扶養手当関係情報」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 6 0 号

都城市避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について

都城市避難行動要支援者名簿に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市避難行動要支援者名簿に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）の規定に基づき、避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿の作成及び避難支援等関係者への名簿情報の提供に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(避難行動要支援者の範囲)

第 3 条 避難行動要支援者の範囲は、次に掲げる者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとする。

- (1) 65歳以上の単身世帯に属する者
- (2) 75歳以上の者のみで構成される世帯に属する者
- (3) 介護保険法（平成 9 年法律第123号）第19条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者で、当該要介護認定に係る要介護状態区分が、要介護 3 以上であるもの
- (4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5 号身体障害者障害程度等級表の 1 級若しくは 2 級に該当する肢体障害を有する者又は視覚障害若しくは聴覚障害に該当する障害を有する者
- (5) 宮崎県が発行する療育手帳（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して交付される手帳をいう。）の交付を受けている者その他これらに類するものとして市長が認める手帳の交付を受けている者
- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (7) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7 条第 4

項に規定する医療受給者証を有する者

(8) 前各号に準じる状態にある者で、自ら避難行動要支援者であるとの申出があったもの

(避難行動要支援者名簿の作成)

第4条 市長は、避難行動要支援者に対する避難支援等が円滑に行われるよう必要な体制を整備するため、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

2 市長は、避難行動要支援者名簿の記載事項について、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(名簿情報の提供)

第5条 市長は、法第49条の11第2項の規定により、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。この場合において、名簿情報を提供することについて避難行動要支援者の同意を得ることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、避難行動要支援者が規則で定める方法により、名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報を提供しないものとする。

(名簿情報の取扱いに関する協定)

第6条 市長は、前条第1項の規定により名簿情報を提供しようとするときは、当該名簿情報の提供を受けようとする避難支援等関係者との間で、当該名簿情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定に定める事項は、規則で定める。

3 市長は、第1項の協定の内容が遵守されているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、同項の協定を締結した避難支援等関係者から、提供した名簿情報の管理に関して報告を求め、又は提供した名簿情報の管理の状況を検査することができる。

(名簿情報の適正管理)

第7条 第5条第1項又は法第49条の11第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者は、当該提供を受けた名簿情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の名簿情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるとともに、名簿情報の管理に関する責任体制を明確にしなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 第5条第1項又は法第49条の11第3項の規定により名簿情報の提供を受け

た者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報を自ら利用し、又は当該名簿情報の提供を受けた者以外の者に提供してはならない。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 6 1 号

都城市児童虐待防止等に関する条例の制定について

都城市児童虐待防止等に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市児童虐待防止等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、児童を虐待から守るための基本理念を定め、市、保護者、市民等及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の防止及び早期発見のための連携体制等基本となる事項を定め、もって児童の権利利益の擁護に資するとともに、子育て家庭への支援を図り、児童の心身の健やかな成長に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する児童をいう。
- (2) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
- (3) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住する者、市内において就業し、又は就学する者並びに市内で事業活動を行う個人、企業及び団体をいう。
- (5) 関係機関等 学校、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、医療機関その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び児童の福祉に関係のある者をいう。

(基本理念)

第3条 虐待は、児童の心身の健やかな成長及び発達並びに人格の形成に重大な影響を与える著しい人権侵害行為であり、何人もこれを行ってはならない。

2 虐待への対応は、児童の最善の利益を考慮しなければならない。

3 何人も、次代の社会を担う全ての児童一人一人の人権が尊重され、虐待がなく、児童が健やかに成長することができる社会の実現及び保護者が安心して子育てをすることができる環境づくりに取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、児童相談所、保健所及び関係機関等と連携し、虐待の防止等に係る施策を実施するとともに、子育て家庭が孤立することのないよう相談その他必要

な支援を行わなければならない。

2 市は、虐待の防止等に必要な施策を実施するに当たっては、市民等、児童相談所、保健所及び関係機関等と連携し、協力体制を構築するものとする。

3 市は、子育て家庭が安心して、子育ての悩みや不安等を相談することができる体制の整備に努めるとともに、市民等及び関係機関等への理解を図るために必要な啓発活動を行うものとする。

（保護者の責務）

第5条 保護者は、子育てについての責任を有することを自覚し、虐待が決して正当化されることではないことを認識し、児童のしつけに関して、人権に配慮し児童を心身共に健やかに育成するよう努めなければならない。

2 保護者は、子育てに対する悩みや不安があるときは、積極的に子育て支援に係る事業を利用するとともに、市、児童相談所、保健所及び関係機関等に相談し、又はこれらの機関の援助を活用し、子育てに当たって地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。

（市民等の責務）

第6条 市民等は、虐待の防止等について、市が実施する施策や児童相談所、保健所及び関係機関等の取組に関し協力するとともに、子育て家庭への支援を行うよう努めなければならない。

2 市民等は、虐待を受けた（受けたおそれがあるときを含む。次条第2項において同じ。）児童を発見した場合は、法第6条第1項の規定に基づき、速やかに直接若しくは児童委員を介して、市又は児童相談所に通告しなければならない。

（関係機関等の責務）

第7条 関係機関等は、虐待の防止等について、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

2 関係機関等は、虐待を受けた児童を発見した場合は、速やかに市又は児童相談所に通告し、必要とする支援について市と連携し、協力するよう努めなければならない。

3 関係機関等は、地域において児童及び子育て家庭が見守られる環境を築くよう努めなければならない。

（子育てに係る情報の提供及び支援）

第8条 市は、虐待を未然に防止するため、子育て家庭に対し、子育てに係る情報の提供を行うとともに、子育て支援を要する家庭に対し、早期相談支援、訪問支援、専門的な知識及び技術の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、前項の情報の提供及び支援に当たっては、児童相談所、保健所及び関係機関等との連携により行うよう努めるものとする。

（市民等及び関係機関等に対する情報の提供等）

第9条 市は、市民等及び関係機関等に対し、子育て支援に係る情報の提供を行うとともに、市民等及び関係機関等と連携し、保護者が安心して子育てをすることができるような環境づくりに努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 6 2 号

都城市し尿処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

都城市し尿処理施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市し尿処理施設条例の一部を改正する条例

都城市し尿処理施設条例（平成18年条例第240号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

都城市清浄館条例

第1条及び第2条を次のように改める。

（設置）

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条の2第1項の規定によりし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）を衛生的に処理するため、都城市吉尾町2544番地1に都城市清浄館（以下「清浄館」という。）を設置する。

（搬入時間及び休業日）

第2条 清浄館へのし尿等の搬入時間及び清浄館の休業日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 搬入時間 午前8時15分から午後4時15分まで

(2) 休業日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、搬入時間及び休業日を変更することができる。

第3条の見出しを「（搬入許可）」に改め、同条第1項中「し尿処理施設を利用しよう」と「清浄館にし尿等を搬入しよう」とに改め、同条第2項中「都城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年条例第164号）第14条」を「法第7条第1項」に改める。

第4条中「利用許可」を「前条の規定による搬入の許可（以下「搬入許可」という。）」に、「利用者」を「搬入者」に改め、同条第1号中「し尿処理施設を利用」を「清浄館にし尿等を搬入」に改め、同条第2号中「し尿処理施設」を「清浄館」に改め、同条第3号中「し尿処理施設を利用目的外に利用」を「清流館にし尿等以外の廃棄物を搬入」に改める。

第5条の見出し中「利用許可」を「搬入許可」に改め、同条中「利用者又は入場者」を「市長は、搬入者又は清浄館に入場した者」に、「利用許可」を「搬入許可」に改める。

第6条を削る。

第7条の見出しを「（損害賠償等）」に改め、同条中「し尿処理施設を滅失し、又は破損した者は、」を「清浄館を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、直ちにこれを原状に回復し、又は」に改め、同条ただし書中「賠償責任を軽減し、又は免除することができる」を「この限りでない」に改め、同条を第6条とする。

第8条を第7条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の都城市し尿処理施設条例によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第 1 6 3 号

都城市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について

都城市営住宅条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市営住宅条例等の一部を改正する条例

(都城市営住宅条例の一部改正)

第 1 条 都城市営住宅条例（平成18年条例第245号）の一部を次のように改正する。

目次中「第59条」を「第65条」に改める。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

市長は、市営住宅の入居者（以下「入居者」という。）を公募するものとする。

第59条を第65条とし、第58条を第64条とし、第57条を第63条とし、第56条の 2 の次に次の 6 条を加える。

(指定管理者による管理)

第 5 7 条 市長は、必要があると認めるときは、地方自治法第244条の 2 第 3 項の規定により、市営住宅及び共同施設の管理を法人その他の団体（以下「団体」という。）で市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手續)

第 5 8 条 市営住宅及び共同施設の指定管理者として指定を受けようとする者は、申請書に市営住宅及び共同施設の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）その他規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請の手續について、あらかじめ公表するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により内容の審査を行い、指定管理者の候補（以下「指定管理候補者」という。）を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 住民の平等な利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、市営住宅及び共同施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減を図ることができるものであること。

(3) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、規則で定める基準

(指定管理者の指定のの特例)

第 5 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、同条第 3 項各号に掲げる基準を満たすものと認める団体を指定管理候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定することができる。

(1) 前条第 1 項に規定する申請がなかったとき、又は同条第 3 項の審査の結果、指定管理候補者となるべき団体がなかったとき。

(2) 指定管理候補者を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき。

(3) 地方自治法第244条の 2 第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により指定管理候補者を選定する場合には、当該団体に対し、前条第 1 項に規定する書類の提出を求めるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 6 0 条 指定管理者は、次に掲げる業務（市長のみの権限に属するものを除く。）を行うものとする。

(1) 市営住宅の入居及び明渡しの手続に関する業務

(2) 家賃の収納に関する業務

(3) 市営住宅及び共同施設の維持及び保全に関する業務

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市営住宅及び共同施設の管理に関して市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第 6 1 条 指定管理者は、規則で定める管理の基準に従って市営住宅及び共同施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者の指定等の告示)

第 6 2 条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したとき、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

別表第 1 を次のように改める。

次のよう～別紙

(都城市単独住宅条例の一部改正)

第 2 条 都城市単独住宅条例 (平成18年条例第247号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

市長は、単独住宅の入居者 (以下「入居者」という。) を公募するものとする。

第 8 条を次のように改める。

(準用)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、都城市単独住宅については、都城市営住宅条例 (平成18年条例第245号) 第 5 条、第 6 条 (第 3 号を除く。) 、第12条から第14条まで、第18条から第28条まで、第41条、第42条及び第55条から第63条までの規定 (同条例の施行に関する規則等の規定を含む。) を準用する。この場合において、都城市営住宅条例第 5 条、第 6 条、第13条、第14条、第18条第 1 項及び第 4 項、第22条第 2 項、第25条から第27条まで、第28条第 1 項から第 3 項まで、第41条第 1 項及び第 2 項、第42条第 1 項及び第 2 項、第56条第 1 項及び第 2 項並びに第60条第 1 号中「市営住宅」とあり、第21条第 1 項、第22条第 1 項第 4 号、第23条第 1 項及び第 2 項、第42条第 1 項第 3 号、第55条第 3 項、第57条、第58条第 1 項及び第 3 項第 2 号、第60条第 3 号及び第 4 号、第61条並びに第63条中「市営住宅及び共同施設」とあるのは「単独住宅」と、第12条第 1 項第 2 号中「都城市営住宅賃貸契約書」とあるのは「都城市単独住宅賃貸契約書」と、第41条第 1 項、第55条第 1 項から第 3 項まで及び第 6 項並びに第56条第 1 項中「市営住宅監理員」とあるのは「単独住宅監理員」と、第55条第 4 項から第 6 項までの規定中「市営住宅連絡員」とあるのは「単独住宅連絡員」と読み替えるものとする。

(都城市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第 3 条 都城市特定公共賃貸住宅条例 (平成18年条例第249号) の一部を次のように改正する。

第11条第 3 項中「第 2 項」を「前項」に改める。

第34条を第40条とし、第33条を第39条とし、第32条を第38条とし、第31条の次に次の6条を加える。

（指定管理者による管理）

第32条 市長は、必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第3項の規定により、特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理を法人その他の団体（以下「団体」という。）で市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の指定の手続）

第33条 特定公共賃貸住宅及び共同施設の指定管理者として指定を受けようとする者は、申請書に特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）その他規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請の手続について、あらかじめ公表するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により内容の審査を行い、指定管理者の候補（以下「指定管理候補者」という。）を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 住民の平等な利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、特定公共賃貸住宅及び共同施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減を図ることができるものであること。

(3) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める基準

（指定管理者の指定の手続の特例）

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、同条第3項各号に掲げる基準を満たすものと認める団体を指定管理候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定することができる。

(1) 前条第1項に規定する申請がなかったとき、又は同条第3項の審査の結果、指定管理候補者となるべき団体がなかったとき。

(2) 指定管理候補者を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき。

(3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により指定管理候補者を選定する場合には、当該団体に対し、前条第1項に規定する書類の提出を求めるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第35条 指定管理者は、次に掲げる業務（市長のみの権限に属するものを除く。）を行うものとする。

(1) 特定公共賃貸住宅の入居及び明渡しの手続に関する業務

(2) 家賃の収納に関する業務

(3) 特定公共賃貸住宅及び共同施設の維持及び保全に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理に関して市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第36条 指定管理者は、規則で定める管理の基準に従って特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者の指定等の告示)

第37条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したとき、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(都城市山村定住みやざきの家条例の一部改正)

第4条 都城市山村定住みやざきの家条例（平成18年条例第250号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

市長は、山村定住住宅の入居者（以下「入居者」という。）を公募するものとする。

第21条を第27条とし、第20条の次に次の6条を加える。

（指定管理者による管理）

第21条 市長は、必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第3項の規定により、山村定住住宅の管理を法人その他の団体（以下「団体」という。）で市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の指定の手続）

第22条 山村定住住宅の指定管理者として指定を受けようとする者は、申請書に山村定住住宅の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）その他規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請の手続について、あらかじめ公表するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により内容の審査を行い、指定管理者の候補（以下「指定管理候補者」という。）を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 住民の平等な利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、山村定住住宅の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減を図ることができるものであること。

(3) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める基準

（指定管理者の指定の手続の特例）

第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、同条第3項各号に掲げる基準を満たすものと認める団体を指定管理候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定することができる。

(1) 前条第1項に規定する申請がなかったとき、又は同条第3項の審査の結果、指定管理候補者となるべき団体がなかったとき。

(2) 指定管理候補者を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき。

(3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し

たとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により指定管理候補者を選定する場合には、当該団体に
対し、前条第1項に規定する書類の提出を求めるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第24条 指定管理者は、次に掲げる業務(市長のみの権限に属するものを除く。
)を行うものとする。

(1) 山村定住住宅の入居及び明渡しの手続に関する業務

(2) 家賃の収納に関する業務

(3) 山村定住住宅の維持及び保全に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、山村定住住宅の管理に関して市長が必要と認
める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第25条 指定管理者は、規則で定める管理の基準に従って山村定住住宅の管理
を行わなければならない。

(指定管理者の指定等の告示)

第26条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したとき、
若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示
するものとする。

別表東霧島団地D棟の項を削り、同表建設事業年度の欄中「13」を「平成13」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別紙

別表第 1 (第 3 条関係)

団地名	所在	建設事業 年度	構造	戸数
菖蒲原	都城市菖蒲原町19街区 6 号	平成 2	中層耐火 3 階建	24
一万城	都城市一万城町4988番地 1	平成 8	中層耐火 3 階建	42
		平成 9	中層耐火 3 階建	54
		平成10	中層耐火 3 階建	36
		平成11	中層耐火 3 階建	30
	都城市上長飯町5154番地	平成12	中層耐火 3 階建	36
		平成13	中層耐火 3 階建	24
		平成15	高層耐火 6 階建	39
		平成16	高層耐火 6 階建	39
		平成18	高層耐火 6 階建	26
		平成20	高層耐火 6 階建	26
一万城出口	都城市一万城町16号 1 番地	昭和52	中層耐火 4 階建	24
一万城東部	都城市一万城町60号 1 番地	昭和63	木造平屋建	10
今町	都城市今町7479番地 4	昭和54	中層耐火 4 階建	24
岩渕	都城市下長飯町1740番地 1	昭和37	簡易耐火平屋建	16
内堀	都城市鷹尾四丁目14街区 1 号	平成 5	耐火 2 階建	12
		平成 6	耐火 2 階建	32
		平成 7	耐火 2 階建	8
	都城市鷹尾四丁目15街区 5 号	平成 5	耐火 2 階建	28
		平成 5	中層耐火 3 階建	18
内堀東	都城市鷹尾三丁目25街区 1 号	平成 7	耐火 2 階建	8
梅北	都城市梅北町1423番地 3	昭和63	木造平屋建	8
王子原	都城市安久町6852番地	平成23	耐火 2 階建	12
沖水	都城市都北町5605番地	平成 7	中層耐火 3 階建	24

乙房	都城市乙房町395番地 7	昭和42	簡易耐火平屋建	10
乙房あざめ	都城市乙房町1426番地 1	昭和63	木造平屋建	8
菓子野	都城市菓子野町9521番地	平成 2	木造平屋建	8
加治屋	都城市南横市町3819番地 4	昭和42	簡易耐火平屋建	10
上水流	都城市上水流町1688番地	昭和56	中層耐火 4 階建	16
川崎	都城市鷹尾四丁目 3 街区10号	昭和50	中層耐火 3 階建	30
		昭和51	中層耐火 3 階建	18
神田	都城市庄内町7941番地 1	昭和51	中層耐火 4 階建	24
		昭和53	中層耐火 4 階建	16
北鷹尾	都城市鷹尾五丁目 7 街区 1 号	平成 4	耐火 2 階建	24
		平成 4	中層耐火 3 階建	24
		平成 5	耐火 2 階建	14
小鷹原	都城市上長飯町63号 2 番地	平成元	木造平屋建	6
山野原	都城市太郎坊町6682番地	昭和46	簡易耐火平屋建	10
		昭和47	簡易耐火平屋建	25
志比田	都城市志比田町5211番地 2	平成 3	耐火 2 階建	20
		平成 3	中層耐火 3 階建	12
下長飯	都城市大岩田町6109番地	昭和42	簡易耐火平屋建	18
	都城市大岩田町6122番地	昭和43	簡易耐火平屋建	50
		昭和44	簡易耐火平屋建	40
		昭和45	簡易耐火平屋建	22
	都城市大岩田町6136番地 2	昭和46	簡易耐火平屋建	16
	都城市下長飯町5603番地 1	昭和44	簡易耐火平屋建	10
		昭和45	簡易耐火平屋建	10
		昭和47	簡易耐火平屋建	9
		昭和48	簡易耐火平屋建	32
志和池	都城市上水流町2323番地 1	昭和62	木造平屋建	10

		平成元	木造平屋建	5
藤田	都城市安久町5621番地 1	昭和37	簡易耐火平屋建	12
		昭和39	簡易耐火平屋建	20
		昭和40	簡易耐火平屋建	20
	都城市安久町5633番地	昭和42	簡易耐火平屋建	17
都北	都城市都北町1011番地	昭和47	簡易耐火平屋建	16
		昭和48	簡易耐火平屋建	23
		昭和49	簡易耐火平屋建	27
		昭和51	中層耐火 4 階建	40
		昭和53	中層耐火 4 階建	64
豊満	都城市豊満町1582番地	平成 8	木造平屋建	9
中道	都城市上水流町1585番地	平成11	中層耐火 3 階建	30
西岳	都城市高野町3780番地 1	昭和59	中層耐火 3 階建	12
西之前	都城市下川東二丁目20号 1 番地	昭和59	中層耐火 4 階建	16
		昭和60	中層耐火 4 階建	16
		昭和61	中層耐火 4 階建	16
		昭和62	中層耐火 4 階建	16
平江	都城市平江町 9 街区13号	昭和47	簡易耐火平屋建	10
町区	都城市庄内町8680番地	昭和40	簡易耐火平屋建	12
		昭和41	簡易耐火平屋建	9
南鷹尾	都城市南鷹尾町24街区10号	平成元	耐火 2 階建	8
蓑原	都城市蓑原町2358番地 1	平成13	中層耐火 3 階建	22
		平成14	中層耐火 3 階建	37
都原	都城市都原町29番地 2	昭和45	簡易耐火平屋建	18
		昭和46	簡易耐火平屋建	10
		昭和47	簡易耐火平屋建	16
		昭和48	簡易耐火平屋建	24

	都城市都原町26番地 1	昭和48	簡易耐火平屋建	28
		昭和49	簡易耐火平屋建	24
	都城市都原町 7 番地 1	昭和49	簡易耐火平屋建	21
	都城市都原町 2 番地 1	昭和50	中層耐火 4 階建	64
		昭和52	中層耐火 4 階建	64
宮丸西	都城市鷹尾一丁目3733番地 1	昭和54	中層耐火 4 階建	56
		昭和55	中層耐火 4 階建	72
		昭和56	中層耐火 4 階建	56
		昭和57	中層耐火 4 階建	56
		昭和58	中層耐火 4 階建	48
		昭和59	中層耐火 4 階建	16
		昭和60	中層耐火 4 階建	16
麓 A	都城市山之口町山之口3235番地	昭和53	簡易耐火平屋建	8
丸岡	都城市山之口町山之口3428番地 3	昭和53	簡易耐火平屋建	12
	都城市山之口町山之口3422番地 2	平成 2	中層耐火 3 階建	12
	都城市山之口町山之口3430番地 1	平成 3	中層耐火 3 階建	12
花木第 1	都城市山之口町花木2057番地 1	平成 5	中層耐火 3 階建	18
		平成 7	中層耐火 3 階建	18
花木第 3	都城市山之口町花木2405番地 3	昭和42	簡易耐火平屋建	20
		昭和43	簡易耐火平屋建	12
		昭和44	簡易耐火平屋建	12
		昭和45	簡易耐火平屋建	20
		昭和46	簡易耐火平屋建	8
		昭和47	簡易耐火平屋建	28
花木第 4	都城市山之口町花木2353番地 1	昭和48	簡易耐火平屋建	20
	都城市山之口町花木2394番地 1	昭和49	簡易耐火平屋建	20
		昭和50	簡易耐火平屋建	20

		昭和51	簡易耐火平屋建	4
富吉	都城市山之口町富吉1562番地 1	昭和51	簡易耐火平屋建	20
		昭和52	簡易耐火平屋建	20
		昭和54	簡易耐火平屋建	12
		昭和55	簡易耐火平屋建	12
		昭和60	簡易耐火平屋建	8
		昭和61	簡易耐火平屋建	4
		昭和62	簡易耐火平屋建	4
		昭和63	簡易耐火平屋建	2
飯起	都城市山之口町花木2160番地 1	昭和54	簡易耐火平屋建	8
		昭和56	簡易耐火平屋建	20
		昭和57	簡易耐火平屋建	12
		昭和58	簡易耐火平屋建	8
		昭和59	簡易耐火平屋建	4
下富吉	都城市山之口町富吉3624番地 1	平成元	簡易耐火平屋建	4
石山	都城市高城町石山1096番地	昭和30	木造平屋建	1
	都城市高城町石山283番地	昭和57	中層耐火 3 階建	18
		昭和58	中層耐火 3 階建	12
		昭和62	中層耐火 3 階建	12
		昭和63	中層耐火 3 階建	12
第 2 石山	都城市高城町石山1135番地 1	平成 4	中層耐火 3 階建	12
第 2 有水	都城市高城町有水3380番地	昭和36	木造平屋建	1
有水宮平	都城市高城町有水78番地 6	昭和50	簡易耐火平屋建	4
		昭和51	簡易耐火平屋建	12
	都城市高城町有水61番地 2	昭和52	簡易耐火平屋建	8
和田	都城市高城町穂満坊2686番地	昭和30	木造平屋建	1
第 1 鳥井前	都城市高城町穂満坊474番地	昭和36	木造平屋建	2

		昭和50	簡易耐火平屋建	6
第 2 鳥井前	都城市高城町穂満坊471番地 1	昭和41	簡易耐火平屋建	24
第 3 鳥井前	都城市高城町穂満坊491番地	昭和49	簡易耐火平屋建	30
		昭和50	簡易耐火平屋建	20
第 1 軍神原	都城市高城町穂満坊2468番地	昭和42	簡易耐火平屋建	16
		昭和43	簡易耐火平屋建	4
		昭和44	簡易耐火平屋建	4
		昭和46	簡易耐火平屋建	6
第 2 軍神原	都城市高城町穂満坊2553番地	昭和51	簡易耐火平屋建	28
		昭和52	簡易耐火平屋建	32
		昭和53	中層耐火 3 階建	36
		昭和54	中層耐火 3 階建	36
		昭和55	中層耐火 3 階建	12
春日	都城市高城町大井手70番地 2	昭和47	簡易耐火平屋建	24
		昭和48	簡易耐火平屋建	15
田尾上	都城市高城町有水3540番地	昭和55	中層耐火 3 階建	18
		昭和56	中層耐火 3 階建	12
		昭和58	中層耐火 3 階建	12
		昭和59	中層耐火 3 階建	12
万ヶ塚第 1	都城市山田町山田9755番地86	昭和58	中層耐火 3 階建	12
万ヶ塚第 2	都城市山田町山田9680番地 5	昭和44	簡易耐火平屋建	20
		昭和48	簡易耐火平屋建	8
		昭和49	簡易耐火平屋建	10
		昭和50	簡易耐火平屋建	12
谷頭五班第 1	都城市山田町中霧島3302番地 3	昭和41	簡易耐火平屋建	12
		昭和42	簡易耐火平屋建	12
谷頭五班第 2	都城市山田町中霧島3501番地 1	昭和45	簡易耐火平屋建	20

		昭和46	簡易耐火平屋建	4
		昭和48	簡易耐火平屋建	2
		昭和49	簡易耐火平屋建	2
	都城市山田町中霧島3501番地22	昭和46	簡易耐火平屋建	8
		昭和47	簡易耐火平屋建	12
		昭和48	簡易耐火平屋建	2
	都城市山田町中霧島3507番地 1	昭和51	簡易耐火平屋建	12
	都城市山田町中霧島3507番地 3	昭和59	中層耐火 3 階建	12
西杵第 2	都城市山田町山田4360番地 1	昭和52	簡易耐火平屋建	12
	都城市山田町山田4363番地 1	昭和53	簡易耐火平屋建	18
	都城市山田町山田4317番地 1	昭和54	簡易耐火平屋建	12
	都城市山田町山田4319番地	昭和55	簡易耐火平屋建	12
	都城市山田町山田4310番地 1	昭和56	中層耐火 3 階建	12
	都城市山田町山田4370番地	平成 2	木造平屋建	6
		平成 3	木造平屋建	7
谷頭駅前ふれあい	都城市山田町中霧島3102番地 4	昭和62	中層耐火 3 階建	12
脇之馬場	都城市山田町山田3854番地 1	平成 4	木造平屋建	8
瀬茅	都城市山田町山田9829番地18	平成 5	木造平屋建	8
大古川	都城市山田町山田2372番地 1	平成 6	木造平屋建	4
浜之段	都城市山田町山田1397番地 1	平成 6	木造平屋建	2
前田	都城市高崎町前田1095番地	昭和28	木造平屋建	1
	都城市高崎町前田3300番地	昭和53	簡易耐火平屋建	18
縄瀬原	都城市高崎町縄瀬3410番地 1	昭和50	簡易耐火平屋建	20
		昭和51	簡易耐火平屋建	20
三和	都城市高崎町縄瀬3152番地 4	昭和52	簡易耐火平屋建	32
上新田	都城市高崎町大牟田819番地 4	昭和54	中層耐火 3 階建	30

		昭和55	中層耐火 3 階建	30
江平宮王	都城市高崎町江平2329番地 7	昭和56	簡易耐火平屋建	10
椎屋	都城市高崎町笛水1355番地 7	昭和59	木造平屋建	6
高崎中央	都城市高崎町大牟田1239番地 1	平成 5	中層耐火 3 階建	24
		平成 6	中層耐火 3 階建	36
		平成 8	中層耐火 3 階建	30
高崎新田駅前	都城市高崎町大牟田935番地 5	平成13	中層耐火 4 階建	8
	都城市高崎町大牟田929番地23	平成14	中層耐火 4 階建	16

議案第 1 6 4 号

都城市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

都城市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例"を別紙のとおり制定する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

都城市水道事業の設置等に関する条例（平成18年条例第290号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

都城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第1条に次の1項を加える。

- 2 市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資するため、下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。）を設置する。

第7条の見出し中「作成」を「提出」に改め、同条第1項中「管理者」を「上下水道事業の管理者」に改め、「（以下「市長」という。）」を削り、「、水道事業」を「、上下水道事業」に、「作成しなければならない」を「提出しなければならない」に改め、同条第2項中「作成する」を「提出する」に改め、同項第3号中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第3項中「作成する」を「提出する」に、「市長」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に、「作成しなければならない」を「提出しなければならない」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）」を「令」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項中「水道事業」を「上下水道事業」に、「水道局」を「上下水道局」に改め、同条を第4条とする。

第2条第1項中「水道事業」の次に「及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 下水道事業の処理区域、処理人口及び1日最大処理水量は、次に掲げるとおりとする。

(1) 公共下水道事業

ア 処理区域 都城市の区域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条

第 1 項の規定による認可を受けた区域

イ 処理人口 98,040人

ウ 1 日最大処理水量 62,750立方メートル

(2) 農業集落排水事業

ア 処理区域 都城市農業集落排水施設条例（平成18年条例第171号）第 2 条に規定する処理施設に係る区域による認可を受けた区域

イ 処理人口 17,050人

ウ 1 日最大処理水量 5,287立方メートル

第 2 条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（法の全部適用）

第 2 条 法第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第 1 条第 2 項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（都城市部設置条例の一部改正）

2 都城市部設置条例（平成18年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号才及び力を削る。

（都城市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

3 都城市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成18年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 6 号中「第 3 条第 2 項」を「第 3 条第 4 号」に改める。

（都城市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

4 都城市職員の育児休業等に関する条例（平成18年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 3 条第 2 項」を「第 3 条第 4 号」に、「第 9 条」を「次条」に改める。

(都城市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

- 5 都城市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 (平成18年条例第44号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 3 条第 2 項」を「第 3 条第 4 号」に改める。

(都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

- 6 都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例(平成18年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号の表下水道事業受益者負担金等審議会委員の項を削り、同表水道事業水道料金等審議会委員の項中「水道事業水道料金等審議会委員」を「上下水道料金等審議会委員」に改める。

(都城市特別会計条例の一部改正)

- 7 都城市特別会計条例 (平成18年条例第62号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とし、第 6 号から第 9 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

(都城市農業集落排水施設条例の一部改正)

- 8 都城市農業集落排水施設条例 (平成18年条例第171号) の一部を次のように改正する。

第 4 条中「市長」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長 (以下「市長」という。) 」に改める。

第11条第 1 項、第13条第 5 項及び第18条中「規則」を「上下水道事業管理規程」に改める。

別表第 1 下富吉地区農業集落排水の部終末処理場の項中「3467番地 1 」を「3470番地 1 」に改める。

(都城市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

- 9 都城市農業集落排水事業分担金徴収条例 (平成18年条例第173号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「市長」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長 (以下「市長」

という。)」に改める。

第11条を次のように改める。

(延滞金)

第 1 1 条 市長は、第 6 条第 2 項に規定する納付期日までに分担金を納付しない者があるときは、延滞金を徴収するものとし、その率及び計算方法については、都城広域都市計画下水道事業等受益者負担に関する条例（平成18年条例第237号）の規定を準用する。

第12条中「規則」を「上下水道事業管理規程」に改める。

(都城広域都市計画下水道事業等受益者負担に関する条例の一部改正)

10 都城広域都市計画下水道事業等受益者負担に関する条例（平成18年条例第237号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「市長」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」に改める。

第10条第 1 項中「年13.14パーセント」を「年14.5パーセント」に、「年6.57パーセント」を「年7.3パーセント」に改める。

第11条中「規則」を「上下水道事業管理規程」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

(延滞金の割合の特例)

3 当分の間、第10条第 1 項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあってはその年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(都城市公共下水道条例の一部改正)

11 都城市公共下水道条例（平成18年条例第239号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表都城市公共下水道の部管路施設の項中「市長」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者としての市長」という。）」に改める。

第4条中「市長」を「管理者としての市長」に、「及びこの条例」を「及び同条例」に、「規則」を「上下水道事業管理規程」に改める。

第5条ただし書中「市長」を「管理者としての市長」に改める。

第6条第2号中「規則の」を「上下水道事業管理規程で」に改め、同条第3号中「市長」を「管理者としての市長」に改める。

第7条第1項中「規則」を「上下水道事業管理規程」に、「市長」を「管理者としての市長」に改め、同条第2項本文中「市長」を「管理者としての市長」に改め、同項ただし書中「変更」を「軽微な変更」に、「市長」を「管理者としての市長」に改める。

第8条第1項本文中「規則」を「上下水道事業管理規程」に、「市長」を「管理者としての市長」に改め、同項ただし書中「市長」を「管理者としての市長」に改め、同条第2項中「規則」を「上下水道事業管理規程」に改める。

第10条中「市長」を「管理者としての市長」に改める。

第11条第1項中「規則」を「上下水道事業管理規程」に、「市長」を「管理者としての市長」に、「市の職員」を「企業職員」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者としての市長」に、「規則」を「上下水道事業管理規程」に改める。

第12条第1項第1号ただし書中「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和48年宮崎県条例第15号。以下「県条例」という。）」を「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例（平成17年宮崎県条例第83号。以下「県条例」という。）第47条の規定」に改め、同条第2項第1号中「県条例」を「県条例第47条の規定」に改める。

第13条第2項第1号中「第9条の4第1項の各号」を「第9条の4第1項各号」に改め、同項第10号中「県条例」を「県条例第47条の規定」に改める。

第14条中「規則」を「上下水道事業管理規程」に、「市長」を「管理者としての市長」に改める。

第15条中「規則」を「上下水道事業管理規程」に改める。

第16条中「市長」を「管理者としての市長」に改める。

第17条中「規則」を「上下水道事業管理規程」に、「市長」を「管理者としての市長」に改める。

第18条中「市長」を「管理者としての市長」に改める。

第20条第1項中「規則」を「上下水道事業管理規程」に、「市長」を「管理者としての市長」に改め、同条第3項中「市長」を「管理者としての市長」に改める。

第21条第1項中「市長」を「管理者としての市長」に改める。

第22条に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「管理者としての市長」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

第24条第2項中「市長」を「管理者としての市長」に改め、同条第5項中「規則」を「上下水道事業管理規程」に、「市長」を「管理者としての市長」に改める。

第25条第2項及び第3項、第26条第1項、第27条第1項並びに第28条中「市長」を「管理者としての市長」に改める。

第30条第3号中「規則」を「上下水道事業管理規程」に、「立ち入り」を「立入り」に改め、同条第5号中「規則」を「上下水道事業管理規程」に改める。

第31条第1号、第32条第2号及び第34条第6号中「規則」を「上下水道事業管理規程」に改める。

第37条中「市長」を「管理者としての市長」に改める。

第38条中「規則」を「上下水道事業管理規程」に、「市長」を「管理者としての市長」に改める。

第40条第1項中「、規則で定めるところにより」を削り、「市長」を「公共下水道の敷地又は排水施設にあっては管理者としての市長、都市下水路の敷地又は排水施設にあっては市長」に改め、同条第3項中「市長」を「管理者としての市長又は市長」に改める。

第41条第1項ただし書及び第2項中「市長」を「管理者としての市長又は市長」に改める。

第42条第1項中「市長」を「管理者としての市長又は市長」に改め、同項第1号中「若しくはこの条例に基づく規則」を削る。

第43条第2項ただし書及び第44条第1項中「市長」を「管理者としての市長」に改める。

第45条中「規則」を「上下水道事業管理規程」に改める。

（都城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 12 都城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年条例第291号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「都城市水道企業職員就業規程（平成18年水道事業管理規程第11号）」を「都城市企業職員就業規程（平成29年上下水道事業管理規程第 号）」に改める。

（都城市水道事業給水条例の一部改正）

- 13 都城市水道事業給水条例（平成18年条例第292号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「市長」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」に改める。

（都城市水道事業水道料金等審議会条例の一部改正）

- 14 都城市水道事業水道料金等審議会条例（平成20年条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

都城市上下水道料金等審議会条例

第1条中「都城市水道事業水道料金等審議会」を「都城市上下水道料金等審議会」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道料金等 都城市水道事業給水条例（平成18年条例第292号）、都城市簡易水道事業等給水条例（平成18年条例第134号）及び都城市御池簡易水道

事業等給水条例（平成18年条例第196号）に規定する水道料金、水道加入金及び手数料をいう。

(2) 下水道使用料等 都城市公共下水道条例（平成18年条例第239号）に規定する公共下水道使用料及び都城市農業集落排水施設条例（平成18年条例第171号）に規定する農業集落排水施設使用料をいう。

(3) 受益者負担金等 都城広域都市計画下水道事業等受益者負担に関する条例（平成18年条例第237号）に規定する下水道事業受益者負担金及び都城市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成18年条例第173号）に規定する農業集落排水事業分担金をいう。

(4) 上下水道料金等 水道料金等、下水道料金等及び受益者負担金等をいう。
第8条を第9条とする。

第7条中「水道局」を「上下水道局」に改め、同条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条第3項を同条第4項とし、同条第2項第1号中「4人以内」を「3人以内」に改め、同項第2号中「水道使用者」を「水道使用者、公共下水道使用者又は農業集落排水施設使用者」に、「6人以内」を「5人以内」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「12人以内」を「10人以内」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

審議会は、水道料金等、下水道使用料等及び受益者負担金等ごとに構成するものとする。

第4条を第5条とする。

第3条中「水道料金等」を「上下水道料金等」に、「制定又は」を「制定し、又は」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（設置）

第3条 上下水道事業の管理者の権限を有する市長（以下「市長」という。）の諮問に応じ、上下水道料金等について審議するため、都城市上下水道料金等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（都城市公共下水道整備基金条例及び都城市下水道事業受益者負担金等審議会条例の廃止）

15 次に掲げる条例は、廃止する。

（1）都城市公共下水道整備基金条例（平成18年条例第91号）

（2）都城市下水道事業受益者負担金等審議会条例（平成18年条例第238号）

議案第 170 号

財産の取得について

次のとおり電動式集密書架一式を取得することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年12月1日提出

都城市長 池 田 宜 永

- 1 品 名 電動式集密書架一式
- 2 数 量 1 式
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 契約の金額 107,438,400円(消費税及び地方消費税込み)
- 5 契約の相手方 都城市高木町7030番地
大和エコシス株式会社
代表取締役 児玉 静子

議案第 170 号関係資料

1 取得財産 電動式集密書架一式

2 数 量 1 式

3 予定価格 128,744,100 円(消費税及び地方消費税込み)

119,207,500 円(消費税及び地方消費税抜き)

4 落札価格 107,438,400 円(消費税及び地方消費税込み)

99,480,000 円(消費税及び地方消費税抜き)

5 落札率 83.45%

6 指名業者及び入札結果

(アイウエオ順)

指名業者	第 1 回入札金額	摘要
株式会社アクロス	-	辞退
合資会社池田紙店	99,800,000 円	
有限会社うすいデサキデポ	103,000,000 円	
有限会社オフィスプランナーやまもと	-	辞退
後藤教材株式会社	-	辞退
株式会社事務器センター都城	-	辞退
有限会社末吉紙店	109,000,000 円	
株式会社セキュリティーサービス	-	辞退
大和エコシス株式会社	99,480,000 円	決定
株式会社にしかわ	110,000,000 円	
有限会社野口屋紙店	103,250,000 円	
株式会社橋詰家具	113,300,000 円	
有限会社丸中文具店	109,000,000 円	
みやこ文具	109,800,000 円	
株式会社宮崎ながの	107,500,000 円	
株式会社宮崎ヒューマンサービス	-	辞退
株式会社山崎文科堂	105,000,000 円	
山下文具店	-	辞退

注) 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

7 電動式集密書架の仕様概要

(1) 電動式集密書架一式

(2) 都城市立図書館本館 1 階閉架書庫内に、総棚段数 9,136 棚、約 315,000 冊(新聞架を除く。)程度を所蔵できる電動書架を設置する。

(3) 1 ブロック 1 通路方式、ワンボタン及びタッチパネル操作とし、6 ブロック 76 台の集密書架を設置する。通路照明器具は LED 照明延べ 243 灯以上とする。

(4) 過電流防止装置、安全(停止)バー、通路進入検知機能、走行制限タイマー、制震・免震機能、感震式書籍落下防止装置ほかの安全装置を有する。

(5) 棚体の構造は、JIS 規格同等の複柱式書架で支柱に 25mm ピッチで掛け孔が空いており簡単に棚板の上げ下げができること。

(6) 駆動部の構造は、可動書架の台枠内に取り付けられた駆動用モーター・駆動伝達シャフト・減速機・車輪によって構成された無給油方式で長期間の使用によっても、ゆがみ・ガタ等が生じないように溶接構造のものであること。

(7) 可動書架の移動速度は、4 m/分以上であること。

(8) 車輪は、鋼鉄製のもので、脱輪を防ぐためフランジ付車輪とフラット車輪の組み合わせとする。

(9) レール本体は、さびの生じにくい SUS 製で、レール形式は床との段差を生じない床張りレール形式であること。(床は P タイル仕上げとする。)

(10) 塗装は、JIS-K5961 及び JIS-5962 に規定する同等以上の電着焼付塗装仕上げとし、見えがかりの塗膜厚は 20 μ 以上とする。なお、化学物質の濃度は、厚生労働省の定める VOC 室内環境濃度指針値以内とし、塗装色はホワイト系とする。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び都城市養護老人ホーム条例第 7 条第 1 項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市高城養護老人ホーム友愛園

2 指定管理者となる団体の名称

社会福祉法人丸野福祉会

3 指定の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

平成 28 年 12 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市高城養護老人ホーム友愛園指定管理者候補者選定の概要

都城市高城養護老人ホーム友愛園施設の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成 28 年 12 月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

社会福祉法人丸野福社会

(2) 代表者名

理事長 山田 一久

(3) 所在地

都城市丸谷町 4 6 7 0 番地

(4) 設立年月日

昭和 45 年 5 月 20 日

(5) 従業員数

120 名

(6) 業務内容

ア 第一種社会福祉事業

(ア) 特別養護老人ホームほほえみの園

イ 第二種社会福祉事業

(ア) 老人短期入所事業 (ほほえみの園)

(イ) まるの認定こども園の設置経営

(ウ) 保育所こばと保育園の設置経営

(エ) 老人デイサービス事業 (働くデイサービスセンターほほえみの園)

(オ) 老人居宅介護等事業 (ヘルパーステーションほほえみの園)

ウ 公益事業

(ア) 訪問看護事業 (訪問看護ステーションほほえみの園)

2 指定期間

平成 29 年 4 月 1 日 ~ 平成 34 年 3 月 31 日 (5 年間)

3 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市高城養護老人ホーム友愛園 (都城市高城町石山4227番地)	敷地面積：12,196.00 m ² 鉄筋コンクリート造、平屋建て 延床面積：1,999.89 m ² 等

(2) 業務概要

施設の管理運営

老人福祉法第11条第1項の規定に基づき、65歳以上の者であって、環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者等を入所させて養護する。

4 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5 選定結果の概要

(1) 公募の概況

ア 応募団体数

2団体

イ 指定管理者候補者選定までの経過

平成28年6月1日～平成28年6月30日	募集（広報都城6月号、ホームページに掲載）
平成28年7月5日	現地説明会
平成28年7月12日～平成28年7月22日	申請書受付
平成28年8月3日、平成28年10月19日	選定委員会開催、面接審査
平成28年10月20日	選定結果報告

(2) 都城市指定管理者候補者選定委員会委員構成

委員構成		人数
有識者	学識経験者	1人
	税理士	1人
	司法書士	1人
	行政書士	1人
	民生委員・児童委員	1人
施設利用者代表		1人

(3) 選定理由

平成28年8月3日及び平成28年10月19日に都城市指定管理者候補者選定委員

会において、書類審査・面接審査をもとに、選定基準に基づいて総合的に審査・選考（総合得点方式）を行った結果、以下の理由で、社会福祉法人丸野福祉会が指定管理者として適正であると判断しました。

「選定基準１ 市民の平等な利用が確保されること」

- ・相談苦情の対応については、弁護士を含めた相談苦情受付体制を構築している。

「選定基準２ 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」

- ・地域住民との活動に積極的に取り組み、地域・在宅・施設における暮らしについて一環性を持った個別ケアの視点を重視していること。

「選定基準３ 事業計画の内容が管理経費の節減が図られるものであること」

- ・入居者の生活環境の維持や、職員の職場環境の整備について重点的な経費配分を行い、委託が可能な部分については、民間外部委託を行い、経費の節減を図っていること。

「選定基準４ 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること」

- ・職員の研修制度、離職防止等に関する適切な対応がなされていること。
- ・音声入力支援システムを活用した介護記録等の作成による、事務処理時間の短縮で、より介護に時間を費やすことができていること。

「選定基準５ その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準」

- ・元気や健康とは異なる幸福度という独自の指針が評価できること。
- ・地域自治会に加入し交流を深めて、地域住民の信頼を得ていること。

（４）選定委員会における主な意見

選定基準に関する事項

- ・選定基準については、施設の特性を考慮し、事業計画内容が施設の効用を最大限に発揮されること、事業計画に沿った管理を安定的に行い、物的・人的の能力に関する項目について重点的に配点を行った。

指定申請書記載事項について

- ・施設の設置目的に沿った提案であり、団体の財務状況についても適正であると判断した。
- ・管理者の変更に伴う入所者等への不安解消のための取組についても提案されており、安定的な運営が期待できる。

（５）選定結果

次のとおり

選定基準	配点	採点結果		審査項目	一人当たり配点	審査内容簡潔
		団体 A	社会福祉法人 丸野福祉会			
1・市民の平等な利用が確保 されること	78	45	45	管理運営方針等	11	・市の管理方針を認識しているか。 ・公の施設の設置目的を理解しているか。 ・申請団体の経営モラルは適切か。 ・環境に配慮した取り組みをしているか。 ・相談窓口や苦情等の対応についての考えが提案されているか。 ・利用者ニーズ(介護等)に対する取り組み等が提案されているか。 ・関係団体や地域住民との連携、交流についての提案がなされているか。 ・利用者サービスの向上について提案がなされているか。 ・施設の維持管理、安全管理について、的確な実施計画が提案されているか。 ・施設の設備、機能等の有効活用について、提案がなされているか。 ・適切な利用料金及び利用料金収入の提案がなされているか。
2・事業計画の内容が施設の 効用を最大限に発揮するもの であること	198	118	120	平等利用 利用の促進 サービス・利便 性の維持向上	2 15 18	・経費削減の考え方、提案がなされているか。 ・具体的な管理業務の効率化が提案されているか。 ・経費削減を踏まえた経費の重点配分についての考え方が提案されているか。 ・安定した運営が可能な団体の財務状況か。 ・類似施設を良好に運営した実績があるか。 ・収支計画の積算根拠が明確で、実現可能なものか。 ・収支計画と事業計画の整合性は図られているか。 ・組織体制、勤務体制、責任体制が確立されているか。 ・管理者変更に伴う利用者等の不安を払拭する対策が提案されているか。 ・職員の指導育成、研修体制及び接遇向上のための提案がなされているか。 ・災害時の対応、連絡体制等について提案されているか。 ・個人情報保護、情報公開及び労働法令等について十分認識しているか。 ・申請団体の将来性、地域団体や地域住民等との融合性、利用状況等の把握が提案されているか。 ・職員の配置計画及び勤務体制は適切か。職員の賃金やその他労働条件は適切か。 ・公の施設を管理するにあたりアピールしたいこと。
3・事業計画の内容が、管理 経費の削減が図られるもので あること	54	34	33	経費節減	9	
4・事業計画に沿った管理を 安定的に行う物的能力及び人 的能力を有していること	210	119	116	物的能力 人的能力	20 15	
5・その他、公の施設を管理 させるに当たり必要な基準	60	38	43	その他	10	
合 計	600	354	357		100	
参考	：提案金額（単位：千円）	措置費と同額		（平成29年度）		

指定管理料は老人保護措置費支弁基準に基づいて支払いますが、予算査定等を経て市議会の議決により決定するものです。

事業計画書概要版

申請団体名 社会福祉法人 丸野福祉会

希望する施設名 都城市養護老人ホーム 友愛園

2-1 市民の平等な利用に関すること

(1) 当該施設の管理運用方針等について

- ・入所者の意思及び人格を尊重し、常に個々の立場に立ったサービスを提供できるよう努めていきます。
- ・指定管理業務仕様書に基づき業務を行っていきます。

(2) 環境に配慮した取り組みについて

全室個室の施設の特色を活かし、入所者が個人の尊厳を保ちながら、安全で安心して生活できる施設環境整備に努めていきます。

(3) 当該施設に係る相談や苦情等への対応について

苦情に適切に対応するために、苦情受付業務体制を整備し、入所者及びその家族からの相談や苦情に迅速かつ、その方の立場に立った対応に努めます。

2-2 施設効用の発揮に関すること

(1) 入所者からのニーズへの対応について

- ・定期的にアセスメント・モニタリングを行い、入所者毎のニーズを的確に把握できるよう努めます。
- ・リハビリ面では、入所者の有する能力に応じた機能訓練および指導を実施し、楽しく生きがいのある生活を支援します。
- ・食事面では、入所者個別のニーズに対応した食事サービスの提供を実施します。入所者の自立支援に向けて、専門性に長けた職員を配置するよう努めます。

(2) サービス、利便性の維持向上を図るための方法について

職員は、特別養護老人ホームにおけるサービス提供ノウハウを活かせる者を配属し、その専門性を活かし、質の高いサービスを提供します。

また、同一法人内の他事業所（特養、デイ）が比較的近い場所にあり、フォロー体制を取りやすいと考えます。

(3) 自己の収入となる事業計画、収支見込等について

将来的に入所者の介護度が進み外部サービスへのニーズが高くなった場合、特定施設入所者生活介護事業の指定を受け、訪問介護、訪問看護等の外部サービスの受け入れについても考える必要があります。

(4) 施設の維持管理、安全管理対策について

- ・維持管理業務は、現況の業務委託の内容で基準に従った形で実施します。
- ・安全管理対策は、消防法に従った定期的な点検の実施と防災訓練を月1回実施します。
- ・施設の安全管理について、玄関門の外は、勾配もあり、交通量も多いことから、センサー等を用いて、安全対策に努めます。

(5) 利用料金（案）について 利用料金は、養護老人ホーム被措置者費用徴収基準に準じるものとします。
2-3 管理経費の縮減に関すること
(1) 経費の節減等について 入所者の生活の質が低下することのないよう、計画的な予算執行による経費の節減に努めます。 ・人件費は、適切な人員配置の中で、能力やがんばりに応じた福祉施設職員としての使命感とやりがいを持って勤めてもらう事と共に、人件費の適切な管理に努めます。 ・給食については、職員はそのままに民間外部委託を行い、民間のノウハウによるサービスの向上が期待され、食材やその他経費の節減につながると思います。 (2) 清掃、維持補修等に関する考え方について ・機械、器具等の保守管理点検については、業者へ業務委託していきます。 ・清掃については、技術を要する部分や範囲の広大な部門については業者へ業務委託しますが、日々の施設内清掃や除草等については職員を中心に随時行っていきます。 (3) 経費の配分でどこに重点的に経費をかけるかについて 入所者の安心、安全、快適な生活環境を整えること、職員が働きやすく離脱しない職場環境の整備に努めることを重視した経費配分を行っていきます。
2-4 安定的な施設の管理運営に関すること
(1) 施設管理運用のための人員体制、連絡体制、勤務体制及び責任体制等について ・人員体制は、配置基準を満たすとともに、上質なサービスを提供できる職員を配置していきます。 ・連絡体制は、法人全体及び都城市を含めた形で、必要時や緊急時に確実に連絡が行き届くよう SNS やテクノロジーを活用して構築していきます。 ・勤務体制及び責任体制等は、職員の適材適所による配置と、経験ある役職者を配置することで体制を整えていきます。 (2) 管理者の変更に伴う、入所者等への不安解消の対策について 事前に入所者、家族等へ十分な説明を行い、入所者の生活に大きな変化はない事や、これまで以上に質の高いサービスの提供を約束する事で不安を解消できればと考えております。また、説明の中で、これまで丸野福祉会が培ってきた運営について動画や写真を交えた形で紹介させていただき、法人運営のご理解を深めて頂くよう努めていきます。合わせて特別養護老人ホームほほえみの園等、法人施設の見学会を実施します。 職員の皆様の不安も、入所者、家族へ伝わることを考慮して、職員の皆様にも説明会、法人施設見学会、及び法人職員との懇談会を実施して、不安の解消に努めます。 (3) 職員の指導育成、研修体制について ・指導育成は、各種マニュアルを整備し、職員によってサービス提供に大きな差が出ないよう努めます。 ・研修体制は職場内研修、職場外研修への積極的な参加を奨励し、職員個々の成長を技

術向上に努めることを法人全体で取り組んでいます。

(4) 災害時の対応、連絡体制等について

防災計画、非常時連絡体制を整備し、防災士・防火管理者主義による月1回の防災訓練の実施と非常時連絡網によるスムーズに行える訓練も適宜行います。

現在、法人に防災士が6名配置、今後、防災士の育成にも力を入れています。また、地域の公民館との共同の防災訓練に繋がるように、積極的に地域行事に参加・協力して信頼関係を構築してきます。急な災害を想定し、常時、緊急時の食材が確保できるよう努めていきます。

(5) 個人情報保護、情報公開及び労働法令等の考え方

- ・個人情報保護法に基づき、入所者の個人情報を適切に取り扱うよう努めます。ご面会・地域住民、ボランティア等の方々には、入所者個々のプライバシー及び個人情報の配慮をしていただくよう、必ず説明を行います。

- ・情報公開は前年、当法人内の特別養護老人ホームが評価を受けた、宮崎県福祉サービス第3者評価基準を基に公開して、今後、この宮崎県福祉サービス第3者評価基準を受ける努力をしていきます。

- ・広報誌またはフェイスブック上にて情報公開を行います。

- ・労働法令を遵守し、職員にとって働きやすい環境整備に努めます。

2-5 その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に基づき、業務の遂行に必要とされるべき職員を確保し、配置します。

施設長・相談員・看護師・栄養士・調理員・生活支援員の補充についても、入居者やご家族、職員に戸惑いがないように、安心できる専門性と経験を踏まえた職員を配置します。

2-6 公の施設を管理するにあたりアピールしたいこと

地域に開かれた施設づくりを推進し、地域の方々が気軽に訪れることのできるイベントを企画し、また施設から地域に出向いての交流も積極的に行います。

公の施設として、いつでもどなたでも何でも相談ができる場であり続けられるように、施設をできる限り開放して、地域からの信用と信頼が得られるよう努めます。

様式第5号

申請団体名 社会福祉法人丸野福祉会
希望する施設名 都城市高城養護老人ホーム友愛園

主 要 業 務 実 績

年 度	業 務 名 (施設名称等)	業 務 内 容 (業務概要・発注者等)	受注額(円)
H25	まるの保育園	保育所事業	77,263,542
	こばと保育園	保育所事業	71,518,550
	特別養護老人ホーム ほほえみの園	介護老人福祉施設 短期入所生活介護	238,810,788
H26	まるの保育園	保育所事業	85,638,772
	こばと保育園	保育所事業	68,233,839
	特別養護老人ホーム ほほえみの園	介護老人福祉施設 短期入所生活介護	290,093,179
	働くデイサービスセンターほほえみ の園	通所介護	12,617,100
H27	まるの保育園	保育所事業	90,015,161
	こばと保育園	保育所事業	69,839,765
	特別養護老人ホーム ほほえみの園	介護老人福祉施設 短期入所生活介護	293,019,512
	働くデイサービスセンターほほえみ の園	通所介護	60,690,665

(備考)

- ※ 過去3年間の主要実績業務について記入してください。
(同様の施設管理実績がある場合は、これを優先して記入してください。)
- ※ 業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。
- ※ その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。

資金収支計算書

(自) 平成 27年 4月 1日 (至) 平成 28年 3月 31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 丸野福祉会

(単位: 円)

勘 定 科 目		予算 (A)	決算 (B)	差異 (A)-(B)	備 考
事業活動による収支	収入				
	介護保険事業収入	367,690,000	374,072,279	△6,382,279	
	保育事業収入	156,113,260	157,907,014	△1,793,754	
	経常経費寄附金収入	100,000	345,000	△245,000	
	受取利息配当金収入	40,000	66,802	△26,802	
	その他の収入	7,401,398	7,923,720	△522,322	
	事業活動収入計 (1)	531,344,658	540,314,815	△8,970,157	
	支出				
	人件費支出	319,460,753	323,304,390	△3,843,637	
	事業費支出	80,281,438	80,019,799	261,639	
施設整備等による収支	事務費支出	31,907,500	32,557,835	△650,335	
	利用者負担軽減額	2,100,000	2,566,717	△466,717	
	支払利息支出	5,481,000	5,443,675	37,325	
	その他の支出	6,703,760	6,658,257	45,503	
	事業活動支出計 (2)	445,934,451	450,550,673	△4,616,222	
	事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)	85,410,207	89,764,142	△4,353,935	
	収入				
	施設整備等収入計 (4)	0	0	0	
	支出				
	設備資金借入金元金償還支出	29,520,000	29,520,000	0	
その他の活動による収支	固定資産取得支出	15,869,000	20,447,636	△4,578,636	
	ファイナンス・リース債務の返済支出	0	808,740	△808,740	
	施設整備等支出計 (5)	45,389,000	50,776,376	△5,387,376	
	施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)	△45,389,000	△50,776,376	5,387,376	
	収入				
	積立資産取崩収入	4,321,593	2,137,784	2,183,809	
	その他の活動収入計 (7)	4,321,593	2,137,784	2,183,809	
	支出				
	積立資産支出	31,850,000	26,531,160	5,318,840	
	その他の活動による支出	0	8,420	△8,420	
予備費支出 (10)	その他の活動支出計 (8)	31,850,000	26,539,580	5,310,420	
	その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)	△27,528,407	△24,401,796	△3,126,611	
	予備費支出 (10)	0	—	0	
		△0			
	当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)	12,492,800	14,585,970	△2,093,170	
	前期末支払資金残高 (12)	134,137,642	134,137,642	0	
	当期末支払資金残高 (11)+(12)	146,630,442	148,723,612	△2,093,170	

事業活動計算書

(自) 平成 27年 4月 1日 (至) 平成 28年 3月 31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 丸野福祉会

(単位: 円)

勘 定 科 目		当年度決算 (A)	前年度決算 (B)	増減 (A) - (B)
サービス活動増減の部	収益			
	介護保険事業収益	374,072,279	307,156,158	66,916,121
	保育事業収益	157,907,014	151,878,790	6,028,224
	経常経費寄附金収益	345,000	771,000	△426,000
	その他の収益	280,165	1,907,265	△1,627,100
	サービス活動収益計 (1)	532,604,458	461,713,213	70,891,245
	費用			
	人件費	321,082,322	291,550,258	29,532,064
	事業費	80,019,799	74,988,685	5,031,114
	事務費	32,557,835	28,659,496	3,898,339
サービス活動外増減の部	利用者負担軽減額	2,566,717	2,067,414	499,303
	減価償却費	55,564,226	53,047,567	2,516,659
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△19,723,259	△21,901,896	2,178,637
	その他の費用	149,364	1,138,342	△988,978
	サービス活動費用計 (2)	472,217,004	429,549,866	42,667,138
	サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)	60,387,454	32,163,347	28,224,107
	収益			
	受取利息配当金収益	66,802	61,412	5,390
	その他のサービス活動外収益	7,792,919	6,379,969	1,412,950
	サービス活動外収益計 (4)	7,859,721	6,441,381	1,418,340
特別増減の部	費用			
	支払利息	5,443,675	5,376,914	66,761
	その他のサービス活動外費用	6,658,257	6,070,175	588,082
	サービス活動外費用計 (5)	12,101,932	11,447,089	654,843
	サービス活動外増減差額 (6)=(4)-(5)	△4,242,211	△5,005,708	763,497
	経常増減差額 (7)=(3)+(6)	56,145,243	27,157,639	28,987,604
	収益			
	施設整備等補助金収益	0	74,400,000	△74,400,000
	特別収益計 (8)	0	74,400,000	△74,400,000
	費用			
	固定資産売却損・処分損	1,534,270	14,890,364	△13,356,094
繰越活動増減差額の部	国庫補助金等特別積立金取崩額 (除却等)	△575,247	△0	△575,247
	国庫補助金等特別積立金積立額	0	74,400,000	△74,400,000
	特別費用計 (9)	959,023	89,290,364	△88,331,341
	特別増減差額 (10)=(8)-(9)	△959,023	△14,890,364	13,931,341
	当期活動増減差額 (11)=(7)+(10)	55,186,220	12,267,275	42,918,945
	前期繰越活動増減差額 (12)	140,012,308	153,945,033	△13,932,725
	当期末繰越活動増減差額 (13)=(11)+(12)	195,198,528	166,212,308	28,986,220
	基本金取崩額 (14)	0	0	0
	その他の積立金取崩額 (15)	0	0	0
	その他の積立金積立額 (16)	24,600,000	26,200,000	△1,600,000
	次期繰越活動増減差額 (17)=(13)+(14)+(15)-(16)	170,598,528	140,012,308	30,586,220

貸借対照表

平成 28年 3月 31日 現在

社会福祉法人名 社会福祉法人 丸野福祉会

(単位:円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	170,836,206	145,485,351	25,350,855	流動負債	77,032,274	62,874,529	14,157,745
現金預金	105,244,713	93,546,598	11,698,115	事業未払金	18,036,476	8,934,078	9,102,398
事業未収金	63,388,977	50,139,963	13,249,014	その他の未払金	537,840	0	537,840
未収金	1,119,515	534,613	584,902	1年以内返済予定設備資金借入金	34,800,000	29,520,000	5,280,000
未収補助金	32,884	0	32,884	1年以内返済予定リース債務	830,124	701,820	128,304
前払金	664,980	662,750	2,230	預り金	25,000	28,075	△3,075
前払費用	385,137	601,427	△216,290	職員預り金	3,513,278	2,385,556	1,127,722
				賞与引当金	19,289,556	21,305,000	△2,015,444
固定資産	1,229,146,695	1,241,545,123	△12,398,428	固定負債	531,093,230	567,186,262	△36,093,032
基本財産	912,338,689	956,722,082	△44,383,393	設備資金借入金	510,960,000	545,760,000	△34,800,000
土地	73,981,550	73,981,550	0	リース債務	1,109,931	2,046,975	△937,044
建物	838,357,139	882,740,532	△44,383,393	退職給付引当金	19,023,299	19,379,287	△355,988
その他の固定資産	316,808,006	284,823,041	31,984,965	負債の部合計	608,125,504	630,060,791	△21,935,287
土地	9,263,663	1,734,663	7,529,000	純 資 産 の 部			
建物	1	1	0	基本金	103,295,215	103,295,215	0
構築物	32,968,220	37,147,568	△4,179,348	第1号基本金	64,295,215	64,295,215	0
車輻運搬具	4,486,572	5,117,915	△631,343	第2号基本金	1,000,000	1,000,000	0
器具及び備品	21,077,165	24,926,157	△3,848,992	第3号基本金	38,000,000	38,000,000	0
建設仮勘定	9,565,036	0	9,565,036	国庫補助金等特別積立金	299,663,654	319,962,160	△20,298,506
有形リース資産	2,105,460	2,807,280	△701,820	その他の積立金	218,300,000	193,700,000	24,600,000
退職給付引当資産	19,023,299	19,379,287	△355,988	人件費積立金	27,000,000	26,000,000	1,000,000
保育所繰越積立資産	27,000,000	26,000,000	1,000,000	保育所施設・設備整備積立金	191,300,000	167,700,000	23,600,000
保育所施設・設備整備積立資産	191,300,000	167,700,000	23,600,000	次期繰越活動増減差額	170,598,528	140,012,308	30,586,220
長期前払費用	18,590	10,170	8,420	(うち当期活動増減差額)	55,186,220	12,267,275	42,918,945
				純資産の部合計	791,857,397	756,969,683	34,887,714
資産の部合計	1,399,982,901	1,387,030,474	12,952,427	負債及び純資産の部合計	1,399,982,901	1,387,030,474	12,952,427

財 産 目 録

社会福祉法人 丸野福祉会

平成28年3月31日現在

(単位：円)

資 産 ・ 負 債 の 内 訳		金 額
Ⅰ 資 産 の 部		
1 流 動 資 産		
現金預金	現金手元有高	105,244,713
現金	宮崎銀行(普通預金・定期預金) 宮崎太陽銀行(普通預金)	0
普通預金	介護報酬・利用者利用料・委託費他	105,244,713
事業未収金	職員給食費他	63,388,977
未収金	虫歯予防事業補助金	1,119,515
未収補助金	火災保険料	32,884
前払金	火災保険料	664,980
前払費用		385,137
	流動資産合計	170,836,206
2 固 定 資 産		
(1) 基本財産		
土地	(ほほえみの園)	73,981,550
	【特養】都城市丸谷町4670番地 8,017㎡	
	【デイ】都城市丸谷町386番地1 2,358㎡	
	都城市丸谷町387番地1 100㎡	
	(まろの保育園) 都城市野々美谷町2947番地7 1,390㎡28	
	都城市野々美谷町2948番地1 966㎡63	
	都城市野々美谷町2948番地5 979㎡	
	(こばと保育園) 都城市丸谷町2695番地1 495㎡	
	都城市丸谷町2695番地3 970㎡	
	都城市丸谷町2695番地4 998㎡	
	都城市丸谷町2695番地5 58㎡	
	都城市丸谷町2695番地6 1453㎡82	
建物	(ほほえみの園) 【特養】都城市丸谷町4670番地、4670番地1	838,357,139
	鉄筋コンクリート造鋼板・合金メッキ鋼板葺平家建 園舎1棟 3,602㎡95	
	【デイ】都城市丸谷町386番地1	
	鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建 園舎1棟 581㎡85	
	(まろの保育園) 都城市野々美谷町2947番地7	
	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 園舎1棟 540㎡4	
	コンクリートブロック造陸屋根平家建 倉庫1棟 24㎡	
	(こばと保育園) 宮崎県都城市丸谷町2695番地6	
	鉄筋コンクリート造ルーフィング葺平家建 園舎1棟 403㎡05	
	基本財産合計	912,338,689
(2) その他の固定資産		
土地	(ほほえみの園) 都城市丸谷町4670番地1 229㎡17他	9,263,663
建物	テラス	1
構築物	車庫・倉庫他	32,968,220
車両運搬具	リフト車他	4,486,572
器具及び備品	パソコン他	21,077,165
建設仮勘定	(ほほえみの園) グループホーム建設工事費	9,565,036
有形リース資産	パソコンリース	2,105,460
退職給付引当資産	宮崎県社会福祉協議会 退職共済掛金預け金	19,023,299
保育所繰越積立資産	宮崎銀行 定期預金	27,000,000
保育所施設・設備整備積立資産	宮崎銀行 定期預金	191,300,000
長期前払費用	リサイクル券	18,590
	その他の固定資産合計	316,808,006
	固定資産合計	1,229,146,695
資 産 合 計		1,399,982,901
Ⅱ 負 債 の 部		
1 流 動 負 債		
事業未払金	給食材料代他	18,036,476
その他の未払金	ベッド他	537,840
1年以内返済予定設備資金借入金	(独)福祉医療機構	34,800,000
1年以内返済予定リース債務	パソコンリース	830,124
預り金	家族会費	25,000
職員預り金	社会保険料他	3,513,278
賞与引当金	常勤職員分	19,289,556
	流動負債合計	77,032,274
2 固 定 負 債		
設備資金借入金	宮崎銀行・(独)福祉医療機構	510,960,000
リース債務	パソコンリース	1,109,931
退職給付引当金	宮崎県社会福祉協議会 退職共済掛金累計	19,023,299
	固定負債合計	531,093,230
負 債 合 計		608,125,504
差引純資産		791,857,397

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項並びに都城市都市公園条例第 4 条第 1 項及び都城市都市公園以外の公園に関する条例第 5 条第 1 項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市山之口運動公園及び都城市山之口佐土原市民広場
- 2 指定管理者となる団体の名称
株式会社文化コーポレーション
- 3 指定の期間
平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

平成 2 8 年 1 2 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

山之口運動公園外 1 施設指定管理者候補者選定の概要

山之口運動公園外 1 施設の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成 28 年 12 月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

株式会社文化コーポレーション

(2) 代表者名

代表取締役社長 齊藤幹生

(3) 所在地

宮崎市生目台西 3 丁目 4 番地 2

(4) 設立年月日

昭和 34 年 2 月 1 日

(5) 従業員数

1,449 人

(6) 業務内容

一般労働者派遣業務

清掃管理業務

建築物設備管理業務

建築物環境衛生管理業務

施設警備業務

雑踏警備業務

給食業務

寮、マンションの管理業務

建築物の営繕業務

庭園管理業務

清掃用品販売業務

各種保険及び物品販売代理店業務

介護保険法による訪問介護の居宅サービス事業

有料職業紹介事業

医療機器、健康機器の販売、賃貸及びリース

公衆浴場業務

ホテル・旅館業務

指定管理者業務
 車輛運行業務
 教育訓練業務
 不動産取引業務
 上記に附帯関連する一切の業務

2. 指定期間

平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日（1年間）

3. 施設及び業務の概要

（1）施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市山之口運動公園 （都城市山之口町花木2381番地4、2453番地14、2864番地及び2867番地7）	敷地面積：115,599㎡ 延床面積：2,588㎡
都城市山之口佐土原市民広場 （都城市山之口町花木2416番地1）	敷地面積：2,069㎡ 延床面積：6㎡

（2）業務概要

施設の運営に関すること
 施設の維持管理に関すること
 設備の安全管理に関すること
 月報の報告

4. 事業計画の概要

事業計画書のとおり

5. 選定結果

（1）非公募により候補者を選定した理由

山之口運動公園等施設は、現在、山之口運動公園の体育館の改修を行っており、平成29年2月中旬まで工期がかかる見込みである。その為、供用開始平成29年3月1日の予定までの準備期間が短く、改修後の平成29年度に仮に指定管理者が変更となった場合、円滑な運営ができなくなる可能性があることから、新体育館の管理運営サービスを維持し、利用者の混乱を招かないために、現指定管理者の指定期間（平成26年度～28年度）を平成29年度まで1年間延長するものである。

(2) 申請書類の審査結果

・住民の平等な利用の確保について

挨拶や接遇には細心の注意を払い、丁寧で確実な管理運営を行い、利用者が快適に安全に安心してくつろげ、「使ってよかった」「また来よう」と思ってもらえる施設作りに取り組んでいる。お客様に気軽に立ち寄っていただけて、様々な目的での利用が考えられる施設として、利用者一人一人の特性に配慮し、ニーズに即したきめ細やかな対応を心掛けている。

・施設の効用の最大限の発揮について

施設利用の注意事項を記載した利用の手引を配布し、利用マナー等に関する注意を喚起している。施設のリーフレットや季節毎の様々なニュース、各種事業の情報を載せた季刊ちらしを作成し、利用者やスポーツ団体、地域自治会等に配布し、施設紹介を積極的に行っている。ホームページの施設案内や各種事業の情報、施設の予約状況をより有効に活用している。

・管理経費の縮減について

公の施設の指定管理者には、行政の代行者として市民サービスの向上と業務の効率化による経費節減が前提条件として求められている。長年培ってきた経営資源と機動力を最大限に活かし、法令を遵守し、管理運営業務の安全・品質を確保した上で適正な経費の縮減を目指している。一部の法定点検や修繕業務等を除き、施設運営や維持管理業務を直営で効率良く行い、運営品質向上とコスト削減を同時に達成している。

・管理運営能力について

山之口地区の「スポーツレクリエーションの振興」や「健康増進」の中核施設として、有効に活用されるように「もてなす」「はぐくむ」「つなぐ」の3つの基本理念を掲げて、施設の管理運営に取り組んでいる。

施設管理の経験とノウハウを活かし、常に円滑に利用していただける施設運営を行っている。

山之口運動公園外1施設 平成29年度事業計画書

申請団体名 株式会社文化コーポレーション

(1) 市民の平等な利用に関すること

□管理運営の基本理念(継続)

私たちは山之口運動公園外1施設が、都城市山之口地区の『スポーツ・レクリエーションの振興』や『健康増進』の中核施設として、有効に活用される様に『もてなす』『はぐくむ』『つなぐ』の3つの基本理念を掲げて、施設の管理運営に取り組みます。

1. 『もてなす』

- 挨拶や接遇には細心の注意を払い、丁寧で確実な管理運営を行い、利用者が快適に安全に安心してくつろげ、「使って良かった」、「また来よう」と思ってもらえる施設作りに取り組みます。
- 施設の設置目的や関連条例等の主旨を従業員が理解し、それらを遵守した運営を行います。
- 住民の平等な利用を常に確保した施設運営を行います。
- お客様に気軽に立ち寄って頂け、様々な意見を寄せやすい開かれた施設運営を目指します。
- 幅広い年齢の方が利用する施設として、又、様々な目的での利用が考えられる施設として、利用者一人一人の特性に配慮し、ニーズに即したきめ細やかな対応を心掛けます。
- 施設の適切な維持管理を行い、安全性と快適性を確保します。環境整備の専任担当者を配置し、常に気持ちの良い施設環境を提供します。
- 施設管理の経験とノウハウを活かし、常に円滑に利用して頂ける施設運営を行います。
- 『報告・連絡・相談』『起案・決済・執行』を徹底し、市当局とも密な連携を図ります。
- 業務を通じて知り得た情報の守秘義務および個人情報保護を遵守します。

2. 『はぐくむ』

- 利用者ニーズの把握に努め、それらのニーズを施設運営に活かしていきます。
- 健康増進、趣味やレクリエーション、スポーツの活動場所として、積極的に利用して頂き、心身共に元気になって貰える施設作りに努めます。
- 施設の設置目的に準じた様々な自主事業を実施し、施設や自主事業のPRを積極的に行い、サービス向上と利用促進に努めます。
- スポーツ少年団等地元の方々の施設利用を幅広く応援します。
- 施設従業員にスポーツ指導者等の資格を取得させ、自分達で利用者指導に取り組みます。
又、市体育協会や地域スポーツ推進委員の協力を得て、利用者等の指導育成を支援します。
- みやざきエコアクションの運営ノウハウを活かし、環境問題と経費縮減に取り組みます。
- 市やプロ・アマのスポーツ団体等に協力し、積極的に活動を支援します。

3. 『つなぐ』

- 地元住民やスポーツ団体、青少年団体、老人クラブ、福祉団体等地域との連携を大切にし、利用者皆様に施設運営を手伝って頂き、地域の活性化に繋がる管理運営を目指します。
- 子供から高齢者迄それぞれの個人や団体が他人を思いやり、地域社会と共生できる環境作りを支援します。それぞれの立場を理解し、それぞれの立場に立った施設運営を心掛け、幅広い年代

の交流の橋渡しとなる施設運営を目指します。

○地球環境に優しい管理運営を目指し、省エネや環境保護の取り組みを利用者にも考えて貰える環境を提供します。地元の豊かな自然環境を子供達にきちんと残せる様に取り組みます。

○施設利用者や地域住民代表が参加した施設運営委員会を開催し、施設運営に対する評価や助言をお願いして、業務改善に役立たせます。

□施設の設置目的の理解（継続）

市民の健康増進、レクリエーション活動の推進、スポーツの振興が施設の設置目的ですが、いずれも私たちの健康生活を支える大切な活動です。日常的に体を動かし、余暇を活用し、趣味や特技を深め、レクリエーションやクラブ活動等を通して多くの仲間と交流し、新たな気持ちで日々の生活や仕事に向き合って貰える様に活動の場を提供します。

健康増進やスポーツ・レクリエーション振興を支援する施設として、利用者や近隣施設等と連携を取って、オール都城の健康増進やスポーツ・レクリエーション普及に向けて取り組みます。

□住民の平等利用の確保『もてなす為に』（継続）

私たちは地方自治法第244条の主旨に則り、正当な理由のない限り市民の利用を拒まない事及び特定の団体や個人を優先する事のない様、行政の代行者として住民の平等な利用を常に確保した管理運営を行います。多様な人たちの利用に対して、利用案内・受付、使用許可及び利用者や住民からの苦情、意見及び要望への対応など、あらゆる場面において常に公平公正で平等に対応できる様、従業員教育を行い、相手の尊厳を尊重した親切丁寧な対応を行います。

□要望や苦情等に対する対応（継続）

大前提として私たちは苦情を発生させない様に施設の管理運営に取り組みます。しかし、残念乍ら苦情が発生した場合、施設運営を改善する良い機会であると考え、同じ苦情を二度と発生させない為に、以下の通り取り組んで参ります。

- ・先ずは意見を寄せやすい施設環境をつくります。
 - ▶開かれた事務所の雰囲気づくりを心掛けます。
 - ▶利用者の声の集め方を工夫します。（意見箱、スタッフによる聞取り、アンケート調査等）
- ・平等、公正な対応を基本とし、全員で真摯に協議します。
 - ▶苦情の対応や他人の意見を聴く姿勢を研修で身に付け、平等・公正な対応を基本とします。
 - ▶意見や苦情は自分達の事として従業員全員で真摯に検討し、改善に向けて取り組みます。
- ・速やかな対応を基本とし、本社・市に報告・協議します。
 - ▶その場で判断・解決できるもの、本社との協議が必要なもの、更には市当局との協議が必要なものに分類し、解決に向けて速やかな対応を心掛けます。又、全ての苦情や要望等に対してクレーム報告を作成し、本社と市当局に報告します。
- ・今後の改善のために周知徹底し、同じ問題を二度と発生させない様にします。
 - ▶意見やクレーム等全てを本社も含めて施設従業員全員に速やかに周知し、同じ問題を二度と発生させない様に取り組みます。
- ・対応した結果や改善した内容等は、施設内掲示やHPで公開します。

私たちは、要望・苦情等を通じて寄せられた利用者の声に対して、誠実に対応し、更なる利用者サービス向上を目指して真摯に取り組みます。

□環境に配慮した取組み（継続）

私たちは「都城市環境配慮活動における方針」や「都城市環境基本条例」「同環境保全条例」の指針を理解し、『環境に優しい施設づくり』を目指して、環境保全は自らの課題として認識し、本社で取得しているみやざきエコアクションの管理運営手法を適用して施設運営の中で様々な取組みを積極的に推進します。

当社環境方針の重要課題

- ①電力使用量の削減 ②車両の燃費向上
- ③廃棄物の削減とリサイクルの推進 ④ボランティア活動による地域環境保全への貢献

豊かな自然と共生し、自然と親しみ、ふれあうところを育てます

- 環境関係団体との協働で環境学習に関する自主事業に取り組みます。
（宮崎県地球温暖化防止活動推進センター、NPO 大淀川流域ネットワークなど）
- 市や地域で行われる環境に関する行事や活動に積極的に参加し、環境保護への意識向上に努めます。

安らぎを感じながら健康で快適に暮らせる街づくりに取り組みます

- 施設内の植栽・樹木の適切な管理により、訪れる人々に憩いの空間を提供します。
- 環境関係法令を遵守し、有害物質の発生抑制、適正処分、管理を徹底します。
- 市民が参加できる環境保護に関する啓発活動やセミナーを実施します。
- 市民参加で花植活動を進め、花の溢れる施設づくりを目指します。

循環型（4R）に取り組み、資源やエネルギーを大切にします

- 施設内での電気、水道、紙使用量には数値目標を設定して、節電・節水・コピー用紙の削減など省エネを徹底します。又、施設内に環境問題や省エネ協力のちらしを掲示して、利用者にも省エネ等への理解と協力を求めます。
- 維持管理で発生する刈り草や落ち葉の一部を堆肥化して、土壌改良材として再生利用します。

Recycle リサイクル（再資源） Reuse リユース（再利用）



Reduce リデュース（削減） Refuse リフーズ（抑制）

これらの活動を通して、みんなが環境について意識し、

環境に優しい取組みができる様に実践します

山之口運動公園外1施設 平成29年度事業計画書

株式会社文化コーポレーション

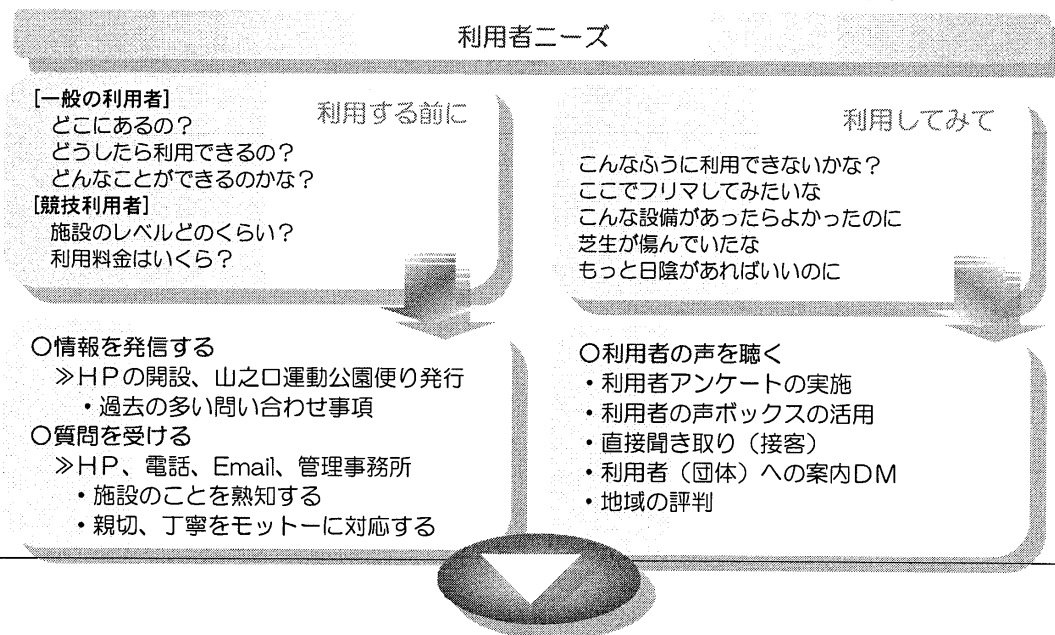
(2) 施設効用の発揮に関すること

□サービスや利便性の向上に向けた取組み（継続）

- おもてなしの精神による対応と清潔で明るく温かい雰囲気作りを大切にします。
- 施設利用の注意事項を記載した利用手引を配布し、利用マナー等に関する注意を喚起します。
- 施設のリーフレットや季節毎の様々なニュース、各種事業の情報を載せた季刊ちらしを作成し、利用者やスポーツ団体、地域自治会等に配布し、施設紹介を積極的に行います。
- ホームページの施設案内や各種事業の情報、施設の予約状況をより有効に活用します。
- 体育館ロビーの情報提供コーナーを充実させ、利用者の健康維持、趣味やスポーツ、レクリエーション活動等に役立つ図書や情報誌を提供します。
- トイレの清潔さを維持し、利用者が快適に使用できるトイレを常に提供します。
- 利用者に対して雨傘、車いすやレクリエーション用具等を無料貸出しします。
- 施設内の花壇を近隣の学校と協力して整備し、子供達に自分達の公園だという思いを持って貰い親しんで頂くと共に、花のある公園として利用者をもてなします。
- 施設利用者や地域住民の代表に参加して貰い施設運営協議会を開催し、利用者等の声を吸い上げ利用者により満足して頂ける施設環境作りに役立たせます。
- 施設従業員にスポーツ指導者等の資格を取得させ、日常業務の中で利用者への助言等を手軽に実施します。
- 都城市体育協会や地域スポーツ推進委員の協力を得て、施設利用団体の活動をあらゆる側面から支援し、メンバー募集の際はHPや季刊ちらしを活用して協力します。
- NPO法人等の協力を得て、地域の方によるスポーツボランティアの育成を推進します。
- 宮崎県障がい者スポーツ協会等と連携し、障がい者スポーツの体験教室や交流スポーツ大会等のイベントを実施し、障がい者サポーターの育成にも取り組みます。

□利用者ニーズの把握（継続）

私たちは様々な方法を使い利用者や住民の幅広いニーズを把握し、それらのニーズに対して適切なサービスを提供する事で利用者サービスの向上に取り組んでいきます。



ニーズに応える

- ・できること、できないことを整理して検討します。（市との協議を含みます）
- ・そして、できることは迅速に対応し、その結果は利用者に判る様に発信・公開します。

このように、利用者の「声」をニーズとして把握し、サービスの向上に取り組みます。

□利用者増に向けた取組み（継続）

- 各種自主事業に関しては、市広報やマスメディアの無料広告を利用して、周知を図ります。
- 必要に応じて宮日新聞や地元情報誌での施設・イベント案内を行います。
- 色々なスポーツで汗を流している老若男女の幅広い交流を目的に、市内外の愛好家によるスポーツ交流会を企画実施し、賞品等の提供でも協力します。
- 各種スポーツの未経験者や初心者の方に、スポーツ体験会を実施します。
- 施設を利用されるスポーツ団体等に山之口運動公園協力隊として登録して貰い、メンバーの活動を季刊ちらしやHPで紹介し、利用促進の協力者的な役割を果たして貰います。
- 健康増進やスポーツの普及、地域交流に向けた魅力ある自主事業を企画し、一人でも多くの方に楽しんで頂ける機会を提供します。
- 利用者の自宅で眠っているひな人形や武者人形の展示、鯉のぼり掲揚、七夕やクリスマス飾り、門松作りや餅つき大会等、昔から伝わる季節毎の行事を利用者と協力して実施します。

□利用料金の設定並びに利用件数・利用料金収入計画（継続）

29年度の利用料金も都城市都市公園条例及び都市公園以外の公園に関する条例に準じて、そのままの料金体系で設定します。又、利用件数と利用料金収入に関しては、事業計画の着実な推進と早水公園等の中核施設との連携で収支予算書通りの達成に取り組みます。

山之口運動公園外1施設 平成29年度事業計画書

株式会社文化コーポレーション

(3) 管理経費の縮減に関すること

□施設運営・維持管理業務の直営による品質確保とコスト削減（継続）

私たちは、長年培ってきた経営資源と機動力を最大限に活かし、法令を遵守し、管理運営業務の安全・品質を確保した上で適正な経費の縮減を目指します。当社は一部の法定点検や修繕業務等を除き、施設運営や維持管理業務を直営で効率良く行いますので、運営品質向上とコスト削減を同時に達成できます。

□みやざきエコアクションに基づく水光熱費削減と委託費の節減（継続）

当社が本社で取得しているみやざきエコアクションの管理手法に準じて、水光熱費の削減目標を掲げ、施設利用者にも環境問題や省エネ活動への理解と協力を継続してお願いし、削減に向けて取り組みます。又、一部法定点検や修繕等を外部委託する場合や消耗品等の購入は、当社と長年取引のある信頼できる複数業者から見積りを取り、品質を確保した上で経費節減に取り組みます。

■日常の施設管理方針

- ・常駐管理担当者が施設の管理運営基準を理解し、施設の現状を常に把握します。
- ・安全、衛生、機能が確保された適切な管理を行います。
- ・保守管理業務全ての年間実施計画表を作成し、履行したものは点検表に記録します。
- ・利用者の円滑な利用を損なうことのない様に配慮して維持管理を行います。

*これらの管理方針を展開する為に具体的に以下の取組みをします。

- ・毎日の朝礼や業務引継簿、月例業務会議を活用し、従業員間の情報共有化を図ります。
- ・日常管理業務を纏めたマニュアルの内容を十分に理解した上で確実に業務を遂行します。
- ・スポーツ大会や合宿等の受入前は備品点検を入念に行い、確実な準備を心掛けます。
- ・様々なスポーツやレクリエーションについての知識を深め、対応します。
- ・安全確認と不具合等の早期発見の為に施設従業員による巡回を毎日定期的の実施します。
- ・確立された指揮命令体制に準じて、責任の所在を明確にした運営を行います。

□施設・設備の維持管理・保守点検（継続）

- ① 法定作業や点検、任意での日常・定期作業や点検を纏めた年間維持管理計画表に準じて確実に業務を遂行し、異常等がある場合は速やかに対応します。
- ② 維持管理業務毎の作業マニュアルに準じた確実な作業や点検を実施します。
- ③ 備品管理台帳を基に毎年1回棚卸を行い、不備が見つかった場合は速やかに対応します。

□清掃に関する基本的な考え方（継続）

施設の維持管理で施設的美観を保つ事は、利用者に心地よい空間を提供する観点から非常に大切な事です。当社は施設の維持管理、特に清掃では県内で一番の実績を持ち、最高の品質を提供できると自負致しております。毎月少なくとも1回は本社管理担当者による品質確認を行い、利用者が安全に安心して快適に過ごせる空間づくりを心掛けていきます。

□植栽管理に関する基本的な考え方（継続）

植栽管理は、植物にとって適切な時期に必要な処置を施すことが大切です。そうする事で植物本来の力が発揮でき、長期的にも健全に育ち、山之口運動公園の美しい景観を創出すると共に、貴重な動植物を育む豊かな自然環境を保護・保全する事に繋がります。日常の植栽管理は年間スケジュールに準じた効率的で適切な管理と状況に応じた順応的な管理を自社で行います。

山之口運動公園外1施設 平成29年度事業計画書

株式会社文化コーポレーション

(4) 安定的な施設の管理運営に関すること

□施設管理運営の人員体制（継続）

私達は山之口運動公園外1施設を品質を確保した上で効率良く管理運営する為に、管理担当者3名を配置し、ローテーションで常時1～2名を勤務させます。又、環境整備担当（草刈、芝刈、樹木管理）2名と整備担当（清掃）1名を配置し、前者は週4日、後者は週5日勤務させます。尚、管理担当の一部と環境整備担当は短時間勤務或いは勤務日数の少ないパート者として配置しますので、繁忙期等は勤務時間や就業人員を増やす事が可能ですし、日常業務においては勤務交代等のバックアップ体制を現場従業員の間で取ることが出来ます。

当社は人材が財産で、労務管理が最も重要な仕事となる総合人材サービス企業ですので、労働法規の遵守は最重要課題で、あらゆる面で法令遵守での管理運営を実践しています。

□責任体制並びに本社のバックアップ体制（継続）

日常の業務運営は施設従業員が行いますが、本社管理部指定管理課の管理担当者が定期的に施設を訪問し、業務運営状況の確認と必要に応じた指導を行います。又、日常業務の中で問題等が発生した場合は、施設従業員は速やかに本社管理部に連絡をし、協議します。勿論、内容によっては都城市のご担当者様にも報告し、協議させていただきます。

□私たちの教育訓練に対する考え方（継続）

私たちは、施設管理の基本理念である「もてなす」「はぐくむ」「つなぐ」を実現し、より高質な施設運営を行う為に、施設管理をマネジメントの視点から総合的に考慮・判断できる人材を育てるべく、従業員のスキルアップを図り、優秀な人材の育成に取り組みます。

【従業員の教育訓練計画】			
	内 容（講師）	頻度（時期）	
もてなすために	接客教育（文化産業カウンセラー）	2回/年	業務開始前含む
	簡単介護（文化介護福祉士）	2回/年	〃
	障がい者体験プログラム（県障害者スポーツ協会）	1回/年	
はぐくむために	各種維持管理専門技術の習得（文化本社管理部）	随時	業務開始前含む
	各種競技に関する知識の習得（各種専門家）	随時	〃
	利用者支援に関する研修（各種専門家）	随時	〃
	環境づくり・環境保護教育（NPO法人）	1回/年	〃
つなぐために	市民協働・ボランティア育成（NPO法人）	1回/年	業務開始前含む
基礎的事項	関係法令の理解と個人情報保護・取扱い（文化本社管理部）	2回/年	業務開始前含む
	安全衛生管理教育（文化本社管理部）	2回/年	〃
	緊急時対応訓練（文化本社管理部）	2回/年	〃
	パソコン関連研修（文化本社総務部）	随時	〃

□資格取得の奨励並びに服務規程の遵守（継続）

当社は施設従業員に対して、業務に役立つスポーツ・プログラマー、レクリエーション・インストラクターや体育施設管理士等の資格取得を奨励し、資格所得した場合は取得費用に対する補助をしています。尚、当然の事ですが、施設従業員には当社指定の制服と名札を着用させ、利用者には不快な思いをさせない様な清潔な恰好で、きびきびした行動を第一に業務に当たらせてます。

□利用団体への指導及び育成支援（継続）

利用団体への指導や育成支援は、必要に応じて都城市体育協会や県障がい者スポーツ協会、地域のスポーツ推進委員等の協力をお願いし、実施します。

□私たちの安全・安心への認識（継続）

私たちの安全・安心に対する具体的取組みは以下の通りです。

1. 事故や自然災害（地震、火災など）への対応

私たちは、日常の利用における救急救命、災害や事故発生時の的確な対応、避難所としての対応ができるように危機管理体制を確立しています。

○危機管理体制

- | | |
|-------------------------------------|-------------------|
| ・危機管理対応マニュアルの構築と周知 | ・緊急事態発生時の連絡網確立と周知 |
| ・災害が予測される場合の待機態勢の確立 | |
| ・事故等が発生した場合の適切な事故処理対応、報告と再発防止策の構築実施 | |

○事故、災害への備え

- | | |
|------------------------|---------------|
| ・防災訓練の実施（救命・消火・避難誘導） | ・防災備品の点検 |
| ・AED設置場所の周知と取扱いの習得 | ・主要施設への薬品箱の設置 |
| ・普通/上級救命講習や救急法基礎講習等の受講 | ・利用者や地域との連携 |
| ・従業員による定期的な施設内巡回（日常） | |

○緊急時連絡体制フロー

施設内で事故等が発生した場合は緊急時連絡体制フローに準じて連絡を行い、事故や災害等の発生時は当社の緊急事態対策規程、災害対策規程や地震防災規程に準じて速やかに対応し、被害者を救出した上で被害の最小化に取り組みます。

2. 不審人物への対応

施設従業員が毎日定期的に施設内巡回を実施し、不審人物等を発見した場合は、当該人物への声掛けを行い対応します。利用者や地域住民には管理者への連絡で協力をお願いします。必要に応じて警察等にも連絡します。

3. 設備不備や災害等への対応

○駐在スタッフによる毎日の施設内巡回の実施と応急処置対応

施設従業員による毎日の施設内巡回で設備等の不具合が発見された場合は、利用制限や立ち入り禁止等の措置を速やかに行い、利用者に判りやすく表示します。又、備品・設備等は速やかに修理します。尚、これらの利用制限等が長引く可能性がある場合は、管理事務所にハザードマップ（箇所、事象、写真）を設置し、全員が把握できる様にします。

○指定管理者保険への加入

当社は様々なリスクに備えるために、指定管理者保険に加入します。

4. その他、利用者の安全確保を図るための対応、時間外での対応等

○夜間の安全確保

夜間の安全確保の為に毎月定期的に夜間巡回を行います。又、警察等とも連携を図ります。

○市との連絡・調整による対応

安全確保の為に必要な処置は管理要項に従って日常的に当社が行いますが、内容に応じて市当局と連絡・調整を行い、利用者に不便をかけない様に対応します。

□高齢者や障がい者への声掛け実施（継続）

私たちは指定管理者の日常的な施設内巡回や作業の中で、高齢者や障がい者の動向には細心の注意を払っており、必要に応じて声掛けをし、介助等の支援を行っています。

□個人情報保護するための措置（継続）

当社は個人の権利利益を保護する為に都城市個人情報保護条例を理解し、事業活動を通じて得た個人情報の保護に努めます。又、社内で個人情報保護基本方針と個人情報保護規程を策定しており、それに準じて個人情報の取扱いには常に細心の注意を払います。当社はこれら個人情報について漏洩や目的外の使用がない様に管理を徹底する為に、以下の対応を取ります。

☆対応策

- ・従業員教育の徹底 ～ 社内の個人情報保護基本方針・同保護規程及び都城市の同条例等に基づき社員教育を繰返し実施して、周知徹底を図ります。
- ・個人情報管理の徹底 ～ 文書や電子データでの漏洩や紛失を防止する為に、保管情報は施錠を施し、パソコンにはパスワード等を設定し、外部持出しや盗難がない様にします。
- ・個人情報の停止や消去 ～ 個人が自己の個人情報の訂正や消去等を求めた場合には、誠実に対応します。

□情報の公開を行うための措置（継続）

市民参加の開かれた市政を推進する為に、都城市情報公開条例を理解し、保有する情報を適時に且つ適切な方法で利用者に公開できる様、情報公開に関する準備を進めます。

☆対応策

- ・情報公開要綱の策定 ～ 情報公開要綱を市の規準に準じて策定し、対応します。
- ・情報の開示 ～ 情報の開示請求がある場合、情報公開要綱に準じて対応します。
- ・文書管理の徹底 ～ 情報公開を適切に行える様に、文書等を適切に管理します。

山之口運動公園外1施設 平成29年度事業計画書

株式会社文化コーポレーション

(5) その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

□都城市総合計画に準じた活動（継続）

都城市総合計画のまちづくりの基本理念①市民が主役のまち、②ゆたかな心が育つまち、③緑あふれるまち、④活力あるまちの4点も施設管理運営の基準として考慮し、最大限の支援ができる様に管理運営に取り組みます。

□関係団体や地域住民との連携について（継続）

- 山之口運動公園等の管理運営において、青井岳温泉やその他近隣の施設、或いは都城市内の各種運動施設等との連携は一番重要なポイントであると考えており、密接な連携を取り協力しあった上での運営がサービス向上と利用者増に直結するものであると考えています。
- 施設利用者や地域住民の代表に参加して貰い施設運営委員会を開催し、管理運営が事業計画通りに実施されているか、見直しはないか等の評価や助言を貰い、業務改善に繋がります。
- スポーツ交流会や各種自主事業の実施に際しては、スポーツ団体等の協力をお願いします。特に地域のスポーツ団体とはあらゆる面で連携を取り、スポーツ振興の中心的役割をお願いします。又、利用者指導等では、都城市体育協会やスポーツ推進委員等との連携を図ります。
- 当社は既存の業務を通じて、市内の多くの医療機関と緊密な関係がありますので、各種自主事業では福祉作業所、NPO 法人も加え、これら団体等への協力を最大限にお願いします。又、地域住民や福祉作業所の協力で花植活動を行い、ボランティア育成を推進します。
- 各種自主事業では近隣の小中学校、高校、大学等との連携を図り、運営やボランティアとしての協力などをお願いします。又、高齢者の生きがい作りでは、子供との交流は非常に有効ですので、地域の小学校・幼稚園等と連携して高齢者と子供の交流事業を実施します。
- 当社は宮崎県障がい者スポーツ協会と協力し、障がい者スポーツ体験教室を実施しますが、同時に障がい者サポーター育成にも取り組みます。

□都城市との連携（継続）

私たちは都城市並びに関係機関等との連携を緊密に図っていきます。

①日常業務の中での報告や相談

私たちは日常の業務運営の中で内容に応じて以下の通り市に報告・協議します。

- ・随時報告…利用者からの意見や要望・苦情、事故や緊急事態の発生、自主事業など
- ・月次報告…日常運営状況・利用者数などの月次業務報告、利用者の声・アンケートなど
- ・年次報告…年次業務報告、決算報告

②施設運営月例会議と施設運営委員会

施設従業員と本社員による施設運営月例会議を毎月1回、又、利用者や地域住民代表等による施設運営委員会を年1回程度開催し、会議内容は逐次市当局に報告します。又、必要に応じて市当局にも会議に出席して頂き、様々な課題を共有しながら施設の効用の最大化を図ります。

③市当局によるモニタリングの実施

市当局によるモニタリングを四半期毎に実施して貰い、着実な業務推進に繋がっていきます。

④市の各種事業への積極的な参加

都城市が企画するスポーツ関係、その他施設運営に役立つと思われる各種事業や研修に積極的に参加して、施設運営の能力向上に繋がります。

山之口運動公園外 1 施設 平成 29 年度事業計画書

株式会社文化コーポレーション

(6) 公の施設を管理するにあたりアピールしたいこと

□管理運営能力

当社はビル管理、清掃、衛生管理、警備、受付、人材派遣などの業務に加え、様々な施設の指定管理者の実績があります。当社はこれら業務経験やノウハウを本施設の管理運営に於いてもこれ迄同様にそのまま活用します。又、宮崎市に本社を、都城市に営業所を置く企業として、定期巡回指導等の管理運営や緊急時のバックアップにおいて本社機能を十分に活用します。尚、当社は宮崎総合警備㈱などグループ会社8社で八社会を作っており、施設の管理運営はグループ会社の全面的な協力を持って、グループ会社一丸となって取り組みます。

□経営基盤

当社はビルメンテナンス業者として県内ではトップにランクされており、総合人材サービス企業として幅広い業務を提供し、様々な業種のお客様と幅広い取引をしていますので、結果として非常に安定した財務内容を有し、健全経営を堅持しています。当社の主要銀行は宮崎太陽銀行と宮崎銀行ですが、財務的な裏付けもあり、資金調達にも何ら問題はありません。当社は当施設の管理運営を長期に亘り実施する十分な業務経験と財務基盤があると確信します。

□まちづくりの熱意（継続）

私たち文化コーポレーションは地元宮崎県の企業として、地元の活性化と産業の発展を強く願っており、又、都城市のまちづくりにも強い関心を持っています。様々な施設の指定管理者としての業務運営の中で、地域との連携には注意を払っており、自主事業の運営等に於いて地元の方々の協力をあらゆる場面をお願いしています。

私たちはこの様な活動を通じて、各施設の地域まちづくりに関与させて頂いており、今般の山之口運動公園等施設の指定管理業務に於いても、同様に地域の活性化と地域まちづくりに深く貢献できる様、これ迄以上に取り組んで参ります。

1-9 (主要業務実績)

申請団体名 株式会社 文化コーポレーション

希望する施設名 山之口運動公園外1施設

主 要 業 務 実 績

年 度	業 務 名 (施設名称等)	業 務 内 容 (業務概要・発注者等)	受注額(円) (平成27年度)
平成26～ 28年度	山之口運動公園外1施設	指定管理者 都城市	13,500千円
平成27～ 31年度	早水公園体育文化センター 及び都城運動公園	指定管理者 都城市	97,000千円
平成25～ 29年度	天ヶ城公園等施設 (天ヶ城体育館・野球場・弓 道場、サンスポーツランドグラウンド・テニスコ ート等11施設)	指定管理者 宮崎市	26,472千円
平成23～ 32年度	高千穂町公の施設 (総合公園、自然休養村管 理センター、武道館、中央体育館、健康増進施 設)	指定管理者 西臼杵郡高千穂町	29,574千円
平成27～ 31年度	日向市体育センター及び日向市武道館	指定管理者 日向市	12,075千円
平成18～ 26年度	宮崎県福祉総合センター	指定管理者 宮崎県	53,399千円
平成24～ 31年度	都城市コミュニティセンター	指定管理者 都城市	9,258千円
平成27～ 31年度	都城市勤労身体障害者教養文化体育施設	指定管理者 都城市	10,013千円
平成21～ 28年度	宮崎みたま園(墓地公園) *グループ“ビーアイケーみたま”で受託	指定管理者 宮崎市	23,366千円 *グループ受託額
平成21～ 28年度	宮崎市葬祭センター *グループ“文化・イージスグループ”で受託	指定管理者 宮崎市	59,926千円 *グループ受託額
平成20～ 26年度	YYパーク駐車場	指定管理者 宮崎市	55,813千円
平成27～ 29年度	新富町温泉健康センター サン・ルピナス	指定管理者 児湯郡新富町	36,034千円
平成21～ 31年度	日向市石並川キャンプ場	指定管理者 日向市	2,886千円
平成23～ 25年度	薩摩川内市入来文化ホール	指定管理者 薩摩川内市	11,564千円

(備考)

※ 過去3年間の主要実績業務について記入してください。

(同様の施設管理実績がある場合は、これを優先して記入してください。)

※ 業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。

※ その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。

決算報告書

自 平成 27 年 4 月 1 日

至 平成 28 年 3 月 31 日

宮崎市生目台西3丁目4番2号

貸 借 対 照 表

平成 28年 3月31日 現在

(単位：円)

資 産 の 部

Ⅰ 流 動 資 産

現 金	3,886,402
銀 行 預 金	301,342,269
受 取 手 形	1,651,914
売 掛 金	265,643,470
有 価 証 券	458,441,715
商 品	2,793,972
貯 蔵 品	1,101,044
立 替 金	1,198,767
未 収 入 金	756,918
仮 払 金	2,947,631
前 払 費 用	3,174,470
保 険 積 立 金	78,077,568
貸 倒 引 当 金	<u>△16,808,314</u>

流動資産合計

1,104,207,826

Ⅱ 固 定 資 産

1 有 形 固 定 資 産

建 物	57,291,376
建 物 付 属 設 備	2,610,408
構 築 物	2,498,239
機 械 装 置	171,813
車 両 運 搬 具	5,362,371
什 器 備 品	1,001,831
土 地	119,307,700
リ ー ス 資 産	13,548,000
リース資産減価償却累計額	<u>△13,548,000</u>

有形固定資産合計

188,243,238

2 無 形 固 定 資 産

ソ フ ト ウ ェ ア	2,518,342
電 話 加 入 権	1,581,006
敷 金	<u>1,897,500</u>

無形固定資産合計

5,996,848

3 投 資 そ の 他 の 資 産

出 資 金	71,110,000
保 証 金	20,180,880
預 託 金	<u>456,770</u>

投資その他の資産合計

91,747,650

固 定 資 産 合 計

285,987,736

資 産 合 計

1,390,195,562

負債の部

I 流動負債

買掛金	53,859,889
未払金	8,134,275
未払法人税等	43,726,200
未払費用	186,732,474
預り金	8,424,934
仮受金	224,640
賞与引当金	21,793,667
未払消費税	38,028,400

流動負債合計

360,924,479

II 固定負債

退職給与引当金	20,244,745
役員退職給与引当金	117,798,685

固定負債合計

138,043,430

負債合計

498,967,909

純資産の部

I 株主資本

1 資本金	10,000,000
2 利益剰余金	
(1) 利益準備金	6,530,000
(2) その他利益剰余金	
別途積立金	734,500,000
繰越利益剰余金	140,197,653

利益剰余金合計

881,227,653

株主資本合計

891,227,653

純資産合計

891,227,653

負債・純資産合計

1,390,195,562

	外 注 費	802,100	
	賞与引当金戻入	△5,686,460	
	退職給付費用	1,900,644	
	役退労引当金繰入	15,773,160	
	貸倒引当金戻入	△16,867,075	
	賞与引当金繰入	6,085,604	
	雑 費	<u>394,828</u>	<u>352,973,971</u>
	営 業 利 益		204,937,705
IV 営	業 外 収 益		
	受 取 利 息	223,973	
	受 取 配 当 金	1,805,000	
	有価証券売却益	1,200,000	
	雑 収 入	<u>17,033,285</u>	<u>20,262,258</u>
V 営	業 外 費 用		
	雑 損 失	<u>2,824,543</u>	<u>2,824,543</u>
	経 常 利 益		222,375,420
VI 特	別 損 失		
	固定資産売却損	<u>163,934</u>	<u>163,934</u>
	税引前当期純利益		222,211,486
	法人税、住民税及事業税		<u>82,417,800</u>
	当 期 純 利 益		<u><u>139,793,686</u></u>

製造原価報告書

自 平成 27年 4月 1日
至 平成 28年 3月31日

(単位: 円)

I 労 務 費

賃 金	43,470,565
給 料 手 当	1,650,651,519
賞 与	38,274,757
賞 与 引 当 金 繰 入 額	15,708,063
退 職 給 付 費 用	312,557
賞 与 引 当 金 戻 入 額	△14,851,710
法 定 福 利 費	157,874,979
福 利 厚 生 費	16,863,463

1,908,304,193

II 製 造 経 費

燃 料 費	3,806,843
水 道 光 熱 費	50,390,213
修 繕 費	135,577
リ ー ス 料	3,011,165
保 険 料	3,405,809
消 耗 品 費	39,271,226
車 両 費	1,508,853
旅 費 交 通 費	2,055,743
通 信 費	2,891,234
委 託 管 理 費	304,290,413
募 集 費	6,288,536
研 修 費	1,155,038
支 払 手 数 料	2,116,325
地 代 家 賃	809,972
食 材 費	69,570,777
リ ー ス 減 価 償 却 費	690,200
雑 費	1,036,018

492,434,042

当期総製造費用

2,400,738,235

当期製品製造原価

2,400,738,235

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 平成 27年 4月 1日
至 平成 28年 3月31日

(単位：円)

株主資本

資本金	当期首残高及び当期末残高	10,000,000
-----	--------------	------------

利益剰余金		
利益準備金	当期首残高及び当期末残高	6,530,000

その他利益剰余金		
別途積立金	当期首残高	646,500,000
	当期変動額	88,000,000
		剰余金の内訳科目間の振替
	当期末残高	734,500,000

繰越利益剰余金	当期首残高	125,943,967
	当期変動額	△37,540,000
		剰余金の配当
		剰余金の内訳科目間の振替
		当期純利益
	当期末残高	139,793,686
		140,197,653

利益剰余金合計	当期首残高	778,973,967
	当期変動額	102,253,686
	当期末残高	881,227,653

株主資本合計	当期首残高	788,973,967
	当期変動額	102,253,686
	当期末残高	891,227,653

純資産合計	当期首残高	788,973,967
	当期変動額	102,253,686
	当期末残高	891,227,653

個 別 注 記 表

自 平成 27年 4月 1日
至 平成 28年 3月31日

1. この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

・・・移動平均法に基づく原価法
 - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・・・最終仕入原価法による原価法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産

H19年4月1日以降取得分・・・定率法
H19年3月31日以前取得分・・・旧定率法
(H10年4月1日以降取得の建物については旧定額法)
 - ② リース資産

リース期間定額法
 - (3) 引当金の計上基準

引当金は法人税法の規定に基づき引当限度額を計上しております。
 - (4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式により処理しております。
3. 株主資本等変動計算書に関する注記
 - (1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数 20,000株
 - (2) 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
 - ① 平成27年5月29日の定時株主総会において、次の通り決議されました。

配当金の総額	37,540,000円
配当の原資	利益剰余金
一株当たりの配当額	1,877円00銭
基準日	平成27年3月31日
効力発生日	平成27年5月30日
 - (3) 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
 - ① 平成28年5月27日開催予定の定時株主総会において、次の通り決議を予定しております。

配当金の総額	41,940,000円
配当の原資	利益剰余金
一株当たりの配当額	2,097円00銭
基準日	平成28年3月31日
効力発生日	平成28年5月28日
4. その他の注記

特になし

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項並びに都城市都市公園条例第 4 条第 1 項及び都城市地区体育館条例第 5 条第 1 項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市高崎総合公園及び都城市高崎大牟田地区体育館
- 2 指定管理者となる団体の名称
高崎町星の郷総合産業株式会社
- 3 指定の期間
平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

平成 2 8 年 1 2 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

高崎総合公園外 1 施設指定管理者候補者選定の概要

高崎総合公園外 1 施設の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成 28 年 12 月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

高崎町星の郷総合産業株式会社

(2) 代表者名

代表取締役 児玉 宏紀

(3) 所在地

都城市高崎町大牟田 1 3 3 2 番地 8

(4) 設立年月日

平成 10 年 1 月 22 日

(5) 従業員数

54 人

(6) 業務内容

都城市が所有する温泉交流センター・温水プール・たちばな天文台・たちばな北斗ハウスの管理運営業務の受託

都城市が所有する大牟田農産加工センター及び総合公園内施設の管理運営の受託

酒類、タバコ、食品、飲料水、スポーツ用品及び日用雑貨の販売

民芸品の製造販売

観光みやげ物の販売

スポーツ用品の賃貸

地域産業に関する商品の企画、立案及び研究開発

各種催事の企画及び運営

農作業、林業作業の受託

給食の製造と配送

損害保険代理店業

旅行業代理店業

労働者派遣事業

2. 指定期間

平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 31 年 3 月 31 日 (2 年間)

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市高崎総合公園 (都城市高崎町大牟田 1 3 2 6 番地 1、1 3 2 6 番地 4 3、1 3 2 6 番地 4 6、1 3 3 2 番地 1 0、1 3 3 2 番地 7)	敷地面積：543,592㎡ 延床面積：4,107 ㎡
都城市高崎大牟田地区体育館 (都城市高崎町大牟田 1 3 1 9 番地)	敷地面積：1,218㎡ 延床面積：840 ㎡

(2) 業務概要

施設の運営に関すること

施設の維持管理に関すること

設備の安全管理に関すること

月報の報告

4. 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5. 選定結果

(1) 非公募により候補者を選定した理由

高崎総合公園は、平成 26 年度に温泉施設等と体育施設で別々に指定管理者を募集し、両施設とも高崎町星の郷総合産業株式会社が指定管理者となっているが、指定期間については、温泉施設等は更新であったため 5 年、体育施設は新規であったため 3 年の指定期間としたことにより、2 年間のずれが生じている。しかし、高崎総合公園等施設（体育施設）と同じエリア内にある、温泉、パークゴルフ場等との一体管理により、効率的な管理運営とスポーツ合宿等の利用者へのサービス向上にもつながっていることなどから、高崎総合公園等施設（体育施設）の指定期間を温泉施設等と合わせた平成 30 年度までとし、指定期間を 2 年間延長するものである。

(2) 申請書類の審査結果

・住民の平等な利用の確保について

都城市民、近隣市町村等多くの利用者に満足いただけるように施設を提供している。また、幼児から高齢者、健常者や障がい者の区別なく幅広いニーズに出来るだけ応えられるように努めている。

・施設の効用の最大限の発揮について

利用者サービスの向上については、近隣施設である温泉交流センターやたちばな北斗ハウスを利用したスポーツ団体などの合宿や競技大会などが利用しやすいように、温泉センター指定管理者と連携している。また、管理運営する際には、夜間や休日に利用する際や突然の利用申し込み等にも対応するためにスタッフが常駐し、利用者の利便性の向上を進めている。

・管理経費の縮減について

基本的に「経費はできるだけ無駄を省き、人的経費を抑えるために効率よく人員を配置し、物的経費は必要な時に必要な物を必要な量だけ用意する」という考え方で、適切な管理に努めている。具体的な管理業務の効率化については、温泉施設等を指定管理者として管理運営をしているが、公の施設の運営にはその培ったノウハウを活かした管理をしている。日常の清掃や維持補修管理業務は、基本的に自社で行い、適切に素早い対応を行っている。

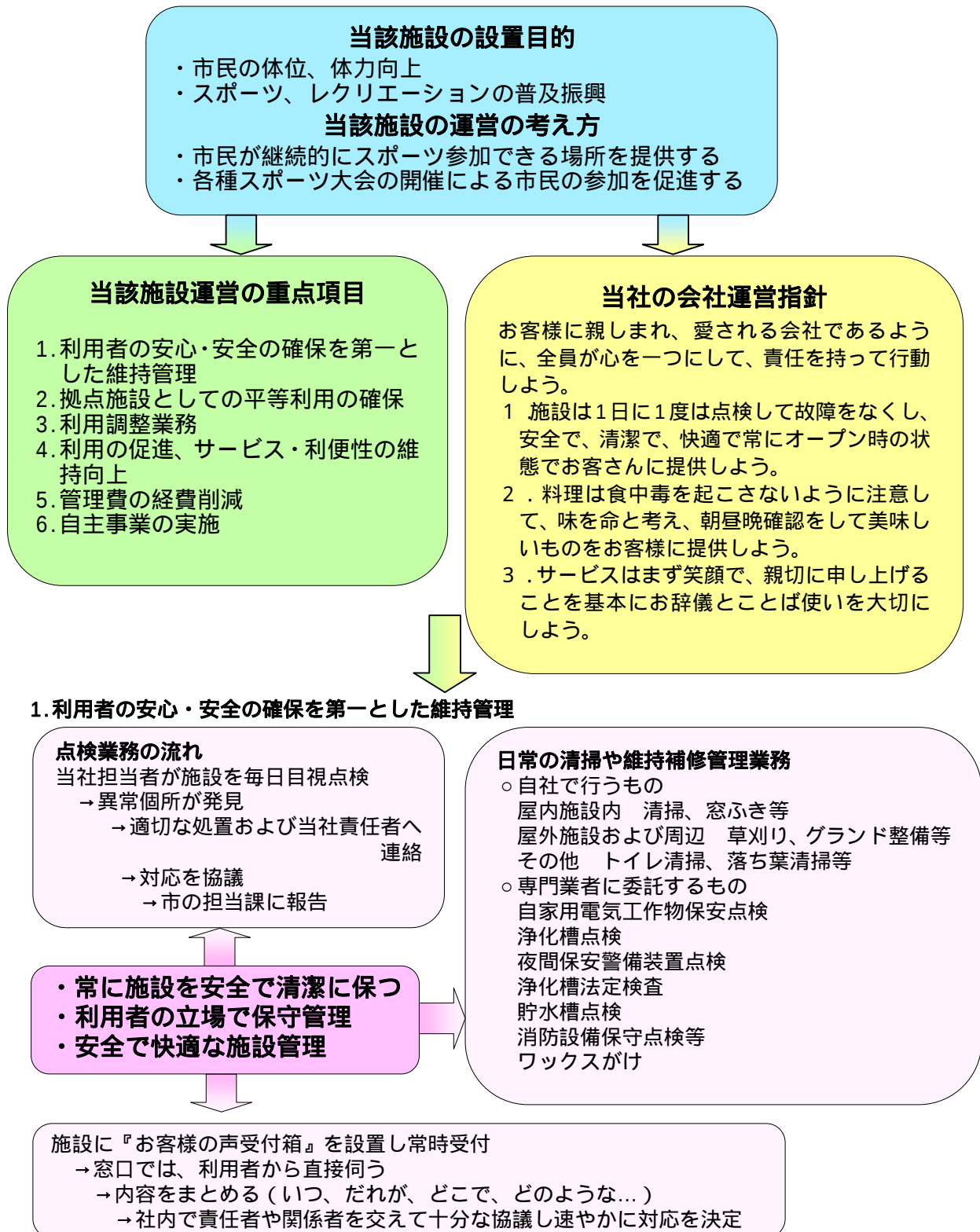
・管理運営能力について

常勤役員としての専務取締役、現場責任者である課長級の従業員を中心に管理施設に担当者を配置し、施設の実務担当スタッフとの連携が十分取れるよう連絡体制、責任体制を備えている。毎月1回企画会議で各種イベントの開催内容を協議し、会議終了後に業務研修会を実施している。また、毎日朝礼を実施し、情報の共有化を図るとともに指導育成を図っており、消防訓練などの研修等を実施している。

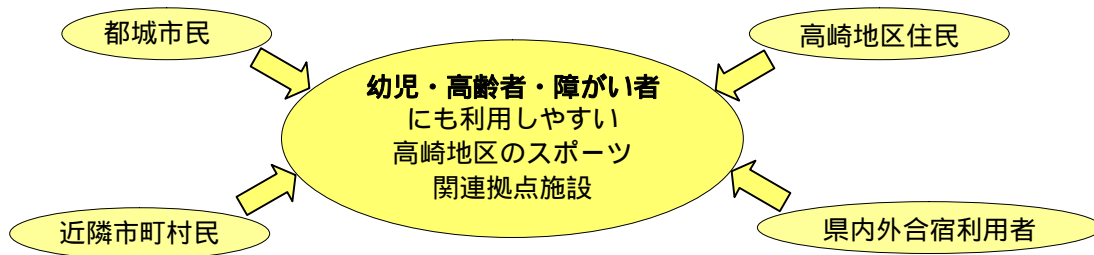
事業計画書(概要版)

申請団体名 高崎町星の郷総合産業株式会社

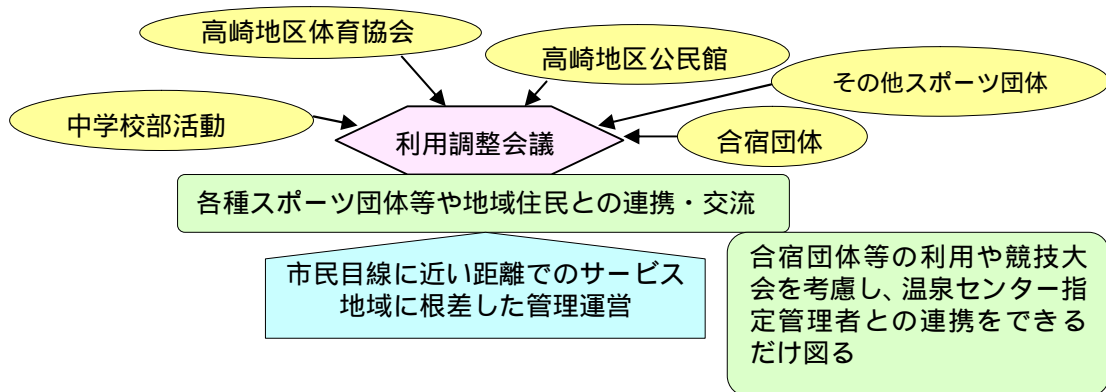
希望する施設名 高崎総合公園外 1 施設（総合体育館、陸上競技場、野球場、多目的広場、庭球場、大牟田地区体育館）



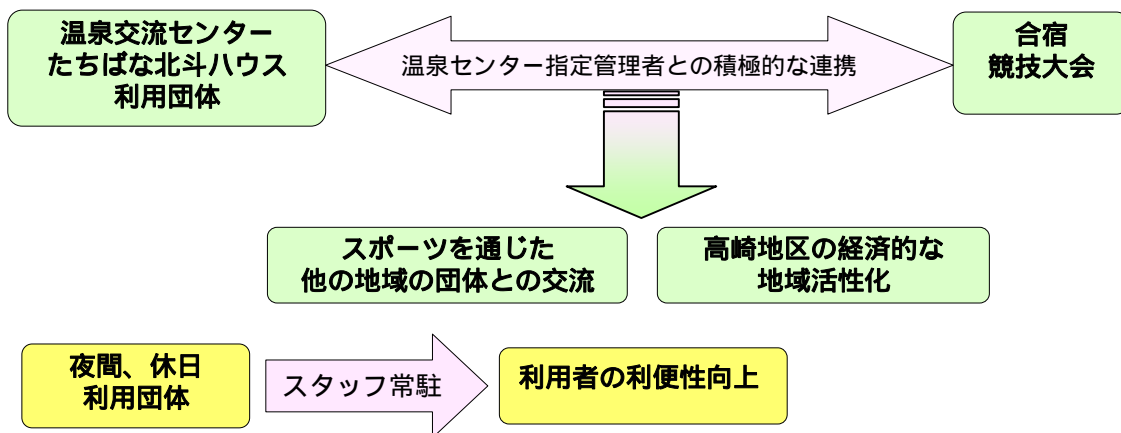
2. 拠点施設としての平等利用の確保



3. 利用調整について



4. 利用の促進、サービス・利便性の維持向上



5. 管理費の経費削減

経費節減の基本的な考え方

『経費はできるだけ無駄を省き、人的経費を抑えるために効率良く人員を配置し、物的経費は必要な時に必要なものを必要な量だけ用意する。』

- ・『利用者の安心・安全』が担保されることが第一である
- ・経費の削減を検討する際には利用者へ影響をよく調査してから実行
- ・温泉施設等の管理運営で培ったノウハウを施設管理に生かす

6. 自主事業について

小学生スポーツ教室、未就学児体力づくり教室

高崎地区や近隣の小学生、未就学児を対象に様々なスポーツに慣れ親しむ機会の提供、気軽に参加できる参加料の設定及び、ニーズに対応した事業の実施。

幅広い世代の住民ニーズ

都城周辺の小中学生サッカー大会を開催

スポーツの日常化を推進

親子で参加できるイベント等を開催

申請団体名 高崎町星の郷総合産業株式会社
 施設名 高崎総合公園外1施設

主 要 業 務 実 績

年度	業 務 名 (施設名称等)	業 務 内 容 (業務概要・発注者等)	受注額(円)
25	温泉交流センター	温泉・宿泊の利用料金徴収、施設維持管理 発注者 都城市長	31,156,350
25	温水プール	利用料金徴収、施設維持管理 発注者 都城市長	11,000,000
25	たちばな天文台	利用料金徴収、施設維持管理、天体観測の説明 発注者 都城市長	3,940,000
25	たちばな北斗ハウス	施設利用料金徴収、施設維持管理 発注者 都城市長	0
25	パークゴルフ場	道具貸出し、施設利用料金徴収 発注者 都城市長	360,000
26	高崎総合公園施設外1施設	使用料金徴収、施設維持管理 発注者 都城市長	18,708,000
26	温泉交流センター	温泉・宿泊の利用料金徴収、施設維持管理 発注者 都城市長	30,847,000
26	温水プール	利用料金徴収、施設維持管理 発注者 都城市長	14,200,000
26	たちばな天文台	利用料金徴収、施設維持管理、天体観測の説明 発注者 都城市長	3,936,000
26	たちばな北斗ハウス	施設利用料金徴収、施設維持管理 発注者 都城市長	0
26	パークゴルフ場	道具貸出し、施設利用料金徴収 発注者 都城市長	1,008,000
27	高崎総合公園施設外1施設	使用料金徴収、施設維持管理 発注者 都城市長	19,230,000
27	温泉交流センター	温泉・宿泊の利用料金徴収、施設維持管理 発注者 都城市長	31,514,000
27	温水プール	利用料金徴収、施設維持管理 発注者 都城市長	11,335,000
27	たちばな天文台	利用料金徴収、施設維持管理、天体観測の説明 発注者 都城市長	7,909,000
27	たちばな北斗ハウス	施設利用料金徴収、施設維持管理 発注者 都城市長	0
27	パークゴルフ場	道具貸出し、施設利用料金徴収 発注者 都城市長	1,510,000
27	R Vパーク	利用料金徴収、施設維持管理 発注者 都城市長	0

※ 過去3年間の主要実績業務について記入してください。

(同様の施設管理実績がある場合は、これを優先して記入してください。)

※ 業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。

※ その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。

決 算 報 告 書

(第 19 期)

自 平成27年 4月 1日
至 平成28年 3月31日

高崎町星の郷総合産業株式会社

宮崎県都城市高崎町大牟田1332-8

藤元康治税理士事務所

貸 借 対 照 表

高崎町星の郷総合産業株式会社

平成28年 3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部

【流 動 資 産】

現 金 及 び 預 金	25,108,422
売 掛 金	690,663
商 品	1,317,178
未 収 入 金	51,770
立 替 金	10

流動資産合計

27,168,043

【固 定 資 産】

(有形固定資産)

機 械 装 置	58,442
車 両 運 搬 具	2
工 具 器 具 備 品	2

有形固定資産計

58,446

(投資その他の資産)

リサイクル預託金	6,490
----------	-------

投資その他の資産計

6,490

固定資産合計

64,936

資 産 合 計

27,232,979

負 債 の 部

【流 動 負 債】

住 民 税 預 り 金	96,100
買 掛 金	1,878,320
未 払 費 用	9,255,877
社 保 預 り 金	603,335
雇用保険預り金	354,365
源泉預り金	△153,656
介護保険料預り金	25,470

流動負債合計

12,059,811

負 債 合 計

12,059,811

純 資 産 の 部

【株 主 資 本】

資 本 金

38,100,000

(利益剰余金)

利 益 準 備 金

76,200

その他の利益剰余金

繰越利益剰余金	<u>△23,003,032</u>	
その他利益剰余金計		<u>△23,003,032</u>
利益剰余金合計		<u>△22,926,832</u>
株主資本計		<u>15,173,168</u>
純資産合計		<u>15,173,168</u>
負債・純資産合計		<u>27,232,979</u>

損 益 計 算 書

高崎町星の郷総合産業株式会社

自 平成27年 4月 1日
至 平成28年 3月31日

(単位：円)

【 売 上 高 】

売 上 高	1	74,782,465	
天 文 台 収 入		986,239	
北 斗 ハ ウ ス 収 入		743,130	
自 販 機 収 入		1,073,567	
手 数 料 収 入		24,488	
温 水 プ ー ル 収 入		10,913,933	
パ ー ク ゴ ル フ 収 入		10,701,220	
食 堂		20,897,647	
教 育 施 設 売 上		172,862	
指 定 管 理 料		71,498,000	
R V パ ー ク		97,000	
		<u>191,890,551</u>	

【 売 上 原 価 】

期 首 棚 卸 高	1,235,080	
商 品 仕 入 高	26,433,343	
期 末 棚 卸 高	<u>1,317,178</u>	<u>26,351,245</u>
売 上 総 利 益		165,539,306

【 販 売 費 一 般 管 理 費 】

役 員 報 酬	2,806,000
給 与 手 当	41,846,502
雑 給 与	34,066,254
賞 与	5,561,152
法 定 福 利 費	10,294,714
厚 生 費	2,480,912
消 耗 品 費	6,238,840
事 務 用 品 費	392,069
委 託 料	9,845,805
賃 借 料	1,622,621
保 険 料	927,900
修 繕 費	1,183,811
減 価 償 却 費	66,729
旅 交 通 費	52,300
通 信 費	897,750
水 道 光 熱 費	34,092,183
環 境 衛 生 費	77,100
燃 料 費	5,318,858
車 両 費	1,334,471
手 数 料	736,359

荷 造 運 費	134,889	
広 告 宣 伝 費	273,648	
租 税 公 課	11,755,546	
交 際 接 待 費	66,937	
報 酬 手 当	1,483,248	
サ ー ビ ス 費	483,243	
イ ベ ン ト 宣 伝 費	943,041	
寄 附 金	9,000	
雑 費	80,370	175,072,252
営 業 損 失		9,532,946

【 営 業 外 収 益 】

受 取 利 息	8,927	
雑 収 入	714,093	723,020
経 常 損 失		8,809,926
税 引 前 当 期 純 損 失		8,809,926
法人税、住民税及び事業税	182,500	182,500
当 期 純 損 失		8,992,426

株主資本等変動計算書

高崎町星の郷総合産業株式会社

(単位：円)
自 平成27年 4月 1日
至 平成28年 3月31日

	株主資本										評価・換算差額等			株 新 株 予 約 権	純資産 合 計		
	資本剰余金			利益剰余金				株 資 本 合 計	自 己 株 式	株 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 ヘ ッ ジ 損 益	評価・換算 差額等合計				
	資本金	資本 準備金	資本 剰余金 合 計	資本 準備金	利益 準備金	その他の利益剰余金	繰越利益剰余金	利益 剰余金 合 計									
当期首残高	38,100,000	0	0	0	76,200	0	0	△14,010,606	△13,934,406	0	24,165,594	0	0	0	24,165,594		
当期変動額																	
当期純損失																	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)																	
当期変動額合計																	
当期末残高	38,100,000	0	0	0	76,200	0	0	△8,992,426	△8,992,426	△8,992,426	△8,992,426	△8,992,426	△8,992,426	△8,992,426	△8,992,426		

議案第 1 7 4 号

財産の取得について

次のとおり都城市立図書館の備品を取得することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 取得財産及び数量 | (1) 書架 一式
(2) 机、椅子その他の家具類 一式
(3) 図書館業務に必要な備品類 一式 |
| 2 | 財産の取得に係る金額 | 3 4 8 , 0 7 6 , 5 4 8 円 |
| 3 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 | 契約の相手方 | 東京都港区港南 1 丁目 8 番 3 5 号
コクヨマーケティング株式会社 |

議案第 174 号関係資料

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 取得財産及び数量 | 別紙のとおり |
| 2 | 財産の取得に係る金額 | 348,076,548円(消費税及び地方消費税込み)
322,293,100円(消費税及び地方消費税抜き) |
| 3 | 契約の金額 | 351,316,548円(消費税及び地方消費税込み)
325,293,100円(消費税及び地方消費税抜き) |
| 4 | 契約相手の選定理由 | <p>「都城市立図書館整備・管理運営等事業」の事業者募集は、中心市街地に移転する都城市立図書館の備品調達等業務、指定管理者業務、併設カフェの運営業務の3事業を一括して担える者を公募したものである。</p> <p>応募があった3つの共同体の中から、より優れていたMALコンソーシアム(代表団体株式会社マナビノタネ、構成団体コクヨマーケティング株式会社、株式会社ヴィアックス)が優先交渉者として選定され、都城市立図書館整備・管理運営等事業基本契約を締結したので、このうちの備品調達等業務担当事業者であるコクヨマーケティング株式会社を契約相手とするものである。</p> |

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

エリア名	位置	エリア番号	
開架エリア(調べ物、参考図書、上原文庫、行政資料、6産業(国際交流コーナーを除く。))	1F	AR5	
品 名	数量	単位	
木金書架 単式9連7段、LED照明、書架サイン付	1	台	
木金書架 単式4連7段、LED照明、書架サイン付	1	台	
木金書架 単式9連7段(一部開口)、LED照明、書架サイン付	1	台	
木金書架 複式9連7段(一部開口)、LED照明、書架サイン付	1	台	
木金書架 複式4連7段、LED照明、書架サイン付	2	台	
木金書架 複式2連4段、書架サイン付	1	台	
木金書架 複式5連7段、LED照明、書架サイン付	3	台	
木金書架 単式3連7段、LED照明、書架サイン付	3	台	
木金書架 複式8連7段(一部開口)、LED照明、書架サイン付	1	台	
木金書架 単式2連7段、LED照明、書架サイン付	1	台	
木金書架 単式8連7段(間口別寸)、LED照明、書架サイン付	1	台	
木金書架 単式7連7段、LED照明、書架サイン付	1	台	
木金書架 単式8連7段、LED照明、書架サイン付	1	台	
木金書架 単式6連7段(一部開口)、LED照明、書架サイン付	1	台	
木金書架 単式14連7段、LED照明、書架サイン付	1	台	
木金書架 単式6連7段、LED照明、書架サイン付	1	台	
木金書架 複式4連7段、LED照明、書架サイン付	3	台	
木箱型書架	200	台	
(閲覧用)角テーブル	2	台	
(閲覧用)ベジタルチェア	12	脚	
(閲覧用)マーフィーチェア	8	脚	
(閲覧用)イスA	28	脚	
(閲覧用)丸テーブル	3	台	
(閲覧用)イスB	12	脚	
(閲覧用)1人用テーブル	3	台	
(閲覧用)イスC	3	脚	
(パソコン用)テーブル(8人掛)、LED照明付	1	台	
(パソコン用)テーブル(12人掛)、LED照明付	1	台	
(閲覧用)テーブル(8人掛)、LED照明付	1	台	
(閲覧用)活字文書読上げ装置	1	台	
(閲覧用)拡大読書器	1	台	
自動貸出機・記載テーブル	1	台	
展示テーブル(大)	1	台	
展示テーブル(小)	1	台	
			38,776,700

[illegible]

[illegible]

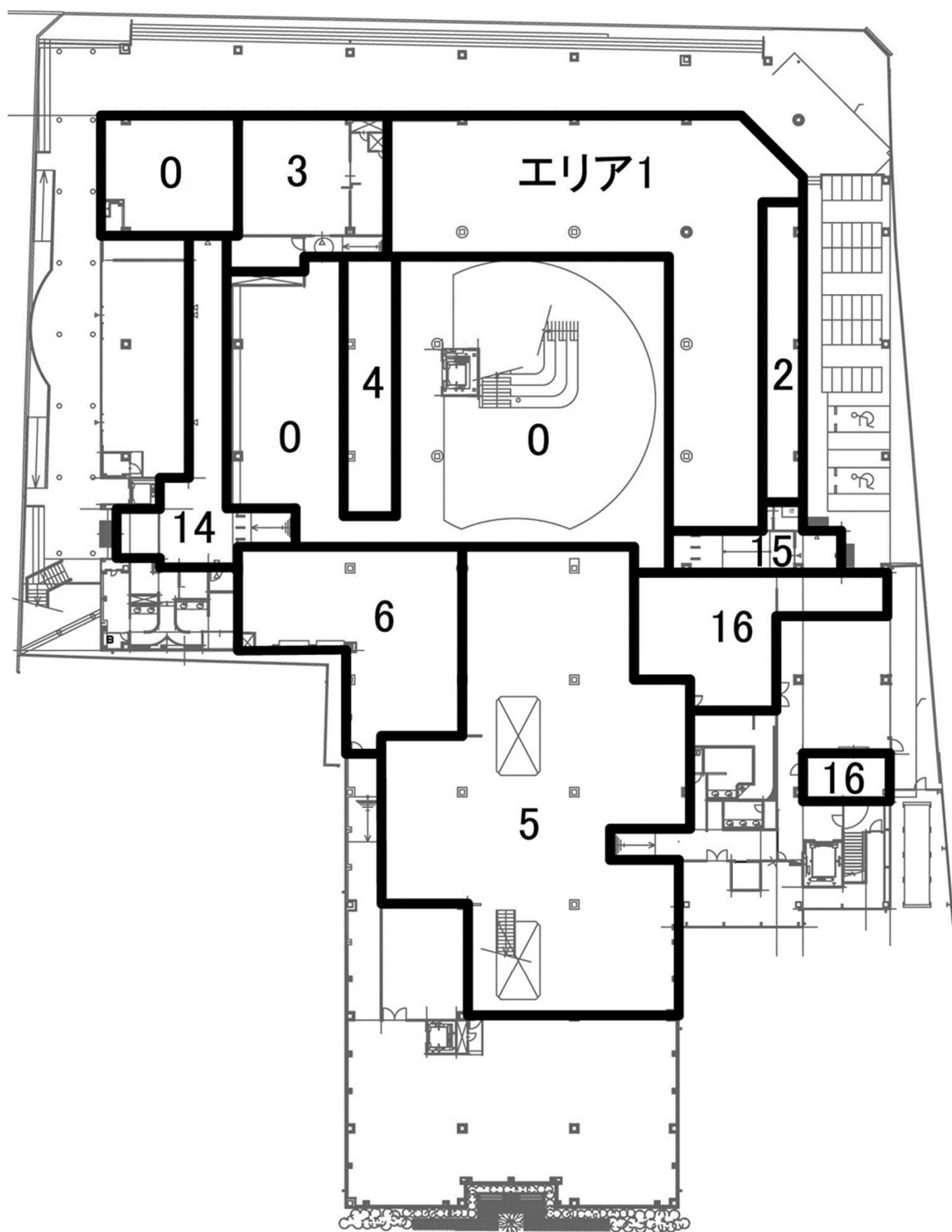
[illegible]

[illegible]

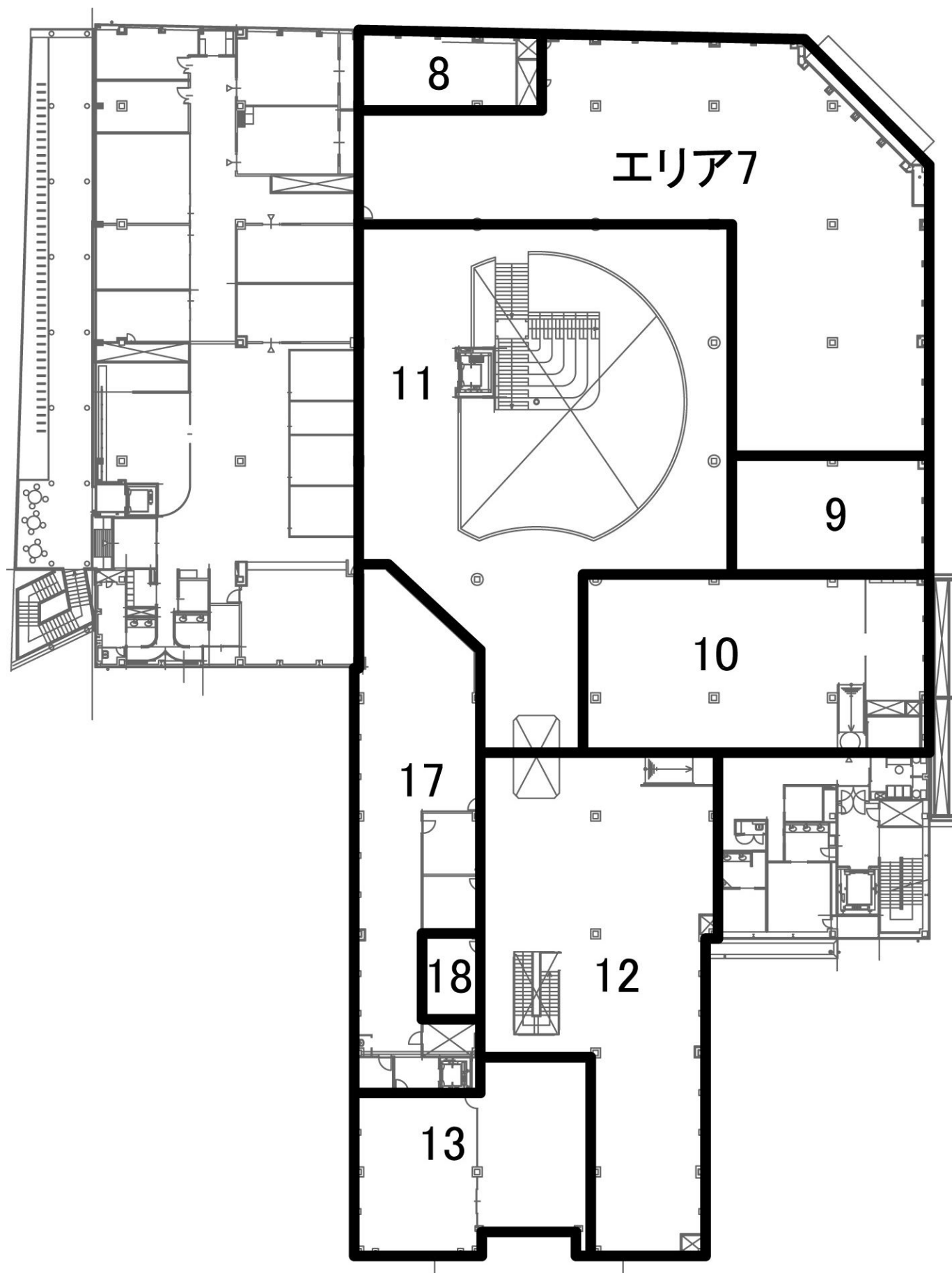
[illegible]

エリア名	位置	エリア番号	
こどもレファレンス、事務室①	2F	AR17	
品 名	数量	単位	
両袖デスク	2	台	
片袖デスク	16	台	
大型デスク	6	台	
(大型デスク用)ワゴン	24	台	
(事務用)イス	40	脚	
(事務用)イス(肘付)	2	脚	
(利用者用)イス	9	脚	
(スタッフ用)イス	7	脚	
収納庫	1	台	
台車	2	台	
台車(小型)	3	台	
はしご兼用脚立	1	台	
脚立 踏台	1	台	
コルクボード	6	台	
ホワイトボード	1	台	
踏台スツール	1	脚	
スタンダードパネルA(基本型)	1	台	
スタンダードパネルB(増連型)	1	台	
踏台(2段)ストッパー付	3	台	
厚綴じステーブラー	1	台	
金庫	1	台	
書類収納ケース	1	台	
ブックトラック(片面3段)	10	台	
パソコンカート	3	台	
ガードスタンド/ベルトパーティション	1	台	
踏台(2段)	3	台	
業務システム Web-DBシステム	1	式	
呼出しチャイム	1	台	
A3カラープリンター(トレイ2段)	1	台	
コートハンガー	5	台	
行動予定表(18名分)	2	台	
ホワイトボード	1	台	
傘入れ	2	台	
(来客用)茶器	1	セット	
(救護用)マット	1	枚	
(急患用)ソファークッション	1	台	
(急患用)ウール毛布	1	枚	
			18,173,200

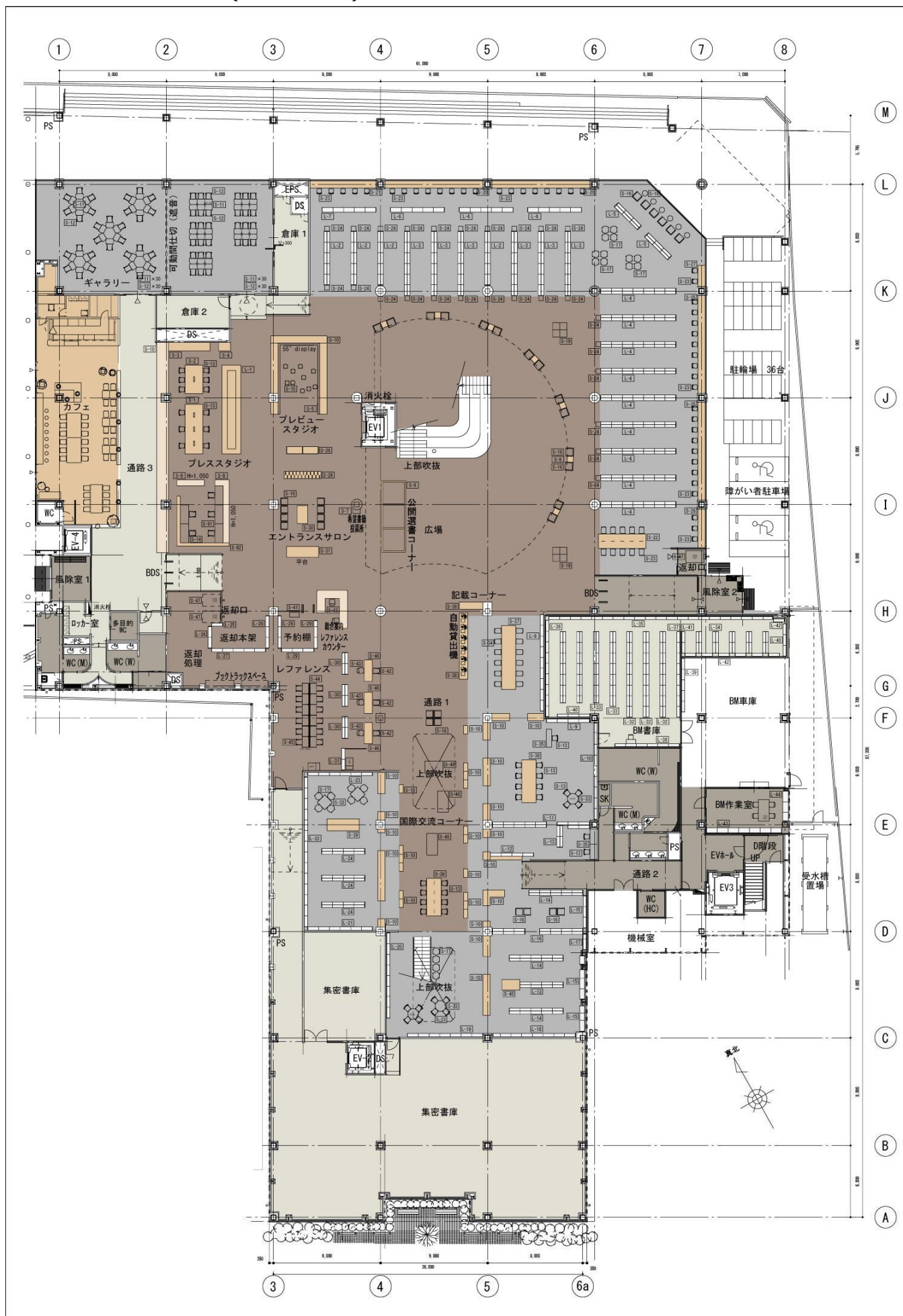
都城市立図書館整備・管理運営等事業 図書館備品調達等業務委託
エリア区分図（1階部分）



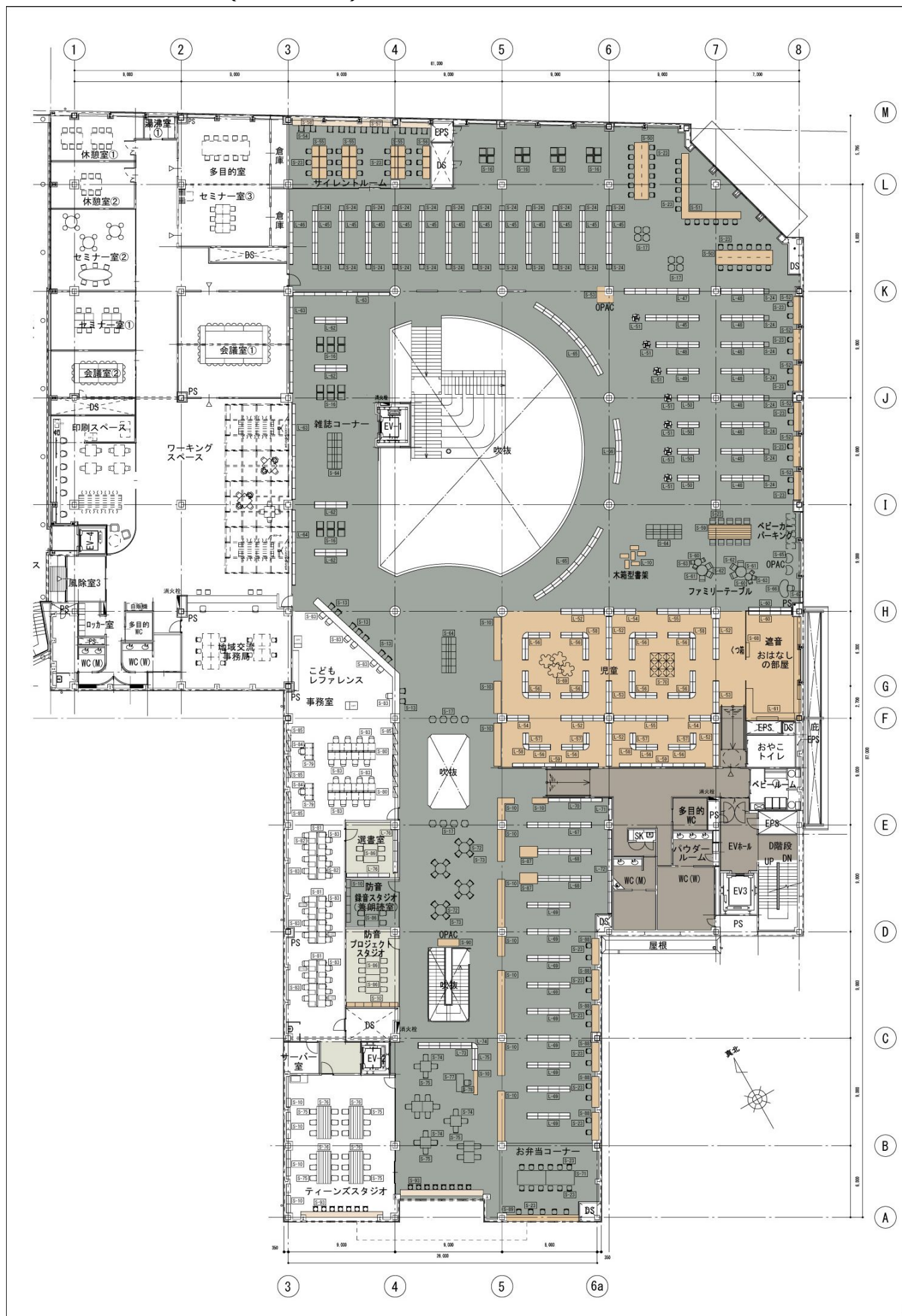
都城市立図書館整備・管理運営等事業 図書館備品調達等業務委託
エリア区分図（2階部分）



都城市立図書館整備・管理運営等事業 図書館備品調達等業務委託
備品レイアウト図（1階部分）



都城市立図書館整備・管理運営等事業 図書館備品調達等業務委託
備品レイアウト図（2階部分）



議案第 1 7 5 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び都城市立図書館条例第 7 条第 1 項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市立図書館、都城市立高城図書館

2 指定管理者となる団体の名称

MAL 運営共同事業体

3 指定の期間

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで

平成 2 8 年 1 2 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市立図書館の指定管理者候補者選定の概要

都城市立図書館整備・管理運営等事業については、次のとおりプロポーザル方式の公募を行い、優先交渉権者を選定しました。

この優先交渉権者の構成団体のうち、管理運営担当の団体を指定管理者とする議案が、平成 28 年 12 月議会で可決された場合には、同団体が都城市立図書館の指定管理者となります。

1 事業の目的・手法

旧都城大丸センターモールを改修して開館する新図書館の整備と管理運営について、民間活力を活用することで、コスト縮減や市民サービスの向上を図り、中心市街地活性化の核施設として市民に利用される図書館を実現することを事業の目的としました。

2 事業の枠組み

次の 3 業務を一括して行える事業者を公募型プロポーザル方式で選定しました。

(1) 「図書館備品調達等業務」

図書館本館の家具・備品のデザインやレイアウト等について提案を行い、家具・備品等を調達する委託業務

(2) 「図書館管理運営業務」

図書館本館及び高城図書館の管理運営を行う指定管理業務

(指定管理期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間)

(3) 「カフェ運営業務」

図書館本館に併設されるカフェの運営

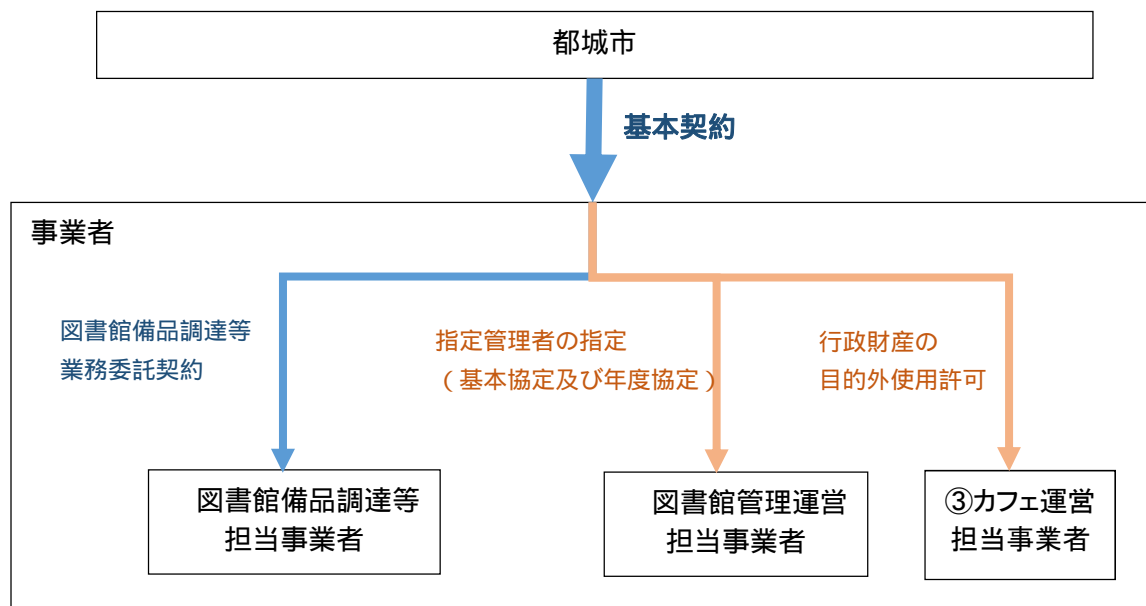
(1) の業務は内装を中心とした整備であり、(2) の業務に大きな影響を及ぼす上、併設のカフェについても図書館と連携することにより、中心市街地へのさらなる誘客効果が期待できることから、3 つの事業の相互協力体制がとれるように、一括した事業として公募しました。

3 選定後の基本契約及び個別業務についての法律行為

都城市は、3業務を一括して行える事業者と基本契約を締結し、その後、個別の法律行為を行います。

については、契約、及びについては、行政処分です。

選定された者が、法人その他の団体の共同体である場合は、その共同体を構成する団体が、個別の法律行為の対象となります。



は、指定管理者の指定という議会の議決に基づく行政処分です。

4 施設の概要

(1) 都城市立図書館

- ア 所在地 宮崎県都城市中町 16 街区 15 号
 イ 開館時間 午前 9 時から午後 9 時まで (予定)
 ウ 休館日 原則年中無休予定 (蔵書点検整理期間、設備点検等の臨時休館有り)
 エ 施設規模

敷地面積	5,366 m ²	階数	地上 3 階
建築面積	4,821 m ²	構造	S 造
延床面積	8,244 m ² (建物全体 9,228 m ²)	高さ	19.5m
蔵書収容数	55 万冊 (開館時 43 万冊 (開架・閉架合計))(予定)		

(2) 都城市立高城図書館

- ア 所在地 都城市高城町穂満坊 105 番地 (高城生涯学習センター内)
 イ 開館時間 午前 9 時 30 分から午後 6 時まで
 ウ 休館日 ●火曜日 ●国民の祝日に関する法律に規定する休日(子どもの日及び文化の日を除く。) ●その前日が休日である水曜日 ●1 月 2 日、1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日まで ●条例に定める館内整理日 ●

蔵書点検整理期間

工 施設規模

延床面積	456.6 m ²	高さ	4.9m
蔵書数	8.5 万冊（平成 28 年 4 月現在）		

5 公募の経緯

（１）優先交渉権者選定までの経過

平成 28 年	6 月 24 日	第 1 回選定委員会（募集要項の審議）
	7 月 1 日	募集要項公表
	8 月 23 日～8 月 26 日	参加表明受付
	9 月 27 日～9 月 30 日	提案書類提出
	10 月 30 日	第 2 回選定委員会（優先交渉権者の選定）

（２）選定委員会の議題等

回数	日時	場所	主な議題
第 1	平成 28 年 6 月 24 日(金) 13:00～16:00	都城市立図書館 3 階大会議室	事業概要説明、募集要項等 公表資料、審査方法の決 定、審査基準の決定
第 2	平成 28 年 10 月 30 日(日) 9:00～18:00	都城市役所南別館 4 階第 1 会議室	面接審査、書類審査、最優 秀提案者の決定、審査講評

（３）選定委員会構成

委員構成		人数
有識者	学識経験者	3 人
	司法書士	1 人
	税理士	1 人
	行政書士	1 人
	教育委員	1 人
行政職員	都城市職員	5 人

（４）応募者数
3 共同体

6 選定された優先交渉権者の概要

(1) 優先交渉権者の名称

エムエーエル
MAL コンソーシアム (MAL : 都城 オグメンティド ライブラリー
Miyakonojo Augmented Library の頭文字)

〔代表団体〕 株式会社マナビノタネ (図書館管理運営、カフェ運営担当)

〔構成団体1〕 コクヨマーケティング株式会社 (備品調達等業担当)

〔構成団体2〕 株式会社ヴィアックス (図書館管理運営担当)

(2) 代表者名

〔代表団体〕 代表取締役 森田秀之 〔構成団体1〕 代表取締役社長 西川弘高

〔構成団体2〕 代表取締役 小川巧次

(3) 所在地

〔代表団体〕 長野県北佐久郡御代田町御代田 3903 - 19

〔構成団体1〕 東京都港区港南 1 丁目 8 番 35 号

〔構成団体2〕 東京都中野区弥生町 2 丁目 8 番 15 号

(4) 設立年

〔代表団体〕 2007 年 〔構成団体1〕 1970 年 〔構成団体2〕 1973 年

(5) 従業員数

〔代表団体〕 0 名 (業務ごとに外部から最適メンバーを組成する新しい協働スタイル)

〔構成団体1〕 826 名 〔構成団体2〕 1,370 名

(6) 業務内容

〔代表団体〕

ア 文化・学びの場プロデュース事業

図書館やミュージアムなど文化・学びの場の基本構想、基本計画、建築計画、運営体制デザイン、情報環境システム設計・調達支援など開館業務全般の支援、ウェブサイトやデータベースの構築・運用、ワークショップや講座イベントを実施

イ エコミュージアム・スローなまちづくり事業

全国の地域で、エコミュージアムやスローなまちづくりを行うための活動取り組み、体験プログラムなどを企画実施。Web-DB システムを通じて情報発信、展示を支援

ウ マナビノタネツアー事業

上記に関連するツアーを企画実施

〔構成団体1〕

紙製品・文具・事務機器等の売買、土木・建築工事の施工監理、内装仕上工事の施工監理、電気通信工事・電気工事・消防施設工事の設計施工監理、引越の請負作業、貨物利用運送事業

〔構成団体2〕

公共図書館の指定管理、印刷、広告代理、情報処理業務、発送代行

7 優先交渉権者の事業提案概要

指定管理者事業計画書のとおり

8 選定結果及び選定理由

(1) 審査の方法

ア 審査項目及び配点

書類審査及び面接審査の審査項目並びに配点については、第1回選定委員会において審査基準として決めました。

イ 参加資格の確認及び基礎的事項の確認

選定委員会は、事務局の行った参加資格の確認及び応募者から提出された提案書関連書類に関する基礎的事項の確認とともに満足したことについて、確認を行いました。

ウ 書類審査及び面接審査

選定委員会は、基礎的事項の確認を通過した応募者の提案について、審査基準に基づき書類と応募者に対する面接による審査（採点）を行いました。

(2) 審査配点

選定委員会は、上記の応募者の提案に対する書類審査及び面接審査を行い、各項目について以下の基準に基づく評価・採点を行い、委員の点数（各500点満点）の合計値（計6,000点満点）にて、最優秀提案及び優秀提案を決定しました。

評価	評価の意味合い	得点の付与方法
A	非常に優れた提案である	配点の100%
B+	特に優れた提案である	配点の90%
B	優れた提案である	配点の80%
B-	やや優れた提案である	配点の70%
C+	標準的な提案に対し、やや評価できる点がある	配点の60%
C	標準的な提案である	配点の50%
C-	標準的な提案に対し、やや劣る点がある	配点の40%
D+	やや物足りない提案である	配点の30%
D	物足りない提案である	配点の20%
D-	提案内容に若干評価すべき点がある	配点の10%
E	提案内容に評価すべき点がない	配点の0%

なお、「指定管理料」の項目については、上記によらず、次の算式により得点化しました。
(得点) = 配点 × (全応募者中最低の提案指定管理料) / (当該応募者の提案指定管理料)

(3) 審査結果

審査結果は、以下のとおりとなり、最も得点の高かった「M A L コンソーシアム」を最優秀提案、次点の「まちなか み・ら・い グループ」を優秀提案として選定しました。

審査項目		配点	× 12	応募者の得点		
				提案者(A)	まちなか み・ら・い グループ	M A L コンソーシ アム
全体・事業コンセプトに関する事項						
都城市の中心市街地活性化 及び市民の教育文化の発展 に資する図書館のあり方	事業全体のコンセプト	30	360	201	273	285
	地域・中心市街地との連携	20	240	150	164	180
小計		50	600	351	437	465
図書館備品調達等業務に関する事項						
基本方針	業務実施計画	20	240	84	196	194
	地元活用に関する事項	50	600	335	425	450
図書館備品レイアウト、デザインに関する事項	備品配置計画全般	10	120	56	98	102
	内装・サイン計画	20	240	120	166	206
	家具デザイン計画 開架エリア	30	360	153	228	309
	家具デザイン計画 開架エリア以外	20	240	126	180	194
小計		150	1800	874	1293	1455
図書館運営業務（指定管理業務）に関する事項						
市民の平等な利用が確保されること	管理運営方針等	20	240	154	178	186
	平等利用					
事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること	利用の促進	30	360	222	267	291
	基本業務の内容	30	360	228	270	303
指定管理者提案業務の内容						
事業計画の内容が、管理経費の節減が図られるものであること	指定管理料	50	600	600	593	592
	経費節減	20	240	140	160	176
事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること	物的能力	30	360	192	273	261
	人的能力	50	600	365	460	480
その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準	中心市街地活性化	20	240	164	180	170
小計		250	3000	2065	2381	2459
カフェ運営業務に関する事項						
カフェのコンセプト	基本コンセプト	20	240	156	172	186
	コンセプトの実現性					
カフェ運営業務の内容	内装・デザイン計画	30	360	255	264	291
	サービス計画					
小計		50	600	411	436	477
合計		500	6000	3701	4547	4856
					優秀提案 （次点交渉 権者）	最優秀提案 （優先交渉 権者）

(4) 選定理由

最優秀提案が優れていた理由を、以下に記しました。

ア 全体・事業コンセプトに関する事項

項目		審査基準		講評
		審査項目	配点	
提案事項	都城市の中心市街地活性化及び市民の教育文化の発展に資する図書館のあり方	事業全体のコンセプト	30	「ひとりひとりが『大事なもの』をみつけていくために」、新しい図書館を提案するコンセプトが優れていた。
	地域・中心市街地との連携	関係主体との連携 地域経済の活性化	20	まちの価値を上げる活動を通じて、地域活性化を進めていく考え方が優れていた。

イ 図書館備品調達等業務に関する事項

項目		審査基準		講評
		審査項目	配点	
提案事項	基本方針	業務実施計画	20	モックアップの製作を行っていくなど、業務工程面の具体的な提案が優れていた。
		地元活用に関する事項	50	本事業での地元産材の活用に加え、本事業での活用を機に地元事業者と商品開発を行っていく提案が優れていた。
提案事項	図書館備品レイアウト、デザインに関する事項	備品配置計画全般	10	家具の配置に関して「ストリートをそぞろ歩きして楽しむ」空間構成の考え方により、賑わいのある図書館を作り上げていく提案が特に優れたものであった。
		内装・サイン計画	20	モノトーンを基調としながら、1階と2階の床の色を変えるなどにより、市の設計意図を理解しながら美しい空間構成にできる内装計画の提案が特に優れたものであった。
	図書館備品レイアウト、デザインに関する事項	家具デザイン計画 開架エリア	30	市の規定を大幅に上回る書架、閲覧席の提案がなされたほか、利用者目線、特に本を読む目的でない人も居られるような配架の工夫に関する提案が特に優れたものであった。
		家具デザイン計画 開架エリア以外	20	図書館を表現の場とするための、工夫が凝らされた備品の提案が優れていた。

ウ 管理運営業務（指定管理業務）に関する事項

項目		審査基準		講評														
		審査項目	配点															
共通事項	市民の平等な利用が確保されること。	管理運営方針等	20	「地域の個性が輝く運営モデルをつくる」ことが掲げられ、平等利用に関して独自性の高い提案がなされていたことが優れていた。														
		平等利用																
	事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。	利用の促進	30	情報発信機能と併せた広報活動、地域団体との連携策について、具体的かつ独創性の高い提案がなされた点などが優れていた。														
		基本業務の内容																
	事業計画の内容が、管理経費の節減が図られるものであること。	指定管理者提案業務の内容	30	リファレンスサービスを拡張した利用者向け各種相談サービスの実施や、市民による出版やデザイン・制作を支援するサービスなど、従来の図書館の概念にない多数のサービスが提案されていた点が優れていた。														
		指定管理料	50	(得点) = 配点 × (全応募者中最低の提案指定管理料) / (当該応募者の提案指定管理料) であり、得点差は大きくなかった。 <table><tr><th rowspan="2">確認項目</th><th colspan="3">指定管理料による得点</th></tr><tr><th>提案者(A)</th><th>まちなか</th><th>MAL</th></tr><tr><td>得点</td><td>50.00</td><td>49.45</td><td>49.30</td></tr><tr><td>× 12</td><td>600</td><td>593</td><td>592</td></tr></table>	確認項目	指定管理料による得点			提案者(A)	まちなか	MAL	得点	50.00	49.45	49.30	× 12	600	593
確認項目						指定管理料による得点												
	提案者(A)				まちなか	MAL												
得点	50.00	49.45			49.30													
× 12	600	593	592															
経費節減	20	維持管理業務の外部委託と品質確保に関する専門家の起用に関する提案がやや優れたものであった。																
共通事項	事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること。	物的能力	30	構成団体の図書館管理運営実績や代表団体の開館支援実績がやや優れたものであった。														
		人的能力	50	将来的に地元企業もしくは地域自治組織が中心となって運営していくための仕組みを構築していくための具体的な提案があり、優れていた。														
個別事項	その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準	中心市街地活性化	20	子育て世代活動支援センターとの連携に具体的な提案がなされており、やや優れたものであった。														

エ カフェ運営業務に関する事項

項目		審査基準		講評
		審査項目	配点	
提案事項	カフェのコンセプト	基本コンセプト	20	「ローカルファースト」を前面に押し出したコンセプトであり、地元とのつながりを大事にした提案が優れていた。
		コンセプトの実現性		
	カフェ運営業務の内容	内装・デザイン計画	30	地元企業と地元食材を活用したメニュー開発（レトルトパウチによるパスタソースなど）を行っていくことが示され、事業収支計画上も開発費用を計上した提案が具体的であり、優れていた。
		サービス計画		
		事業収支計画		

9 指定管理者の候補者

「都城市立図書館整備・管理運営等事業」の優先交渉権者「MAL コンソーシアム」を構成する団体のうち、代表団体である「株式会社マナビノタネ」及び構成団体2の「株式会社ヴィアックス」が管理運営業務を担当すると表明しています。

この2社は、「MAL 運営共同事業体」を結成しており、同共同体を、指定管理者の候補者とし、平成28年12月議会において、議会の議決を求めます。

指定管理者事業計画書

(1) 市民の平等な利用に関すること

管理運営方針等

(a) 図書館の管理運営に係る基本的な方針について

未来の都城市を担う心構えで、図書館運営を行います。

(b) 施設の性格や設置目的等、指定管理者となる意義や責務に関する考え方

全国の指定管理の図書館が似たようなコンビニストア化する中、地域が本当に必要な資料やサービスを提供し、地域の個性が輝く運営モデルをつくりたいと真剣に考えています。

(c) 管理運営業務を行う団体の経営理念や経営方針

(1) 代表団体の「私たち理念」より短く編集

- 1 尊敬の念による地域づくりのために 地域にある素晴らしい資源（人、モノ、職、技、伝統、文化など）に尊敬の念を持ち、守り、より発展していくことを願い、事業を行います。
- 2 「あこがれ」から始まる学びで豊かに暮らすために 人や技などに憧れる気持ちから始まる学びの実現によって、文化的で個性豊かに暮らしていくことを願い、事業を行います。
- 3 日本の地域と都会との理想的なあり方のために 地域環境と共生する作り手や社会貢献者たちと協力し、分かち合える持続的な地域と都会との理想のあり方を追求します。

(2) 管理運営業務を担当する構成団体が考える「図書館運営における5つの約束」

- 1 常に新しいことにチャレンジします ICTを活用した事業や研修、Eラーニング用スタジオの新設など常に新しいことにチャレンジします。
- 2 積極的に社会貢献・環境問題に取り組みます 企業は社会の健全かつ持続的な発展があって成り立つもので、企業は社会の一員としてよりよき社会を築き、支える責任を担っていると考えています。
- 3 魅力的な企画事業を展開し、利用を促進します 『親しむ・つながる・学ぶ・知る』を目的とした企画事業により、「図書館の場所は知っているけれども足を運んだことがない」市民に図書館の利用価値をPRし新たな利用者の獲得に寄与します。
- 4 充実した研修で人材の育成に努めます 「ライブラリアン」として図書館の最前線で活躍できる人材を育成するため、充実した研修制度を確立しています。豊富な講師陣をそろえた「テクニカルサポート室」が年間計画に基づき研修を実施しています。
- 5 人にやさしい会社を目指します 社員は「和」を大切にしています。それは、社員同士の「和」、図書館に集う人たちとの「和」、そして図書館に集う人たち同士の「和」へ広がっていくことを願っています。

(d) 省エネ・環境負担の軽減方策、廃棄物処理方策及び周辺環境、地域住民への対応について

必要なもの、やらなければならないことの優先順位を常に考え、誠意を持って対応します。

平等利用

市民への平等な利用についての考え方や相談・苦情等への対応について（具体的提案）

公平性とは何かを問い続けています。助けなければならない人への手厚い支援と、頑張っている人への資源提供を分けて考え、その量を等しくし幸せの平等化を目指します。

(2) 施設効用の発揮に関すること

利用の促進

(a) 利用者の増加及びサービスの向上を図るための具体的手法

手法の提案が多数ありますので、様式 16-3 で詳しく述べさせていただきます。

(b) 利用促進の年間広報計画及び P R 方法について（具体的提案）

様式 15-5(b)でも触れましたが、広報と情報発信を一体的にとらえ、プレススタジオスタッフによって館内の本や催し、活動を魅力的に紹介するコンテンツ（冊子やポスター、新聞、ポストカード、ムービー等）を編集、制作し、さまざまな場所に出現、拡散していきます。Facebook やツイッターといった SNS での発信、様式 14-2 でも述べた地元ケーブルテレビ会社の情報番組での放映、地元スーパーや学校などでのポスター掲示など、単なる宣伝ではなく、内容の発信を行うことを目指します。 こども新聞型コンテンツの例(愛・地球博)



(c) 関係機関、地域住民及び団体との連携、交流についての考え方について（具体的提案）

録音スタジオの南側ルームを「プロジェクトスタジオ」として活用した連携、交流の仕組みを提案いたします。明日の地域をよくする提案を広く住民や市民団体から募ります（せんだいメディアテークでも実施）。身近な課題の解決、楽しい取り組み、交流イベント、地域の未来を変えるアイデアなど、地域にとってよいと思うことであれば、どんなものでもよしとします。より多くの支持を得た提案者は 4 ヶ月間プロジェクトスタジオを占有し活動ができるというものです。予算やメンバの確保は提案者自身で行っていただきます。プレススタジオスタッフが資料化・発信支援を行います。

米オレゴン州ポートランドは市民参加のまちづくりで有名です。1930 年頃から「ネイバーフッド・アソシエーション」と呼ばれる、住民参加型の合意形成、自発的な活動が行われ、現在 100 近いアソシエーションがあります。日本の町内会や町会、自治会と違う点は、きちんとした議事、合議プロセスで、地域の公共益を最大限にする意見にまとめていくところです。こうしてまとめられた内容は、行政や議会にそのまま届けることができ、自分たちの提案がまちづくりに採用されていきます。地域のことを自分事として捉え、積極的に参加しています。

このような事例を参考に、一定のプロセスを通して得た結果を成果レポートにまとめ、館内で意見・感想交換や合意形成の場をつくるなどして、まちをよくするタネが次々にできるような拠点にしていきます。

特製展示台やホワイトボード、ラックを備えます。



地域をミュージアム化するプロジェクトの共同作業の様子（石巻市）

(2) 施設効用の発揮に関すること

基本業務の内容

(a) 利用者の利便性を高めるサービスや工夫について（具体的提案）

サービス、工夫の提案が多数ありますので、様式 16-3 で詳しく述べさせていただきます。

(b) 安全対策や業務従事者の教育、訓練の実施計画について（具体的提案）

事故や災害の発生に備え、あらゆる事態に対処できるようマニュアル、緊急連絡網を作成し、避難誘導や消防訓練を定期的の実施し、緊急時に備えます。

緊急事態の発生時 責任者の指揮下で避難誘導等に努め利用者の安全確保、負傷者対応を最優先します。大災害時は東日本大震災時の経験知を活かします。対策本部を本社に設置し、さまざまな情報共有や迅速な方針決定を行えるようにします。

病人やけが人の発生時 嘔吐・吐血などの伝染リスクも含めてどのような事態が発生するかは予測がつかないため、現場近辺を立入禁止にするなどを記載した対応をマニュアル化します。医療品の常備はもちろん、定期的な入れ替えを実施します。また、急病人が発生した場合はマニュアルに従い、直ちに 119 番通報します。設置館では状況に応じて AED や心臓マッサージなどの講習経験に従い処置を施し、毛布やタオルを用意し安静に保ち、救急隊への申し送りをします。

平常時 従事者は定期的に館内を巡回し、防犯や事故を未然に防ぎ、禁止行為や危険箇所、不審者・物、事故を発見した場合も冷静・迅速に対応します。

苦情対応 基本的な対応で解決が困難な場合は責任者クラスが引き継ぎ、必要に応じて館長へ相談し、連携して対応します。

個人情報保護 構成団体は、情報管理の社内規定を定め、プライバシーマークを取得し、個人情報の取り扱いは極めて慎重に扱う体制を敷いています。個人情報保護法や貴市条例等を順守して業務を確実に遂行します。また、万が一の事故に備え、個人情報漏洩賠償責任保険に加入いたします。



消火訓練の様子



AED講習の実施

(c) その他、基本業務の内容について、独自の提案

年次報告書をはじめとする報告業務では、小さなトラブルや苦情、問題もけして隠さず、解決策や改善状況も報告いたします。また、さらにより施設となるよう、従事者をはじめとする業務関係者、時には利用者にも根本的な業務改善案を募るなどして、施設運営管理に関する課題共有と改善活動を積極的に行っていきます。

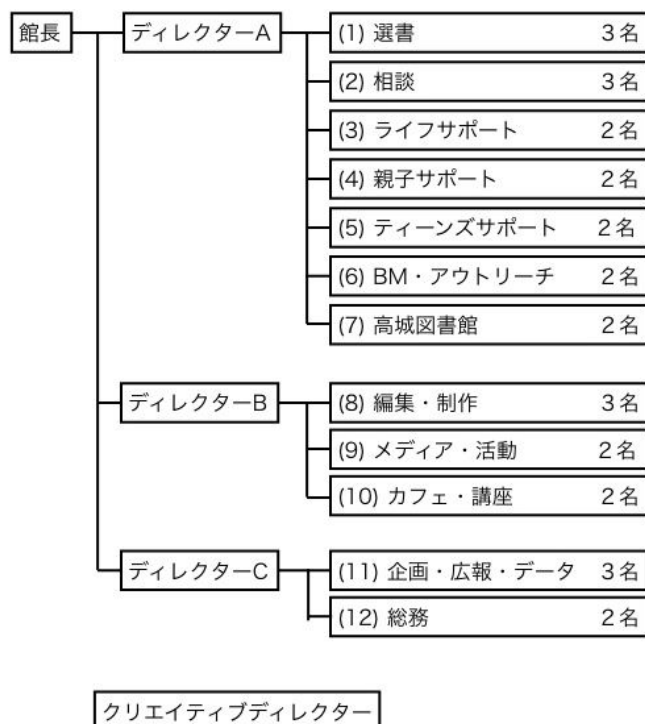
また、公衆無線 LAN をはじめ、ネットワークセキュリティへの配慮は重要です。これまでの自治体や公共施設での情報コンサルや構築支援の経験を生かし、対応をいたします。

指定管理者事業計画書

(3) 指定管理者提案業務に関すること

指定管理者提案業務の内容

図書館本館の運營業務（提案業務）の内容について（様式 16-2 の「利用者の増加及びサービスの向上を図るための具体的手法」、「利用者の利便性を高めるサービスや工夫」も含みます）



体制図案を示しながら、提案業務をご説明いたします。(1)から(7)までの A グループは図書館業務を担当します。(8)から(10)の B グループは編集、メディアなどを担当します。(11)と(12)の C グループはコーポレート業務を担当いたします。

(1) 選書係

図書館員や市民の意見を聞き、購入候補リストをとりまとめる係です。前述の公開選書コーナーをはじめ、どのような基準で選書をおこなっているのかを利用者に伝えていきます。さらに、専門家と図書館員による本の選び方のトークイベントなども企画実施します。

これによって、3つの良いことがあります。1つは市民が必要としている本（抱える課題や指向など）がわかります。2つ目は、市民の本（情報）を選ぶ力が付きます。そして市民のリクエストの精度が上がり、購入率がアップ、満足度も上がります。最後に、予算上購入を断念した本を市民が代わって購入、寄贈する指定寄贈制度の実現です。地元書店の協力の下、カフェで代行販売を検討します。

(2) 相談係

レファレンスデスクには、実はかなり深刻な問題を抱えている方が相談にいらしたり、多くの市民にとって有益な相談が頂くことがあります。これに対応するため、相談者を市役所部署や専門家に直接つないだり、プライバシー侵害や不正漏洩を未然に防止する、完全に匿名加工して相談回答集をつくる、先回りして相談会を企画するといった専用の係を設けます。パスファインダー（調べるテーマに対して、調べる先の情報をまとめたもの）の提供や、商用 DB などを使った調べ方講座も企画、推進します。

(3) ライフサポート係

冠婚葬祭、高齢者、年金、税金、労働、雇用、人権、法律、健康、医療、福祉、終活など、暮らし全般に関する図書館支援を行う係です。専門家につなぐべき相談は相談係と連携してあたります。相談で使用する特殊な本や専門書は選書係と連携して探します。

(3) 指定管理者提案業務に関すること

(4) 親子サポート係

こどもと親に対しての総合相談、出産、乳幼児、子育てに対して図書館支援を行う係です。高齢の親子の場合や暮らしに係わる場合は、ライフサポート係と連携します。

(5) ティーンズサポート係

十代の青少年を中心にした各種相談、学校問題、いじめ、不登校、就活に対して図書館支援を行う係です。青少年の居場所についても担当します。青少年の居場所で行う事業については次頁で述べます。

(6) BM・アウトリーチ係

移動図書館車や学校、福祉施設といった、地域へのサービスを行う係です。ライフサポート係やティーンズサポート係などと連携して行います。

(7) 高城図書館係

高城図書館での図書館サービスを担当する係です。これまでのサービスを維持するとともに、新図書館のプレススタジオでつくられる冊子やポスターなどのオリジナルコンテンツを最大限活用するなど、よりよい運営管理を目指します。

(8) 編集・制作係

プレススタジオで、利用者の表現活動支援、地域情報、都城学など各種コンテンツ、メディアの編集・制作を担当する係です。ライターや編集出版経験者が中心となります。

(9) メディア・活動係

メディアリテラシー（情報メディアを見る・活用する力）やバリアフリー、備品環境を担当する係です。新たなメディア活用を研究する大学や研究者らにも協力頂く予定です。

(10) カフェ・講座係

図書館やカフェでの講座、イベント、展示等の企画実施を担当する係です。川口市中央図書館に附帯する川口メディアセブンで 10 年以上、上記イベントや映画上映、市内見学ツアー、市民寄席など多数実績がある NPO にも協力いただく予定です。

(11) 企画・広報・ユーザ係

全館の企画立案、ホームページ更新や広報、情報公開、ユーザ管理、個人情報管理、問い合わせ対応、データ統計を担当する係です。

(12) 総務係

経理、人事、研修、渉外、報告書やマニュアル作成などの業務を担当する係です。

これら係を 3 名のディレクターが束ねます。館長は、業務がスムーズに行われるように全体を統括し、起こりそうな問題を未然に察知して防ぎます。また、提案者代表自身がクリエイティブディレクターとなって新図書館に毎月定期的に通い、集中的に滞在し、サービスの根本的改善や新企画、都城市にとって最良の施設となるような新たな可能性を常に考えてまいります。

(3) 指定管理者提案業務に関すること

提案1 展示手法を多用した情報豊かな書架

書架には関連掲示・チラシ、オリジナルガイド・冊子、写真・カード、模型、デジタルコンテンツへのリンクなど、さまざまな資料と情報提供の展示方法を試行していきます。

提案2 施設サイトとエコミュの融合サイト

代表団体は多くの公共施設サイトを設計、構築運用。日比谷図書文化館 HP はイベント、書架や文化財情報の統合サイトで月 50 万ページの閲覧があります。また、ミュージアムをつくるプラットフォーム「エコミュ」は石巻市や出版社等でも導入。これらを融合したサイトを提供します。



日比谷図書文化館 HP とエコミュ
(スマホ版)

提案3 プロジェクトへの参画ができるティーンズスタジオ

杉並や調布、千葉など先進施設や地元中高生にヒヤリングし、武蔵野プレイスの青少年の居場所を考えました。特にこの分野の第一人者だった千葉大学教育学部准教授（当時）新谷周平氏にご指導いただき、ロジャー・ハート氏（ニューヨーク市立大学教授。発達心理学、環境心理学。この分野の世界的な第一人者）の「子どもの参画」の考え方に触れ、衝撃を受けました。大人がおこなうような本格的な活動（プロジェクト）への参画が、子どもを成長させる鍵でした。国連子どもの権利条約でも、子どもを保護の対象としてではなく、権利の主体者としてみています。そのためには文化的なアイデンティティの表現をつくり上げることに集中する過程が必要です。「自分の着る服を選んだりつくったりすること（中略）をやらせてもらえなかった子どもは、コミュニティの環境の改善に自分に関わることができるとか、関わるべきであるという気持ちをもつことが少ないようである。」（「子どもの参画」より）と知りました。

新図書館では、ティーンズの奥の部屋を、前述の伊藤ガビン氏、女子美術大学短期大学部造形学科、ものづくりスペース FERMENT を運営する NPO などの協力の下、架空の「ファッションブランドデザインスタジオ」という設定で、T シャツやワンピース、帽子などの簡易な服飾の刺繍やプリントのデザインを考え、実際に施し、プロモーション映像・ポスター・冊子制作、ファッションショー、カフェでの販売（資金調達）を行うプロジェクトへの参画機会を段階的に提供していきます。



湘南 T-SITE 内にある FERMENT（左）
世田谷区生活工房「14歳のワンピース展」（右）

指定管理者事業計画書

(4) 管理経費の節減に関すること

経費節減

(a) 経費節減等の考え方について（具体的提案）

経費の算定(計画)⇒執行⇒管理⇒改善・見直し といったPDCAサイクルに基づき、常に予算の計画的執行が行われるよう、適切な予算の管理に努めます。

■ 消耗品・備品について

- ・ 無駄のない使用を徹底
- ・ 在庫管理の徹底で不足や無駄を解消
- ・ 一括発注等により仕入価格を削減

■ 施設の管理について

- ・ ゴミの抑制と減量
- ・ 保守点検を徹底して設備の延命化・劣化
- ・ 相見積により妥当な経費の執行

■ 水道光熱費について

- ・ 照明消灯等の節電策を実施
- ・ 冷暖房設備の適正管理
- ・ 待機電力オフなどこまめな削減

■ 事業実施等の運営について

- ・ 紙など消耗品の過剰使用を廃止
- ・ 図書館従事者の技能活かし事業費軽減

経費節減のための一例 企業広告を入れた用具を提供していただくことで費用を削減することができます。企業にとっては市民利用者に貢献活動を行っていることや企業の広報活動として活用いただくことができます。しかし広告入り用具は施設の雰囲気を壊す場合もあるため、貴市と十分に協議して検討いたします。

(b) 委託先と業務委託内容（外部委託等を想定する場合）

施設維持管理業務に伴う清掃や点検業務を専門業者へ外部委託を行います。委託先とは別に施設マネジメントの専門家を入れます。建築物に関する各種関係法例の遵守、清掃や巡回などの中で自分たちでできる部分を見つける、エレベーターの点検形態を変えるなど節減に関してもさまざまな助言をいただきます。日頃から全従事者に「整理・整頓・清掃・清潔」の4Sの実行を徹底し、無用な外部委託費を減らし、サービス向上に努めます。

施設マネジメントの専門家による助言ポイント

事前現地調査	事前調査	施設建物・設備機器の特徴や、現状の不具合の確認
	聞き取り	関係者へインタビューし管理上の注意点等の確認
リスク、対策の検討・実施	リスク抽出	現地調査の情報と管理経験上から想定される安全リスクを抽出
	対策の検討	抽出したリスクに対して、現実的な発生予防対策を策定
	対策の実施	予防策実施とともに日常勤務する従事者へのリスク共有
管理データ分析	データ分析	点検のデータを分析
	予防保全	分析データを考察し安全を最優先した緊急措置・修繕策を実施
自主検査 (満足度調査)	定期検査	計画の実施状況確認、聞き取りにより、適宜計画の修正
	臨時検査	利用者からの情報含め故障の疑い箇所を臨時検査

(5) 物的能力に関すること

物的能力

(a) 管理運営業務を行う団体の財務安定性について、アピールすべき点

指定管理者は、第三者から見れば行政と一体の関係と見なされます。従って、その責任は重く、最も重要なことは、企業として継続性のある安定した経営基盤と考えます。担当する代表団体と構成団体は、過度な営利目的の経営をすることなく、顧客満足のために着実な事業を展開しています。

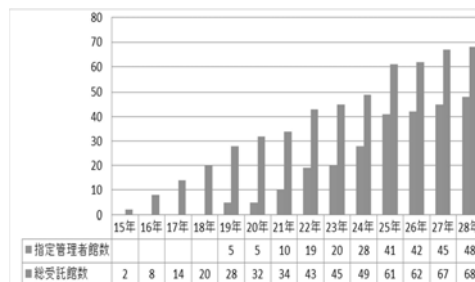
代表団体について これまで従業員を持たずに社外の多数の専門家と信頼関係をつくり、協働してきました。受注内容に従い最適な人材を選定するため、業務の幅も広く、高評で完遂できます。このため、オフィス費や営業費もほとんど必要なく一定の事業を受注し、堅実な経営を行ってきました。本事業もベストパートナーで提案いたしております。経営基盤面でも、クーパーズ・アンド・ライブランド(現 PricewatersCoopers)、中央青山監査法人(旧みすず監査法人)、早稲田大学大学院会計研究科教員を歴任してきた公認会計士の先生に協力メンバに加わっていただきます。会計士より、経営基盤の強化が必要と判断された場合には大幅増資等を行う用意があります。

構成団体について 創業 43 年の歴史があり、上場企業や公共機関など安定したクライアントと堅実な事業を行っています。図書館事業は図書館の管理運営を専門的に行っています。平成 15 年度に公立図書館業務に参入し、14 年目を迎えました。業務開始以来、受託館数は年々着実に増加しています。ITコミュニケーション事業はウェブサイト制作、管理および運営に加え、ノウハウを活かした新しい事業として通信販売事業の管理・運営も展開しています。創業以来継続して黒字経営を続け安定的に収益を上げ無理のない経営を実施しています。財政的能力は、外部による経営評価、一般経営指標からみて、貴市の指定管理を実施するに十分な能力を有していると自負しています。運営開始当初の資金調達や予定外の経費増対応にも柔軟に対応しうる経営基盤を備えています。

(b) 類似施設や関連業務の管理運営実績とその成果

代表団体について 武蔵野プレイス、日比谷図書文化館、瀬戸内市民図書館もみわ広場の開館を支援。また、代表者は前職でプロジェクトリーダーとして、せんだいメディアテーク、川口市中央図書館・メディアセブンを支援。いずれの館も多く市民から愛され、業界でも成功事例、話題の施設として取り上げて頂いています(東京・中央区新中央図書館、札幌市民交流プラザが現在準備中)。

構成団体について 千代田区立千代田図書館、中野区立中央図書館をはじめ、東京、千葉、埼玉、静岡、愛知、宮城などの各県にて、現在 68 館の公立図書館の運営を行っています。統括業務、図書館資料管理、図書館システム管理、全国初の電子図書館サービスの導入等の実績があります。これまでの運営ノウハウを活かして、安定した運営とともに魅力的な事業を展開しています。



指定管理者事業計画書

(5) 物的能力に関すること

(c) 事業の収支、指定管理料の使途の考え方などについて

限りある予算の中で、適切な経費の縮減をはかるには、経費の無駄がないか、現状よりもより良い策はないか見直しを絶えず行い、効果的な予算執行に努めます。適正な予算管理を行ううえで、次の取り組みを実施し、経費の縮減をはかります。

収支予算の計画・管理・執行における基本方針、体制

- 省力・省資源対策、施設の維持管理を行い、経費低減を目指します
- 口座管理の徹底や内部監査の実施等、厳密な管理執行体制を整えます
- 効率的かつ効果的な運営を実現すべく、適材適所と合理性を追求します
- 公認会計士による内部監査を行います

(d) 現場責任者、有資格者、スタッフの配置、指揮系統や責任権限の考え方について

責任者の配置、指揮系統について

責任者は、明確な指揮系統に基づき受託業務全般を統括します。人員配置計画や勤務ローテーションの作成、従事者に対する業務の指揮・監督、指導や教育等、人材育成を統括する役割を担います。図書館業務経験または司書資格を有する者で、図書館の風紀、規律を守り、来館者への親切丁寧な対応を全従事者に指導、教育できる人材を配置します。

また、責任者の不在時に、その役割を代行し業務を統括する副責任者を配置し、責任者クラスの体制を強化します。副責任者は、明確な分担のもとで各業務にあたるとともに、担当者の連絡調整や責任者業務の代理をつとめます。

人員配置計画

業務量と作業スケジュールに応じた適正な人員を配置するために、開館時間数、利用者数、貸出冊数等の利用状況から、繁忙の曜日・時間帯を分析して効果的・効率的な人員配置を実施します。

多くの市民に快適に利用いただくために、施設内外の設備・環境把握、業務オペレーションの確立、利用者対応等の準備を徹底します。

勤務ローテーション

受託業務を効率的かつ効果的に実施するために、一日の業務を分担します。分担表には「いつ・誰が・何を」行うのか明確にして、全従事者が一目で作業の流れを理解できるようにすることで、作業効率を高めます。

(6) 人的能力に関すること

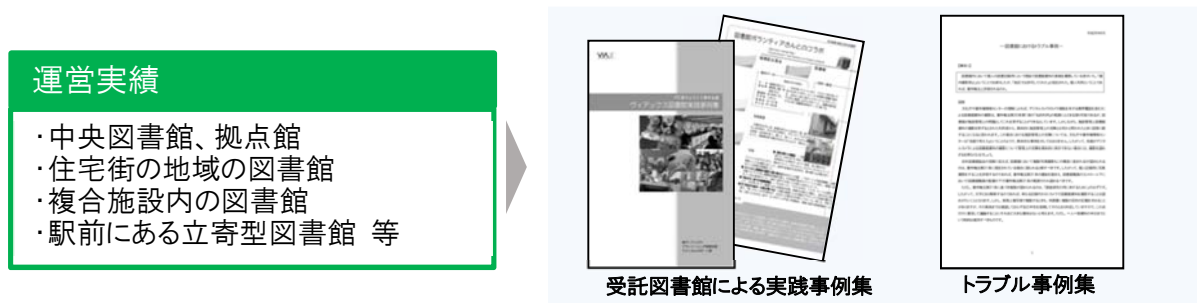
人的能力

(a) 職員研修や業務指導に関する方針や計画について（具体的提案）

年間研修計画を作成し、経験・勤務年数や役職に応じた研修を導入するとともに、図書館領域の知識・スキルおよび専門的・個別サービスの領域に属する知識・スキルの研修を行います。そのため、各従事者が自己の能力向上に最も適した研修に参加することが可能な体制を整えています。

また、全国の志高い図書館員らによる学びのコミュニティ「公共図書館員のタマシイ塾」をはじめ、代表団体の人的ネットワークを活用し、自館がホスト館となって研修会を行うことを検討いたします。これにより、全国の図書館員が集まり、さまざまな試みやスキルをスタッフが共有することができます。

そのほか、構成団体が発行する「図書館実践事例集」や「トラブル事例集」により、全国の 68 図書館の様々な事例を共有することで、業務の改善、危機管理等に活かします。



(b) 労務管理、犯罪防止、秘密保持、個人情報保護等セキュリティ対策について（具体的提案）

労働関係法令の順守 運営は、人的資源に拠るところが多く、従事者が安心して勤務ができるように、労務管理には万全な対策を講じています。さらに、雇用関係規則等が持続して法令に準拠していくために、構成団体の顧問弁護士への規則確認を定期的に行うとともに、社内における規則整備体制にも万全を期して、従事者にとって快適な職場環境の取り組みを継続します。

秘密保持対策・個人情報保護等のセキュリティ対策 個人情報や秘密保持の考え方について初期に研修徹底するとともに、日常の業務において個人情報確認シートなどで情報管理状況を点検し漏えいを防ぎます。また、万が一漏洩事故が発生した際のことも想定し、個人情報漏洩賠償責任保険に加入、緊急時体制や連絡要領などを貴市と相談のうえ、マニュアル化します。最近マイナンバー制度に関する研究も必要となってきました。これらの教育を毎年行い、意識の徹底、体制の構築を行います。



(c) 地域で雇用されたスタッフが、ノウハウ等の移転により将来的に自律して運営を行っていくための仕組みについて（具体的提案）

(d) 地域団体との連携について、活動の把握を踏まえた具体的な方策

早期に、地元企業もしくは地域自治組織を中心とした体制で運営し、地元では用意できない研修やシステムなどのみ支援する「コーペラティブ・チェーン」による運営管理の可能性を探ります。6年目からの移行を目指します。（※欧米で始まった流通のビジネスモデルのひとつで、事業者の独立性を保ちつつ、本部から必要な支援を受けられる仕組み。）

第 8 期

決 算 報 告 書

〔 自 平成 2 6 年 8 月 1 日 〕
〔 至 平成 2 7 年 7 月 3 1 日 〕

株式会社 マナビノタネ

北佐久郡御代田町大字御代田 3 9 0 3 番地 1 9

貸 借 対 照 表

平成27年 7月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
I 流動資産	(23,855,408)	I 流動負債	(11,464,554)
預 金	20,231,508	短 期 借 入 金	10,011,990
売 掛 金	3,456,000	預 り 金	5,140
未収還付消費税等	167,900	未 払 金	1,264,924
II 固定資産	(3,806,788)	未払法人税等	182,500
車 両 運 搬 具	1,494,377	負 債 合 計	11,464,554
工 具 器 具 備 品	1	純 資 産 の 部	
出 資 金	100,000	I 株 主 資 本	(16,197,642)
差 入 保 証 金	2,212,410	1. 資 本 金	(18,400,000)
		2. 利 益 剰 余 金	(△ 2,202,358)
		(1) その他利益剰余金	(△ 2,202,358)
		繰越利益剰余金	△ 2,202,358
		純 資 産 合 計	16,197,642
資 産 合 計	27,662,196	負債及純資産合計	27,662,196

損 益 計 算 書

自 平成 2 6 年 8 月 1 日

至 平成 2 7 年 7 月 3 1 日

科 目	金 額	
I 営 業 収 益		円
売 上 高	13,273,337	13,273,337
II 営 業 費 用		
(1) 売 上 原 価		
外 注 費	2,115,457	
仕 入 高	64,448	2,179,905
売 上 総 利 益		11,093,432
(2) 販 売 費 及 一 般 管 理 費	12,507,873	12,507,873
営 業 損 失		1,414,441
III 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,455	
雑 収 入	260,090	263,545
IV 営 業 外 費 用	0	0
税 引 前 当 期 純 損 失		1,150,896
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税		182,500
当 期 純 損 失		1,333,396

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 平成 2 6 年 8 月 1 日

至 平成 2 7 年 7 月 3 1 日

(単位 : 円)

	資本金	利益準備金	その他利益剰余金	純資産合計
前 期 末 残 高	18,400,000		△ 868,962	17,531,038
当 期 変 動 額				
新株の発行				
剰余金の配当				
当期純利益			△ 1,333,396	△ 1,333,396
自己株式の取得				
当期変動額の合計			△ 1,333,396	△ 1,333,396
当 期 末 残 高	18,400,000	0	△ 2,202,358	16,197,642

貸 借 対 照 表

株式会社 ヴィアックス

平成28年 3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【 流 動 資 産 】	1,830,614,840	【 流 動 負 債 】	1,012,369,011
現 金	11,677,356	買 掛 金	536,712,934
当 座 預 金	605,458,540	1年内返済長期借入金	220,156,000
普 通 預 金	354,523,590	未 払 金	78,038,245
定 期 預 金	148,175,732	未 払 費 用	33,105,407
受 取 手 形	6,538,304	前 受 金	32,400
売 掛 金	508,634,220	預 り 金	77,855,625
仕 掛 金	430,302	賞 与 引 当 金	26,255,000
貯 蔵 金	3,785,536	未 払 法 人 税 等	40,213,400
短 期 貸 付 金	83,980,173	【 固 定 負 債 】	690,157,780
前 払 費 用	43,566,887	長 期 借 入 金	349,454,000
立 替 金	54,992,125	預 り 保 証 金	474,000
未 収 入 金	1,442,316	退 職 給 付 引 当 金	65,229,780
仮 払 金	334,046	社 債	275,000,000
繰 延 税 金 資 産	11,075,496	負 債 の 部 計	1,702,526,791
貸 倒 引 当 金	△ 3,999,783		
【 固 定 資 産 】	886,236,413		
(有 形 固 定 資 産)	648,860,802		
建 物	68,809,203		
建 物 付 属 設 備	49,548,301		
機 械 装 置	5,548,503		
車 両 運 搬 具	7,533,942		
工 具 器 具 備 品	2,529,948		
土 地	514,890,905		
(無 形 固 定 資 産)	28,582,691		
電 話 加 入 権	1,479,000	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	27,103,691	【 株 主 資 本 】	1,014,324,462
(投 資 そ の 他 の 資 金)	208,792,920	[資 本 金]	175,000,000
出 資 金	7,600,000	[資 本 剰 余 金]	132,000,000
投 資 有 価 証 券	141,041,170	資 本 準 備 金	132,000,000
差 入 保 証 金	33,157,200	[利 益 剰 余 金]	707,324,462
保 証 金	2,418,500	利 益 準 備 金	18,250,000
長 期 前 払 費 用	537,279	(そ の 他 利 益 剰 余 金)	689,074,462
貸 倒 引 当 金	△ 168,000	別 途 積 立 金	2,000,000
長期繰延税金資産	24,206,771	繰 越 利 益 剰 余 金	687,074,462
【 繰 延 資 産 】		(うち 当 期 純 利 益)	63,951,700
資 産 の 部 計	2,716,851,253	純 資 産 の 部 計	1,014,324,462
		負 債 ・ 純 資 産 の 部 計	2,716,851,253

損 益 計 算 書

株式会社 ヴィアックス

自 平成 27 年 4 月 1 日
至 平成 28 年 3 月 31 日

科 目	金 額	
【 売 上 高 】		円
【 売 上 原 価 】		5,604,097,058
期 首 棚 卸 高	6,807,015	
当 期 製 品 製 造 原 価	4,594,286,165	
合 計	4,601,093,180	
期 末 棚 卸 高	4,215,838	4,596,877,342
売 上 総 利 益		1,007,219,716
【販売費及び一般管理費】		840,988,345
営 業 利 益		166,231,371
【 営 業 外 収 益 】		
受 取 利 息	1,819,668	
受 取 配 当 金	4,199,321	
貸 貸 収 入	5,806,822	
雑 収 入	4,591,777	16,417,588
【 営 業 外 費 用 】		
支 払 利 息 割 引 料	10,760,405	10,760,405
経 常 利 益		171,888,554
【 特 別 損 失 】		
債 権 譲 渡 損	12,598,754	
貸 倒 損 失	1,337,418	13,936,172
税 引 前 当 期 純 利 益		157,952,382
法 人 税 等		96,030,218
法 人 税 等 調 整 額		△ 2,029,536
当 期 純 利 益		63,951,700

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

株式会社 ヴィアックス

自 平成 2 7 年 4 月 1 日

至 平成 2 8 年 3 月 3 1 日

(単位 : 円)

	株 主 資 本							評価・ 換算 差額等 合計	新株 予約 権	純資産 合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計			
		資本 準備金	他資本剰 余金	利益 準備金	他利益 剰余金					
当期首 残 高	175,000,000	132,000,000		18,250,000	640,122,762		965,372,762			965,372,762
当 期 変動額										
剰余金 の配当					-15,000,000		-15,000,000			-15,000,000
当期 純利益					63,951,700		63,951,700			63,951,700
当期変動 額合計					48,951,700		48,951,700			48,951,700
当期末 残高	175,000,000	132,000,000		18,250,000	689,074,462		1,014,324,462			1,014,324,462

	利益剰余金の内訳			
	資本剰余金		利益剰余金	
	利益剰余金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当期首残高	18,250,000	2,000,000	638,122,762	658,372,762
当期変動額				
剰余金の配当			-15,000,000	-15,000,000
当期純利益			63,951,700	63,951,700
当期変動額合計			48,951,700	48,951,700
当期末残高	18,250,000	2,000,000	687,074,462	707,324,462

主 要 業 務 実 績

図書館の管理運営業務実績（委託、指定管理者等）

年 度	発 注 者 名	業 務 名 (施設名称等)	業 務 内 容	受注額（円）
平成 25 年度	株式会社松田 平田設計	中央区労働スクエ ア跡地 新施設	施設管理運営システムを 含む情報システム設計	5,000,000
平成 26 年度	LINE 株式会社	LINE 福岡社屋	IT Library 構築業務	10,800,000
平成 27 年度	株式会社オオ バ	石巻市復興まちづ くり情報交流館	展示計画制作等支援業務 (資料展示架・書架含む)	19,614,000
平成 23 ～28 年 度	小学館集英社 プロダクショ ン	日比谷図書文化館 文化財関連ホーム ページの制作業務	日比谷図書文化館、及び 千代田区文化財に関する データベースシステム、 それに連動するホームペ ージの制作、運用	6,000,000
平成 19 ～28 年 度	千代田区	千代田図書館 四番町図書館 神田まちかど図書 館 昌平まちかど図書 館	指定管理者	462,750,000 (平成 28 年度金額)
平成 17 ～28 年 度	北区	赤羽西図書館 (平成 17～28 年度) 神谷図書館 (平成 18～28 年度) 赤羽図書館 (平成 19～28 年度) 赤羽北図書館、 浮間図書館 (平成 22～28 年度)	カウンター窓口等 一部業務委託	175,329,900 (平成 28 年度金額)
平成 19 ～32 年	大田区	下丸子図書館	指定管理者	81,786,828 (平成 28 年度金額)

度				
平成 20 ～ 28 年 度	目黒区	八雲中央図書館 守屋図書館 洗足図書館	カウンター窓口等 一部業務委託	176,246,280 (平成 28 年度金額)
平成 21 ～ 29 年 度	板橋区	志村図書館 清水図書館 西台図書館 蓮根図書館	指定管理者	287,469,751 (平成 28 年度金額)
平成 19 ～ 28 年 度	練馬区	関町図書館	カウンター窓口等 一部業務委託	46,980,000 (平成 28 年度金額)
平成 20 ～ 28 年 度	練馬区	石神井図書館 (平成 20～28 年度) 石神井公園受取窓 口 (平成 26～28 年度)	カウンター窓口等 一部業務委託	176,246,280 (平成 28 年度金額)
平成 24 ～ 28 年 度	練馬区	春日町図書館	指定管理者	91,522,000 (平成 28 年度金額)
平成 25 ～ 29 年 度	練馬区	稲荷山図書館	指定管理者	118,761,000 (平成 28 年度金額)
平成 21 ～ 28 年 度	市川市	市川駅 南口図書館	指定管理者	66,680,280 (平成 28 年度金額)
平成 22 ～ 30 年 度	杉並区	永福図書館 方南図書館	指定管理者	141,294,000 (平成 28 年度金額)
平成 22 ～ 30 年 度	新宿区	四谷図書館	指定管理者	97,452,360 (平成 28 年度金額)
平成 22 ～ 30 年 度	新宿区	大久保図書館	指定管理者	69,613,437 (平成 28 年度金額)
平成 23 ～ 30 年	新宿区	西落合図書館	指定管理者	59,797,630 (平成 28 年度金額)

度				
平成 22 ～ 31 年 度	文京区	水道端図書館 本郷図書館 千石図書館 根津図書室	指定管理者	410,828,000 (平成 28 年度金額)
平成 24 ～ 31 年 度	名古屋市	東図書館 瑞穂図書館 (平成 24～31 年度) 千種図書館 (平成 27～31 年度)	カウンター窓口等 一部業務委託	56,700,000 (平成 28 年度金額)
平成 24 ～ 28 年 度	所沢市	所沢分館 吾妻分館 柳瀬分館 新所沢分館 椿峰分館 狭山ヶ丘分館 富岡分館	指定管理者	107,465,616 (平成 28 年度金額)
平成 17 ～ 28 年 度	渋谷区	渋谷図書館 (平成 17～28 年度) 臨川みんなの図書 館 (平成 25～28 年度)	カウンター窓口等 一部業務委託	70,632,000 (平成 28 年度金額)
平成 25 ～ 28 年 度	江東区	豊洲図書館 東雲図書館 古石場図書館 枝川図書サービス コーナー	カウンター窓口等 一部業務委託	425,171,244 (平成 28 年度金額)
平成 25 ～ 29 年 度	江戸川区	小岩図書館	指定管理者	165,833,000 (平成 28 年度金額)
平成 25 ～ 29 年 度	江戸川区	松江図書館	指定管理者	78,785,000 (平成 28 年度金額)

平成 25 ～ 29 年 度	江戸川区	小松川図書館	指定管理者	95,833,000 (平成 28 年度金額)
平成 25 ～ 29 年 度	江戸川区	東部図書館	指定管理者	134,461,000 (平成 28 年度金額)
平成 25 ～ 33 年 度	中野区	中央図書館 本町図書館 野方図書館 南台図書館 鷺宮図書館 東中野図書館 上高田図書館 江古田図書館	指定管理者	639,843,480 (平成 28 年度金額)
平成 26 ～ 31 年 度	浜松市	はまゆう図書館	指定管理者	50,655,688 (平成 28 年度金額)
平成 27 ～ 29 年 度	仙台市	若林図書館	指定管理者	91,163,000 (平成 28 年度金額)
平成 27 ～ 29 年 度	立川市	上砂図書館 柴崎図書館 多摩川図書館	指定管理者	91,218,520 (平成 28 年度金額)
平成 28 ～ 32 年 度	入間市	西武分館 金子分館 藤沢分館	指定管理者	151,602,000 (平成 28 年度金額)

様式 9（共同事業体協定書兼委任状）

共同事業体協定書兼委任状

平成 28 年 8 月 25 日

都城市長 宛て

MAL 運営共同事業体

長野県北佐久郡御代田町御代田 3903-19

株式会社マナビノタネ

代表取締役 森田 秀之



都城市が募集する都城市立図書館の指定管理者に応募するため、共同事業体を結成し、都城市との間における下記事項に関する権限を当共同事業体の代表団体に委任して申請します。

なお、当共同事業体が都城市立図書館の指定管理者に指定された場合は、指定管理者としての業務の遂行及び当該業務に伴い当共同事業体が負担する債務の履行等に関して、当該共同事業体の代表団体と連帯して責任を負うことを誓約します。

記

受任者	共同事業体の名称	MAL※運営共同事業体（※都城オーグメンティドライブラリー）
	共同事業体の事務所の名称	MAL 運営共同事業体 事務所
	共同事業体の代表団体	株式会社マナビノタネ
	代表団体の出資の割合	
委任者	所在地	東京都中野区弥生町二丁目 8 番 15 号
	名称	株式会社ヴィアックス
	代表者名	代表取締役 小川 巧次
	出資の割合	
	所在地	
	名称	
	代表者名	
	出資の割合	
（共同事業体の存続期間及び委任期間） 共同事業体の存続期間及び委任期間は、平成 28 年 8 月 25 日から当該指定管理者の指定の期間終了後 3 か月を経過する日までとします。ただし、当共同事業体が都城市立図書館の指定管理者とならなかった場合は、当該指定管理業務に係る協定が締結された日に解散します。 また、当共同事業体の構成団体の脱退又は除名については、事前に都城市の承認がなければこれを行うことができないものとします。		
（委任事項） 1 指定管理者の指定の申請に関する事項 2 協定締結に関する事項 3 経費の請求受領に関する事項 4 その他指定管理業務の履行に関し、報告書等の提出に関する事項		
（その他） 1 本協定書に基づく権利義務は、他人には譲渡しません。 2 本協定書に定めのない事項については、構成団体全員により協議するものとします。		

※管理運営業務を複数の団体等で実施する場合は提出してください。

※本募集の代表団体が管理運営業務の当事者（指定管理者）とならない場合、管理運営業務を行う者のうち 1 団体を代表者として定め、本書での「代表団体」としてください。

